

官報

号外

平成十年五月十三日

○第百四十二回 参議院會議録第二十六号

平成十年五月十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十六号

平成十年五月十三日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

第二 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五 社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)
第六 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二より第六まで

一、インドの地下核実験に抗議する決議案(岡野裕君外八名発議)(委員会審査省略要求事項)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 國務大臣の演説に関する件

大蔵大臣から財政について発言を求められております。

この際、あわせて日程に追加して、

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案、以上五案について提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

これより順次発言を許します。松永大蔵大臣。

(國務大臣松永光吉登壇、拍手)

○國務大臣(松永光吉) 今般、政府は、四月二十四日に決定した総合経済対策を実施するため、平成十年度補正予算を提出いたしました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政及び金融行政の運営の基本的な考え方を申し述べますとともに、補正予算の概要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢は、家計や企業の景況感が悪化したことを背景に、景気は停滞し、一層厳しさを増しております。

政府は、こうした経済状況に対応し、我が国経済を力強い回復軌道に乗せ、我が国経済に対する内外の信頼を回復するため、総事業規模で十六兆円を超え、国、地方の財政負担が十二兆円規模の過去最大の総合経済対策を決定いたしました。

本対策においては、国内需要の喚起を図ると同時に、豊かで活力ある経済社会の構築に向け、二十一世紀を見据えて真に必要な社会資本の整備に配慮し、国、地方合わせて総額七兆七千億円程度の事業を実施することとしております。

具体的には、環境・新エネルギー、情報通信高度化、科学技術振興、福祉・医療・教育、物流効率化、緊急防災及び中心市街地活性化等民間投資誘発のための事業を実施するほか、災害復旧等のための事業に加え、地方単独事業についても追加を要請することとしております。

また、税制面では、国、地方合わせて二兆円規模の特別減税を既に実施中であり、これに二兆円規模の特別減税を追加し、定額方式によりできる限り早期に実施いたします。さらに、来年も二兆円規模の特別減税を継続することとしております。また、投資や住宅取得の促進を図るために、中小企業投資促進税制の創設、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講じてまいります。

法人課税については、今後三年間のうちにできるだけ早く、国、地方を合わせた総合的な税率を国際的な水準並みにするよう、検討を行うこととしており、今後、税制調査会において、税体系全体のあり方も踏まえつつ、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣に検討してまいります。また、個人所得課税のあり方についても、税制調査会において公正、透明で国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から腰を据えた検討を行うこととしております。

今回の総合経済対策のように、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、臨機応変の措置を講ずることは当然のことです。それと同時に、主要先進国中最悪の危機的状況にある我が国の財政構造を中長期的に改革し、さまざまな政策要請に十分対応できるようにすることも重要な政策課題であります。

こうした認識のもと、財政構造改革を推進しつつも、その時々状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するため、財政構造改革法に修正を加えることとし、そのための所要の改正法案を提出したところであり、その目的は、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置を講ずるとともに、財政健全化の目標とする措置を講ずるとともに、平成十一年度の社会保険関係費の増加額をできる限り抑制した額とすることとしております。

次に、金融上の措置について申し上げます。金融は、経済活動に必要な資金を供給するといふ、経済全体にとって動脈とも言うべき役割を担うものであり、金融システムの安定性確保とその活性化を図っていくことは極めて重要な課題であります。

本対策においては、債権債務関係の迅速円滑な処理、土地の整形、集約化を行うとともに、資産担保証券市場の環境整備を図るなど、土地、債権の流動化を促進するための総合戦略を策定したと

國務大臣の演説に関する件、議事日程追加の件、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

ところで、不良債権問題の抜本的な解決に取り組むこととしております。

また、中小企業、中堅企業を初めとする各経済主体への資金供給の円滑化により経済構造改革に資するとともに、最近のいわゆる貸し渋り問題にも対応していくため、金融システム改革を着実に推進していくほか、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に対して追加出資、融資の拡充等の措置を講じます。

一方、昨年夏以降、通貨金融市場の変動が続いていたアジア諸国では、成長率の低下、失業者の増加といった厳しい経済状況が続いておりますが、ほとんどの国において、最近の為替市場や株式市場は小康状態にあります。これらの諸国が持続的な経済成長軌道に返ることができるよう、我が国としても、本対策の中でアジア諸国の経済安定化や構造改革支援のための措置を講ずることとしております。

以上、御説明申し上げました総合経済対策については、先日のサミット準備のための主要国蔵相会合において私から説明いたしました。各国からは、我が国の経済動向等に関し強い関心が示されるところに、本対策の早期実施に期待が寄せられたところであります。

次に、今国会に提出いたしました平成十年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

平成十年度一般会計補正予算では、歳出面において、二十一世紀を見据えた社会資本の整備の一環として、環境・新エネルギー特別対策費七千八百四十九億円、情報通信高度化・科学技術振興特別対策費八千二百六十五億円、福祉・医療・教育特別対策費五千二百三十八億円、物流効率化特別対策費四千三百三十億円、緊急防災特別対策費四千三百十七億円、中心市街地活性化等民間投資誘発特別対策費四千三百億円、災害復旧等事業費千七百一十二億円を計上しております。また、最近の経済金融情勢等にかんがみ、土地流動化対策費四千三百三十五億円、中小企業等特別対策費二千九百七

国憲法の大原則に関する件、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年度分所得税の特別減税のための臨時増徴法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保証法の一部を改正する法律案(第二号案)

十二億円等を計上するとともに、アジア諸国の経済安定化等に必要経費三百億円を計上することとしております。

なお、今後の平成十年度分所得税等の特別減税の追加実施等に関連して、臨時福祉特別給付金等二千七百二十九億円を計上しているほか、その税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額四千七百四十億円に対し、同額の地方交付税交付金の追加を計上しております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入について、本対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込み額一兆四千七百三十億円を減額するとともに、その他収入の増加を見込んで不足する歳入について、やむを得ざる措置として六兆千八百八十億円の公債の追加発行を行うこととしております。なお、追加発行する公債のうち、四兆千八百八十億円が建設公債、二兆百億円が特別公債となっております。今回の措置により、平成十年度の公債発行額は二兆一兆六千七百五十億円となり、公債依存度についても、平成十年度当初予算に対し六・三ポイント増加し、二六・三％となります。

これらの結果、平成十年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四兆六千四百五十五億円増加し、八十二兆三千四百四十六億円となります。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画については、総合経済対策を実施するため、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫等に対し一兆五千五百六十九億円、郵便貯金特別会計に対し四兆円、合計十五機関に対し総額五兆五千五百六十九億円を追加することとしております。以上、平成十年度補正予算の概要について御説明いたしました。何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

最後に、大蔵省の不祥事をめぐる問題について一言申し上げたいと存じます。

大蔵省においては、金融関連部局に在籍した職員を中心に調査を行い、その結果を去る四月二十七日に発表いたしました。多数の職員において民間金融機関等との間に公務員としての節度を欠いた関係があったことはまことに遺憾であり、改めて国民の皆様におわび申し上げます。

大蔵省職員一同、これを契機に綱紀の厳正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて真に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしていく決意であります。

国民各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年度分所得税の特別減税のための臨時増徴法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わるものではありません。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。

こうした状況にかんがみ、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済はいまバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々状況に応じた適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、特別公債発行額の各年度削減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ、特別公債の発行枠の弾力化が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。

第二に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすることとしております。

第三に、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成十年度分所得税の特別減税のための臨時増徴法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、当面の景気に配慮して、平成十年度の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、今回の特別減税は、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について二万円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万円としております。したがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について三万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万九千円の合計額となります。

ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年八月一日以後最初から支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除する

ことにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年度の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成十年分の所得税に係る第一期の予定納税額の納期を七月から八月に一月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第一期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。

なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年度の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税額を精算することとしております。

第二に、民間投資及び研究開発の促進のための一年限りの措置として、中小企業等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業等々の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第三に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高千円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成十年居住分について六年間の控除限度額の総額を百七十万円から百八十万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法

の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 上杉自治大臣。

(国務大臣上杉弘光君登壇、拍手)

○国務大臣(上杉弘光君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、当面の経済状況を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じるものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算においては、平成十年度分の所得税の特別減税措置等に伴い、平成十年度分の地方交付税が減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成十年度分の地方交付税の総額の特例として、四千七百億円余を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとし、さらに、総合経済対策の円滑な実施に必要な財源を措置するため、交付税総額を交付税特別会計借入金により四千億円増額することとしたしております。

以上が地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 堀内通商産業大臣。

(国務大臣堀内光雄君登壇、拍手)

○国務大臣(堀内光雄君) 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨今の不良債権問題への対応や、本年四月から導入された早期是正措置により、いわゆる貸し渋りという事態が深刻になっており、また、最近の金融システム改革の動きを契機として、金融機関による取引先選別強化の動きがあらわれてきていることから、間接金融に依存せざるを得ない企業の資金調達は引き続き大変厳しい状況になることが予想されております。

一方、中小企業信用保険法を初めとする中小企業金融関係法律における中小企業者等の範囲については、昭和四十八年以降改定されておらず、特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題となっております。

そこで、中小企業金融対策において、本来対象とすべき企業の資金の融通の円滑化を図る必要があることから、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の趣旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法及び中小企業倒産防止共済法における中小企業者等の範囲を改定し、卸売業の資本金基準を三千万円以下から七千万円以下に、小売業及びサービス業の資本金基準を一千万円以下から五千万円以下に引き上げるものであります。

第二は、中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法における中小企業者の範囲について、それぞれの業種の実態に応じ、政令で特例を設けることとすることとするものであります。

以上が本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの演説及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。伊藤基雄君。

(伊藤基雄君登壇、拍手)

○伊藤基雄君 私は、民主党・新緑風会を代表し、大蔵大臣の財政演説及びたまたま提案のありました平成十年度補正予算、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案など経済対策関連五法案につきまして、総理及び関係大臣に質問いたします。

財政演説等に対する質問に先立って、インドの核実験について伺います。

インドは、五月十一日、二度目の核実験を行いました。核拡散防止に向けた国際社会の努力に背を向け、地域と国際社会に核軍拡競争をもたらす危険をはらんでおり、断固容認することはできません。政府は、バーミンガム・サミットでの討議を提案するなど対応の検討を始めているようですが、橋本総理の考えと対応措置について伺います。

さて、まず初めに、橋本総理の政治責任についてお尋ねします。

総理は、財政構造改革を公約に掲げ、昨年十一月二十八日に財政構造改革の推進に関する特別措置法を成立させました。その際に総理は、短期間の痛みというものを覚悟してでも、私たちはこの財政構造改革をやリ遂げなければならないと述べました。ちなみに、この昨年十一月というのは、四日に三洋証券が、十七日には北海道拓殖銀行が、そして二十四日には山一証券が経営破綻した月であります。これらの相次ぐ金融機関の破綻が我が国金融システムを大きく揺るがし、いわゆる貸し渋りが発生し、我が国経済は激痛に見舞われております。

その後の総理の経済運営を顧みますと、十二月十七日に二兆円規模の特別減税を発表。年が明けて、予算委員会では総理は、平成十年度予算は最善のものと言いつつ続けたものの、四月八日に予算が成

橋本總理、短期間の痛みというものを覚悟してでも、私たちはこの財政構造改革をやり遂げなければならぬとおっしゃったときのあの言葉は一体何であつたのか。そしてその後の無責任かつ小手先の施策の繰り返しをどう説明されるのか。我が国経済の大きな病巣を見きわめることができずに、病状の悪化に後手後手の場当たりの措置をとるのみで、根本的な治療を怠ってきたことは明らかであります。

このような総理の経済運営を見ただけでも、橋本内閣、変革と創造六つの改革は行き詰まったと指摘せざるを得ず、もはやこれ以上国政を担っていくことは困難であると申し上げなければなりません。橋本総理の御見解をお聞かせください。

政府が大々的に発表した十六兆円の総合経済対策は、その効果に大きな疑問があります。それは、過去何度も実施された経済対策を見れば明らかです。一時的な景気押し上げもわずかばかりで、結局は日本経済はじりじりと悪化の一途をたどりました。政府の総合経済対策は、我が国経済構造の改革、体質の改善に手をつけることなく、際限なく痛みどめの注射を続けているようなものであります。

私たちは以前から、恒久減税こそ日本の経済構造を改革し、民間部門の活力を取り戻す最善の方法だと主張してまいりました。経済の分野においては、政府が関与する部分はできるだけ小さくし、民間部門が活発に活動できるようにすべきであります。官から民へというのはこういう意味であり、そのためには、恒久減税を実施して民間部門により多くの資金を残すことが重要であります。

送られましたが、恒久減税こそ経済構造の改革につながるという私たちの考えについて、総理の御見解をお聞かせください。

法人税減税については、今後三年のうちにできるだけ早く、国際水準並みにするよう検討することになっておりますが、我が国の経済は今が一番苦しいときであり、三年といわず直ちに減税を実施すべきであります。今回の減税案には政策減税も盛り込まれておりますが、その規模は、国税二千六百三十億円、地方税三百九十億円という小さなものにすぎません。

ここで一つ提案があります。居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失の繰越控除制度を大幅に拡充し、広く個人の不動産譲渡損失を一定期間繰り延べる制度としてはいかがでしょうか。パブル経済とその崩壊を引き起こしたのは政府の責任であり、その被害に遭った人々、すなわち景気対策として政府が乱発した住宅ローンにより住宅を購入したものの、土地の値下がりで売却もできなくなつて苦しんでいる方々に対し、損失分の所得税を一定期間免除するというものであります。

この施策によって、キャッシュフローがふえ、それを見合いに住宅ローンもきちんと返済することができまゝす。そのうちまた新たに住宅を買い直すという動きも生じ、不動産売買の活性化も期待されます。一時的に税収が減少しても、住宅ローン破産が減少して社会全体のコストが下がり、かつ住宅需要が活性化すれば、結果的にはプラスとなります。これは、総合経済対策の中にある土地・債権流動化トータルプランの施策としても有効なものであります。

次に、公共事業について大蔵大臣にお尋ねします。

政府は国、地方合わせて総額七・七兆円の公共事業実施を発表し、今回の補正予算案では三・三兆円の公共事業を盛り込みました。歳出項目を見ると、環境・新エネルギー特別対策費や情報通信

大蔵大臣にお尋ねしますが、今回の公共事業が今までとどう違うのか、その具体的な御説明をいただきたい。

もう一つ重大な問題は、財政難に苦しむ地方に對し、地方単独事業を一・五兆円も押しつけるといふことであります。自民黨の選挙対策のためだけに、国も地方も巨額の借金を強いられてむだな公共事業を押しつけられるものであり、後世に大いなる負の遺産を残すものにほかなりません。大蔵大臣の御見解を伺います。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案については、この法案が提案されたこと自体大きな問題であります。この法律が成立したのはいつか。まだ半年もたっていないではありませんか。法律ができて半年で改正とは、総理の在職期間よりも短い。

そもそも、総理の景気認識が間違っていないければ

ば、こんなことは起こり得なかったはずでありま
す。しかも、今回の改正においても、責任追及を
恐れる余り、恒久減税の実施は不可能なものとな
っております。財政健全化目標を二年間先送り
して、その間、景気が回復しなければ、また目標
年次を先送りするつもりででしょうか。

さらに、大蔵省の中期財政試算では、一般歳出の伸びをゼロと仮定した場合でも、平成十五年年度には最大五・四兆円の要調整額が発生することになっております。こんなことで本当に財政健全化目標は達成できるのでしうか。橋本総理御自身のお考えをお聞かせください。

いわゆるキャップ制については、硬直的な予算配分を追認するという意味で、私たちは導入に反対してまいりました。今回、平成十一年度当初予算の社会保障関係費のキャップを外すことについて

むたな予算を削り、本邦に必要なことに予算を
使うためには、キャップ制はもともと無理があり
ます。財政構造改革の推進に関する特別措置法に
ついては、とりあえず二年間凍結し、その間に、
キャップ制はもちろん、建設国債と赤字国債の区
分の廃止等についても見直し、真に財政健全化に
つながる法律を検討すべきであります。橋本総
理、勇気を出して民主党の改正案に御賛同くださ
い。

次に、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案について、通産大臣にお尋ねします。

巷間 民間金融機関による貸し流りのひどさが指摘されております。貸し流りに遭った経営者が何人も自殺するという痛ましい事件も起きております。国会も民間金融機関に対し、貸し流りを行うことのないよう何度も要請しました。民主党政権が反対しましたが、政府は民間金融機関の自己資本増強のため、二兆円もの公的資金まで使っております。

ます。一体効果は出ているのでしょうか。今現在における貸し渋りの実態について、まず通産大臣の御見解をお聞かせ願います。

もし効果がないとすれば、二兆円の公的資金は、むだ遣いだったのでしょうか。今回の法改正により、新たに二万社の企業が信用保証協会の保証を

受けられることとなります。一定の効果はあるでしょうが、中小企業に対する貸し渋りを解決するのに十分な対策とお考えでしょうか。私は、これでは決して十分とは考えられません。

民間金融機関がその責務を果たさない以上、既に一部実施もされていますが、政府系金融機関の

融資枠をさらに拡大するしかありません。そして、社会的責任を果たそうとしない民間金融機関は公的資金によって救済する必要は全くありません。

日本経済の力の源泉は製造業にあります。ドル二百四十円に始まったブラザ合意以来の円高は、十年後の一九九五年四月にはついに一ドル八十円台にもなり、円のアメリカ・ドルに対する為替相場が三倍となりました。一九九六年の日本の商品輸出のうち、ビデオ、自動車等の耐久消費財を含む消費財全部が全輸出の二〇％弱であり、八〇％は機械類や基礎資材、中間部品など諸外国の製造業に必要なもので占められています。これは日本の製造業がアメリカ、ヨーロッパ、アジア各国の生産活動になくてはならない揺るぎない存在となっていることを示しています。

なした民間の改革への努力、通産省の進める産業政策と民間との協力、共同の軌跡について、さらには今後この体制を維持し続けることが可能であるのか、その見通しについて明らかにしていただきたい。

一方、今日の厳しい経済状況の元凶は日本の金融システム不安にあります。金融革新の世界的潮流の中で、金融当局は金融システムの改革をするに必要にして十分な権限を持ちながら、閉鎖的な業界内調整の行政を続けることにより、多くの不祥事を引き起こしております。大蔵省、日本銀行の不祥事はここに批判すべき点があり、責任があります。大蔵大臣の考え方をお聞かせください。

さて、国際金融の拡大によってユーロ市場は急速に拡大し、銀行の国際ローン残高は、七三年末の先進国GNPの5%から九〇年末には三兆六千億ドルと先進国GNPの一九%に膨張しております。そして、その資金の動きが投機的に動き、实体经济をたいてきております。一国の政府の経済政策は、これらの国際金融に対する十分な分析

現下の経済状況をもたらした責任は総理にあることは当然であります。しかし国際金融市場に對し、かくも多彩なアイデアが各方面から発せられれば、それが日本政府の弱みと見られ、市場の反応を呼んできたのではないかと。どのような経済政策も構造改革も、実行する主体に強さがなければ、日本経済への外部からの介入とも言える事態は続くと思わなければなりません。

総理の責任をただすとともに、所見を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣（橋本龍太郎君） 伊藤議員にお答えを
申し上げます。

まず、インドの核実験に対する我が国の対応についてお尋ねがありました。

我が国としては既に、私から三月三十一日付の、イン
バジパイ首相あての親書の中におきまして、イン
ドの核政策について慎重な対応を申し入れており
ました。さらに昨日、今回の核実験後、小渕外務
大臣から在京インド大使に対し、また平林駐イン
ド大使から先方政府に対し、それぞれ、インドの
核実験は極めて遺憾であり、インドが早急に核兵
器の開発を中止するよう申し入れました。

サミットにおきましても、本件について十分議
論を行い、G8として明確なメッセージを発する
ことができるよう、英国を初めとする参加国に今
働きかけをいたしておるところであります。

次に、財政法改正に関する政治責任についての
お尋ねをいただきました。

私は、従来から、財政構造改革の必要性はいさ
さかも変わるものではなく、また内外の経済金融
情勢の変化に対し臨機応変の措置をとることも当
然と申し上げてまいりました。

いすれにせよ、政治責任の追及を恐れて必要な施策が打てないということでありますならば、それこそが私は政治責任だと考えており、今後とも責任を持って構造改革を進めながら、景気回復に向けて努力をし続けてまいりたいと考えております。

次に、恒久減税についてお尋ねがありました。税制については、公平、中立、簡素という租税の基本的な考え方に基いて、時代の潮流変化と各般の構造改革に対応し、適時適切に、より望ましい姿を考えていく必要があります。

今回の対策では、法人課税について、今後三年間のうちにできるだけ早く、総合的な税率を国際水準並みにするよう検討を進め、個人所得課税につきましても、公正、透明で国民の意欲が引き出せるような税制を目指し、さまざまな論点について幅広くちんとした検討を行ってまいりたいと考えております。

また、財政健全化目標の達成についてお尋ねがございました。

昨日、国会に提出いたしました財政事情の試算におきまして、目標年次を二年延長したことにより、要調整額が減額された財政の姿をお示しいたしております。

いずれにしても、財政構造改革を着実に推進し、試算に示された要調整額を公債金収入以外で解消し、目標達成に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、平成十一年度の社会保障予算のキャップについてのお尋ねをいただきました。

また、財政健全化に向けてさまざまな御指摘を
ちようだいいたしました。が、財政構造改革法の二
年凍結につきましては、内外の経済金融情勢の変
化に対応して臨機の措置をとることは当然であり
ますけれども、二十一世紀に向けて安心して豊か
な福祉社会や、健全で活力のある経済などの実現
に十分対応できる財政構造を実現することは重要
な課題であり、このような財政構造改革の必要
性からして、御指摘のように二年間停止という
手法は適切ではないと考えます。

キャップ制の見直しにつきましては、改正案におきまして、主要な経費ごとに量的縮減目標を設定するという仕組みそれ自体は財政構造改革法の基本的な骨格として維持することとしております。

また、国債のあり方につきましては、その対象となる経費などについてさまざまな御議論がありますが、いずれも財政運営の根幹にかかわる大きな問題であり、幅広く深い議論をしていただきたいと考えております。

国際金融市場を視野に入れた主体的な経済対策という視点からの御指摘もいただきました。

政府としては、従来から国際金融の動向にも常に注意を払っており、内外の経済金融情勢の変化に対応し、措置を講じてまいりました。私の責任は、構造改革を推進しながら、一刻も早く景気を回復させることにあると考えており、責任を持って適切な経済運営に努めてまいります。

○国務大臣（松永光君） 伊藤議員にお答えいたします。

次に、居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失の繰越控除制度を拡充すべしとの御意見でございました。

この措置は、所得税の暦年課税の原則の例外であり、譲渡益が出た場合の課税のバランスや諸外国における取り扱いとの比較から見ても、譲渡損

公共事業についてのお尋ねですが、公共事業についてはこれまでも重点化、効率化に努めてまいったところでありますが、今回の補正予算にお

国務大臣の演説に關する件
法の一部を改正する法律案、
る法律案（題旨不明）

財政籌造改革の推進に關する特別措置
地方税法及び地方財政法の一部を改正す

公共投資と地方財政との関係についてのお尋ねがございました。総合経済対策により追加される公共事業及び地方単独事業の円滑な実施が図られるよう、地方交付税を四千億円増額することとしておるなど、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することにしていてるところであり、地方団体におかれてもできる限り御協力をくださるようお願いをしたいと考えているところであります。

最後に、大蔵省の金融行政についてのお尋ねがございました。

今般の不祥事を契機に、これまでの金融行政に對する厳しい御批判については、これを嚴肅に受けとめていかなければなりません。十分反省する必要がありますと考えております。

こうした御批判を踏まえて、従来の事前調整的行政から脱皮をし、客観的かつ公正なルールに基づく透明性の高い金融行政を目指し、いわゆる通達行政の見直しも含め、その改革を今進めているところであります。(拍手)

〔國務大臣堀内光雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(堀内光雄君) 伊藤議員にお答えを申し上げます。

貸し渋りについてのお尋ねでございました。当省が四月に実施いたしました調査において、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなったとする企業の割合は三割強であり、また、今後の融資態度が厳しくなると懸念する企業の割合は五割強であ

ります。これは三月に行った調査に比べますと若干低下をいたしております。ただ、これらの数字は引き続き高い水準でありますことは変わりな

法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業

て、融資額の五〇％を限度として担保徴求を免除する運転資金融資制度の創設とともに、金融面での中小企業の支援対象範囲の拡大のための措置を盛り込みました。したがって、今回の法改正は、議員から御指摘のありました信用保証の対象範囲の拡大のみならず、政府系金融機関である中小企業金融公庫や環境衛生金融公庫の融資の対象範囲の拡大も目的としたところでございます。

最後に、通産省の進める産業政策についてのお尋ねがありました。

経済のグローバル化の中で、御指摘のとおり、各国間の生産活動が密接にかかわり合いをいた

し、また、一方では相互に国際競争を展開をされている状況にあります。こういう中で、製造業等において事業革新や企業組織の再編といった二十一世紀の新たなシステム形成に向けての試行錯誤

が行われているところでございます。
通産省といたしましては、このような新たなシステムへの模索を背後から支え、かつ促進をしていくことが現在の重要な役割であると考えているところでございます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) 清水達雄君。
〔清水達雄君登壇、拍手〕

○清水邊雄君 私は、自由民主党を代表いたしました。先ほどの財政演説、財政構造改革法改正案等に関しまして、総理初め関係大臣に質問をいたします。

質問に先立ちまして、閣僚の皆様方に一言申し

本日の本会議は、緊急経済対策を実施するための施策を審議する極めて重要な会議であります。

臨時措置法及び租税特別措置
信用保険法等の一部を改正す

六

り、抗議の意を強くあらわしたいと存じます。包括的核実験禁止条約、核拡散防止条約等による世界平和への道が大きく脅かされ、パキスタンの対抗措置も危惧されるところであります。日本政府として、インドへの円借款の凍結等を行うべきと考えますが、この点について、総理及び外務大臣にお伺いをいたします。

来る十五日からはバーミンガム・サミットが開
催されますが、先般の準備のためのG7蔵相会議
では、我が国の総合経済対策の早期実施を初め、
アジアの経済混乱の再発回避方策が提案されてい
る。日本政府としては、このサミットでは、

ます。日本政府としては、このサミットではどのような政策スタンスを示されるのでしょうか。

アジアの構成員でもある我が国は、従来の枠組みにとらわれず、独自の支援体制を創設していく構想があつていいと考えます。例えば、IMFのアジア版であるアジア通貨基金を日本主導で創設

貨の安定を図るといった施策であります。アジアは日本の経済活動のフランチャイズであり、また、アジアの安定は安全保障にも資することから、政府には積極的な関与を求めたいと思います。

ます。総理にサミットでの対応方針をお聞かせ願うとともに、大蔵大臣、外務大臣にも所見を伺います。

一方、国内情勢に目を転じますと、経済活動はことしに入り一段と停滞色を強めております。アジアからの影響だけでは片づけられないさまざまな要因が絡み合っております。

橋本総理は、さきの衆議院予算委員会での討論の中で、アジア金融危機の飛び火の深刻さを十分に認識していなかったと言われ、また、金融機関

そこで、まず金融問題について伺います。

自民党では、金融システム安定化のために総額三十兆円の公的資金枠を設定したのに追加し、今回の経済対策の柱の一つとして、土地・債権流動化のトータルプランを打ち出しました。これは、債権債務関係の円滑処理、土地の有効利用、公的資金需要の創出を主たる内容とするプランであり、これを受けて、政府も、土地・債権の流動化を促進するための総合戦略を打ち出しています。しかし、これらの対策の実施はそう容易なことではできないと思います。関係省庁の総力を結集して早急に取り組むことが不可欠であり、いかなる体制でいつごろまでに実行に移せるのか、総理に御説明をお願いしたいと思います。

さらに、今回の総合経済対策の効果についてであります。総事業費十六兆六千五百億円と過去最大であり、民間の研究所には今年度の実質GDP押し上げ効果が一・二%あるとの見積りもありです。政府としては、定量的にどのくらい景気押し上げ効果を見込んでいるのか、そして景気はいつごろから回復の兆しを見せるかと判断されているのか、経済企画庁長官に認識をお伺いいたします。

次に、財政構造改革法の改正についてお尋ねします。

現下の経済状況のもと、景気対策を行うために財政構造改革法第四号の特例公債の発行の弾力化措置と目標年次の二年延長を内容とする改正案が出されました。

これは、今回の景気対策に伴い、公債発行枠の弾力化の緊急避難的な措置を講じたことを踏まえたものであるわけですが、延長時間も、延長することによってどのような財政運営上の効果があるのか、今後の景気動向のいかんによってはもっと意見を広げておいた方がよいのではないかと、この点について、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

次に、社会保障費について、平成十一年度限りキャップを外したことにつきまして、総理

に、その理由をわかりやすく国民に説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、弾力条項の発動要件として、国民所得統計速報のGDP成長率のほかに、内外の経済ショックによって急速に経済が停滞状況に陥る場合に弾力化を可能とするようになっていくわけですが、具体的にはそれがどの程度の基準で発動するのか、それが経済指標に具体的にあらわれていくのか、おそれがあられる場合にも発動が可能かどうか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に、今回の総合経済対策の内容についてお尋ねいたします。

今回の景気対策の中心の一つである公共事業は、従来と変わらなければならぬ型ではないかという批判もありますが、波及効果の高い事業を優先しつつ、情報通信、科学技術振興、福祉、医療、教育等の新しい分野のインフラ整備を積極的に推進するための経費が織り込まれたことは一定の評価ができるものではないかと思えます。

景気対策として、今年度は大幅な前倒し執行が行われ、息切れする後半に今回の対策が実行に移され継続的な対応となり、大きな効果が期待できるのではないかと考えております。

しかし、これを有効なものにするためには、事業者、特に地方公共団体の体力的問題があります。補助事業の地方負担や、一兆五千億円の地方単独事業を消化するためには財源措置をしっかりとっておく必要があります。今回の景気対策に関連して地方財政措置をどのようにとられたのか、自治大臣にお伺いいたします。

次に、景気対策としてもう一つの柱である中小企業対策についてお伺いします。

政府・自由民主党において、昨年来から政府系金融機関の融資枠の拡大等の金融対策や信用補完制度の充実等の貸し流し対策を行い、その結果、中小企業関係の政府系金融機関の昨年十二月からことし三月までの融資実績は大幅な伸びとなっており、今後ますますその役割の重要性が増大するものと思われまます。

しかしながら、中小企業の経営環境は一段と厳しさを増してきており、悪質な町金融による出資法違反の金融トラブル事件の多発等々、このような状況をどのように認識し、金融機関へのさらなる要請も含め、いかに対応されるかとしておられるのか、総理にお尋ねいたします。

そして、雇用情勢も完全失業率三・九%に見られるように、一段と厳しさを増してきており、倒産続出の深刻さもかつてない事態にあるのではないのでしょうか。

規制緩和を進め新たな企業を起こす、すなわちベンチャービジネスが雇用の場をつくる大きな力になるものと期待されておりますが、残念ながら倒産が新規創業を上回っております。これは、ベンチャー企業は資金力や信用もないことから、民間金融機関や政府系金融機関等からの資金提供がスムーズに行われていないのではないかと考えられます。

ベンチャー企業の育成について、プロジェクトファイナンス等の新しい手法の導入を図ることについて、総理に御見解をお伺いします。

次に、税制問題についてお尋ねします。

総理は、ことし二月からの所得税、住民税の減税に加えて、当面の景気対策としてさらなる特別減税の実施を決定されました。厳しい財政事情や長引く景気の低迷の中、総理が先頭に立って、果敢に難局に向かい指示をされておりますことに敬意を表するものであります。

一方、七月の参議院選挙後から、党税制調査会と政府税制調査会において、本格的な税制改革の検討に着手することを表明されております。海外の諸国からも恒久減税の実施要求の声が上がってきておりますが、特別減税にしても恒久減税にしても、その経済波及効果は直ちに目に見えてあらわれるといったものではありません。行財政の基本である税制のあり方を見据えて、その中で景気動向に応じ、許される範囲内の減税がどの程度可能かということが問題であります。

その観点から、基本的な考え方を国民に示し、コセンサスを醸成していくことが大切でありますので、この夏に検討が開始される税制抜本改革について、総理の言葉で基本的な方針を十分説明していただきたいと思います。

また、海外、特に米国では、我が国の政策スタンスに理解を示したものの、政策の早期実施を催促し、新たな産業、雇用の開拓のため、大幅な規制緩和を初めとする構造改革の推進についても強く要請してきております。行政改革の中で、規制緩和については新たな三カ年計画で取り組んでおりますが、これをさらに前倒し実施し、高コスト構造の是正等を図りつつ、二十一世紀への日本経済の活性化の展望を示していくことが今まさに要請されております。

この点について、総理の御決意と取り組み方針を伺うとともに、今回の経済対策の早期実施について、本院も最大限努力されることを強く願って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣(橋本龍太郎)答へ、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎) 清水議員にお答えを申し上げます。

まず、インドの核実験に対する我が国の対応というお尋ねがありました。

我が国がインドに対し、再三にわたり核政策における最大限の自制を求めてまいりました中で、核実験が行われたことは極めて遺憾な状況であります。

我が国としては、既に私から三月三十一日付のバジパイ首相あて親書の中において、インドの核政策について慎重な対応を申し入れておりましたが、今回の核実験後、小渕外務大臣から先方政府に対し、また平林駐インド大使から先方政府に対し、それぞれ、インドの核実験は極めて遺憾であり、インドが早急に核兵器の開発を中止するよう申し入れました。さらに、政府としては、経済協力を含め何らかの措置をとることを現在検討いたしております。

アジア通貨安定のために、例えば昨年我が国も積極的に推進をしたマニラ・フレームワークが策定されるなど国際的な努力が続けられております。

また、アジア危機の教訓を受けて、国際金融システムの強化についても議論が行われる予定でありまして、アジアからの唯一の参加国である我が国の立場と経験を踏まえ、積極的な貢献を行っていきたいと考えております。

御指摘をいただきました土地・債権の流動化と土地の有効利用に関する各般の施策の実施に当たりましては、現下の我が国を取り巻く経済環境にかんがみれば、迅速な取り組みが必要であることは議員の御指摘のとおりであります。

次に、平成十一年度の社会保障予算のキャップについてお尋ねをいただきました。

大國の關税に關する件
法の一節を改正する法律案（衆議院提出）
地方財政構造改革の推進に關する特別措置法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の平成十年分所收税の特例減税のための臨時増徴法及び相対特例増徴法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の平成十年分所收税の特例減税のための臨時増徴法及び相対特例増徴法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

なお、平成十二年度までには医療保険制度の抜本改革などによりまして医療、福祉の分野における効率化が期待できますことから、平成十二年度については現行の財政構造改革法の規定が適用されることとしております。

次に、中小企業について、経営環境についてのお尋ねをいただきました。

先刻の通産大臣の答弁にもありましたように、中小企業の経営環境は依然厳しいものがございま

す。先般、私からも民間金融機関に対し、貸し流りといったことのないように要請したところでありますが、今回の総合経済対策におきましても、金融対策を中心に過去最大の中小企業対策を盛り込んだところであります。御提案申し上げております金融面での中小企業の支援対象範囲の拡大も含めて、中小企業対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、プロジェクトファイナンス等新たな手法にもお触れになりながら、ベンチャー企業に対する新しい金融手法についてのお尋ねがございました。

これまでも、政府系金融機関による知的財産権を担保とする融資、あるいは各県のベンチャー財

なお、日本開発銀行を例にとりますなら、知的財産権を担保とする融資制度を導入以來、これまで約四十件の実績が上がっておりますことも申し添えたいと存じます。

次に、税制の抜本改革についての基本方針についての御指摘がありました。

所得税及び個人住民税につきましては、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水準、税率の構造、各種控除等のあり方、資産性所得課税や年金課税など、さまざまな論点について幅広くきちんとした検討を行い、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指したいと考えております。

法人課税につきましては、今後三年のうちにできるだけ早く、総合的な税率を国際的な水準並みにしたいと考えており、今後、税体系全体のあり方も踏まえながら、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣に検討を進めていくことになる、そうように考えております。

次に、今後の規制緩和の進め方についてのお尋ねがございました。

去る三月三十一日、新たな規制緩和と推進三カ年計画を決定いたしましたところでありますが、この計画決定に当たりましては、徹底した実施時期の明確化、前倒しを行ってまいりました。まず、この計画を確実に実施することが必要であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答
弁を申し上げます。（拍手）

〔國務大臣松永光君登壇、拍手〕
○國務大臣（松永光君） 清水議員にお答え申し上げます。

まず アジアの金融・通貨危機への対応についてのお尋ねがございました。

総理からも御答弁がありました。我が国はこれまでアジアの金融・通貨の安定のため、マニラ・フレイムワーク、これを積極的に推進するとともに、関係国中最大の資金支援を約束する等の支援策を実施してまいりました。

また、マニラ・フレームワークの一環として、アジア初の域内サーベイランスを実施するため、本年三月に第二回会合を東京で開催いたしました。

我が国としては、關係各国や國際機關とも密接に連携をとりながら、さらなる支援のあり方を検討しつつ、今後ともアジアの通貨の安定のために十分貢獻していく所存であります。

次に、財政健全化の目標年度の延期についてのお尋ねがございました。

現在の特別な経済状況にかんがみ、財政構造改革を進めつつも、特例公債発行枠の弾力化措置を設けて速やかに緊急避難的な財政措置を講ずることを踏まえますと、目標達成の道のりは厳しいも

なお、特例公債発行枠の弾力化措置は、あくまでも緊急避難的な措置であることから、おそれがある場合ということではなく、何らかの経済指標により停滞が認識できることが必要であると考えております。(拍手)

一点パキスタンの対抗措置を危惧されておられるというお話がありました。御指摘のとおりでございます。今度のインドの核実験が隣国パキスタンの安全保障の問題として、核実験を誘発するということがあることがあってはならぬと思ひまして、従来から自制を求めているところでございまして、重ねてパキスタン政府に対しまして、この趣旨をお伝え申し上げたいと思っております。

この経済対策の波及効果も含めた効果を試算いたしますと、かた目に見まして、向こう一年間で名目GDPの二％程度の効果を持つものと見込まれます。この対策の効果につきましては、補正予算の成立時期にもありますが、減税や社会資本整備の実施により、補正予算成立後、おおむね一、二カ月程度のタイムラグを伴いながら、徐々に効果を發揮してくるものと考えております。

国際的に、日本経済はタイタニック号とも称され、沈没を懸念されるほど悪化しているのが現況でございます。我が国の国民も企業も不況にあえぎ不安感を募らせております。かつては順風満帆

先般のワシントンG7と先日のロンドンG8では、各国から日本の景気後退に強い懸念を表明する声が上がリ、非難が相次ぎました。そして内需拡大を急ぐよう要求され、日本責任論が展開されたわけでございます。まさにケインズの言うコンフィデンスの危機の状態であることは間違いないと思います。

財政省改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十一年分所得税の特別徴収のための臨時措置法及び租税特別優遇法の一部を改正する法律案、平成一十二年分所得税の特別徴収のための臨時措置法及び租税特別優遇法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（通称説明）

翻って考えるに、橋本総理は財政構造改革について、既に三回にわたって大きな失敗をしたことになると思います。

第二に、景気がさらに急速に悪化の一途をたどったにもかかわらず、總理御自身の個人的メンツにこだわる余り、財革法の執行停止をタイムミン・グに合わせて行なかつたことでございます。すなわち、我が党が主張した九八年度緊縮型予算案の大幅修正を適宜行わず、適切な景気対策を打ち出せなかつた点でございます。

昨年十一月二十八日に成立させた財革法の最大の問題点は、実体経済を無視して赤字国債の削減だけを短期間で実現してしまおうとする無謀な意図が背後にうかがわれた。これにより、構造的な

一方、政府・与党の財政構造改革会議は、弾力
 条項新設に加え、財政健全化目標の二年延長と社
 会保障費の歳出上限枠の一年間停止を決定いたし
 ました。しかし、これでは財基法のもとでの欠
 陥は一切修正されていないし、我が国経済の置か
 れている厳しい現況には対応できない。

我が党は、こうした小手先の修正をやめ、財政の健全化をあきらめずに着実に進めるためにも財

実効税率は現行の四六％から四〇％程度まで下げる必要がある。これは、経済のグローバルスタンダード化が叫ばれる昨今、フランスの四一・七％、イギリスの三一％に比べ、我が国の法人所得課税率が突出して高過ぎることが明白であるからであります。

の減少や設備投資の不振を生んで景気の先行き不安が消費不振を招くといった悪循環に陥ることをを防がなければならぬ。

法人所得税率を現在のレベルのままに放置しておけば、さらなる国際競争力低下を懸念する大企業は海外へ流出し、その結果、国内には種々の規制に保護された非効率的な企業しか残らず、産業、金融の空洞化を促進させてしまうおそれ十分にあると考えられるが、総理並びに大蔵大臣の

さて、私は、政府は行政改革の目標とする到達点の一つである小さな政府への移行を宣言すべきであると訴えるものでございます。欧米で小さな政府といえは行政改革と減税が柱となっているわ

けでございませうが、橋本内閣は昨年、消費税率二%アップで五兆円、特別減税の廃止で二兆円、医療費の自己負担増で二兆円と合計九兆円もの国民負担増を我が党の反対にもかかわらず断行した。その結果、今日の深刻な不況を招いたわけでございます。

財政法の一時執行停止と、それに伴う将来的な見直しは、我が国経済への内外の信頼を一日も早く取り戻し、小さな政府をつくる絶好のチャンスであると考え、総理の御所見をお伺いしたい。

九七年度の実質成長率は、オイルショック以来二十三年ぶりのマイナス成長になることが明らかになりました。景気は停滞の段階から明らかに後退の局面に入ったと言える。八日発表された三月の国内卸売物価指数は、前月比で三カ月間連続の下落となりました。景気後退と物価の下落が同時に進行するデフレスパイラル現象が、いよいよ現実化してきたことのあらわれでございませう。

橋本総理はASEM、アジア欧州会議で日本の経済は戦後初めての厳しい状況に直面していると認識を示しましたが、問題はその判断が余りに遅きに失したという点にある。

アメリカの財政赤字の削減が順調に進んでいる背景には、長期的に好景気が続いているというところがございます。財政改革の達成には好調な景気が前提となることは論をまたない。しかし、大型金融破綻が相次ぎ、景気停滞色がはつきりしていた九八年度予算の編成時に、財政法の厳しい歳出抑制方針のみを運営して効果的な景気浮揚策を盛り込まなかったことは、橋本内閣の予算編成に対する明白な失敗であった。そしてこのことは厳然

を挟む余地のない事実である。アメリカの包括財政調整法には、景気低迷時に歳出の一時削減を一定期間凍結するいわゆる弾力条項が設けられていることは、極端な相違が生じてしまっているわけでございます。

予算成立直後の現在、既に補正予算を組まざるを得なくなっているという考えられないほどの矛盾が生じたのも、予算編成が政府の大失敗であったというあかしであることは間違いないと考え、総理の御所見をお伺いしたい。

このように、我が国の経済、財政のみならず、国家としての信頼を世界的に失墜させた上、国民を塗炭の苦しみで沈めた総理の失政の責任は余りにも重い。総理が辞任することが最大にして唯一の景気対策であるとの内外の声が高まる今日、もし、総理に人としての良識のかけらが残っているのであれば、総理は一刻も早く退陣すべきであると強く主張するものであるが、総理の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 益田議員にお答えを申し上げます。

まず、今日の経済状況をもたらした原因についてお尋ねがございました。

我が国経済は、不良債権の処理のおくれなどバブルの後遺症といった経済社会の構造問題に加え、アジアの通貨・金融不安や我が国の金融機関の破綻による金融システムへの信頼低下などの影響もある中において、これに伴う家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響を及ぼし、景気は停滞状況を示すようになっております。

こうした昨年末以来の経済の先行きに対する著しい不透明感にはやや落ちつきも見えないものの、最終需要の停滞の影響が生産や雇用等実体経済に及んでおり、一層厳しさを増していると認識をしております。

今回の財政構造改革法改正案において、三つの骨格がすべて失われたのだから執行を停止すべきだという御指摘をいただきました。

内外の経済金融情勢の変化に対し、臨機応変の措置をとることは当然のことではありますものの、二十一世紀に向けて安心して豊かな福祉社会、あるいは健全で活力のある経済の実現等に十分対応できる財政構造を実現していく必要性には何ら変わりはなく、財政構造改革法の基本的骨格は維持すべきだと考えております。

そのため、改正案におきましては、財政構造改革法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的削減目標の仕組と財政健全化目標は堅持するとともに、その時々状況に応じて、いわば緊急避難的に適切な措置を講じる枠組みを整備するための必要最小限の修正にとどめているところであります。したがって、財政構造改革法の執行停止は適切ではないと考えております。

また、公共事業費を暫時削減し、社会保障費については総合的にむだを省きながら増額する分をふやしていくべきという御意見をいただきました。

今回の改正におきましても、公共事業や社会保障関係といった主要な経費ごとに、それぞれ量的削減目標を設定するという仕組み自体は、財政構造改革法の骨格として維持することとしており、こうした仕組み全体が御指摘のような構造改革を

推進するためにも資するものと考えております。また、米財務長官の発言を引用されながら、所得課税、法人課税の恒久減税についてのお尋ねをいただきました。

所得税及び個人住民税については、諸外国と比べて低い個人所得課税負担の水準、税率構造、各種控除等のあり方、資産性所得課税や年金課税などのさまざまな論点について幅広くきちんとした検討を行い、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指してまいります。

また、法人課税については、今後三年のうちにできるだけ早く、総合的な税率を国際的な水準並みにしたいと考えており、今後、税体系のあり方をも踏まえながら、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣な検討が行われると考えております。

財政構造改革法を一時停止すると同時に、小さな政府への移行を宣言すべきという御指摘もいただきました。

将来に向けてさらに効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現するために、財政構造改革に取り組む必要性があることは、議員御指摘のとおりであり言うまでもありません。その上で、財政構造改革を進めるに当たりまして、行政の各分野において、国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと、国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと等の観点を踏まえながら改革を進めてまいりたいと考えております。

十年度予算に効果的な景気浮揚策を盛り込まなかったという御指摘をいただきました。平成十年度当初予算は、予算作成時点における

これにつきまして総理から詳細答弁があったところでありますが、追加して申し上げますと、財政構造改革法の基本的な枠組み、これは、主要な経費に係る量的縮減目標という仕組み、それから

三

なお、今般の総合経済対策を踏まえて、法人課税や所得課税のあり方については税制調査会で本格的な検討に着手しており、法人事業税の外形標準課税の問題など地方の法人課税について検討す

今般の財政構造改革會議において、社会保障関係費のキャップを外すことになったことは正しい判断であつたと評価をいたすものであります。しかし、なおその措置が来年度のみであるという点については、その本旨にかんがみて納得のいくも

私は從來型公共事業一辺倒のあり方を改め、子供が育つ国づくりと、福祉に重点を置く発想の転換こそ必要ではないかと考えます。公共事業の追加に当たっても、歩道の整備、公共施設のバリ

アフリー化など、福祉の町づくりの推進に資する事業に重点を置くべきであります。

また、公的介護保険の実施を二年後に控え、介護施設整備に全力を挙げるべきだと思います。介護施設整備が進まないのは、施設ができた後の運営費に自治体の不安があるからであり、介護施設整備は地方単独で推進し、運営費、措置費を国がしっかりと保障するという、財源も含む地方分権化を進めるやり方をとるべきだと考えます。

最近、福祉に対する財政投入は、公共事業以上に経済成長に貢献するという注目すべき研究成果が発表されるようになっております。例えば、茨城県は、特別養護老人ホームへの投資の波及効果は、その他の公共事業への投資よりも効果が大きいとの試算結果を公表しております。また、新ゴールドプランの生産誘発効果は、投資額の三・三倍にも達し、実質的には公共事業と同等の経済効果があるとの試算もあります。

このように、これまで福祉は経済成長の足を引っ張ると思われてきましたが、逆に福祉は投資であるとの認識が高まってきております。こうした考え方について、総理並びに厚生大臣の御見解をお聞かせください。

福祉に対する投資は労働集約的であり、雇用機会の創出にも効果的であると考えます。女性の雇用機会の拡大や社会参加に役立つことは間違いないと思います。高齢者の介護や乳幼児の育児への政策的支援あるいは教育への投資は、新しい労働力を創出し、日常の勤労活動を支え、生産活動の基盤となります。また、雇用が拡大すれば、個人の所得もふえ、消費も拡大し、ひいては国民経済の成長や税収の増大にもつながります。

今後、戦後最悪の失業率を記録している折、雇用の拡大と福祉や社会保障への信頼を高めることこそが国民の心理に安心感を与える最大の政策であります。

次に、消費不況の原因と対策について伺います。

今日、我が国が直面している未曾有の不況の最大の原因は、言うまでもなく消費の落ち込みにあります。とめどもない官僚の腐敗、政治不信を初め、医療費の引き上げや年金受給に対する不安が相互に増幅し合い、将来に対する不透明感を高め、国民の消費意欲を減退させていることは明らかであります。この不透明感と不安感を取り除かない限り、消費の拡大、ひいては景気の回復は望むべくもありません。

そこで、個人消費を基盤とした内需拡大のために、消費税そのものの持つ欠陥をまず正すべきであると考えざるを得ません。

民主党は、低所得者層に対する逆進性を緩和するために、飲食料品に係る消費税に相当する額を所得者世帯及び低所得者世帯に給付する制度の創設を提唱しておりますが、この制度は、特別減税の効果が及ばない世帯にもメリットが及ぶとともに、個人消費の活性化を通じて景気の回復に大きな効果があるものと確信しているものであります。

社民党のこの提案は、今回の総合経済対策には残念ながら取り上げられませんが、今後の残念ながら取り上げられませんが、今後の恒久減税の検討の際には、本案を含め、消費税の抜本的な見直しに着手されるよう、強く要請するものであります。総理並びに大蔵大臣の御見解をお尋ねいたします。

最後に、官僚不祥事と政治不信の解消についてお尋ねいたします。

ここ数年来、厚生省や大蔵省を初めとする官僚の不祥事は目に余るものがあります。本来、公僕であるべき官僚が特定業者等と癒着し、わいりや過剰な接待を受け、行政をゆがめ、ひいては国民の信頼を失墜せしめた、その罪と責任は極めて重いと云わざるを得ません。情報を独占し、業界を監督指導してきた官僚組織、とりわけ大蔵官僚に依存してきた経済財政運営の結果、多額の不良債権の発生を見逃し、今日の深刻な経済状況を招いたことは明らかであります。同時に、こうした官僚の腐敗を許し、助長してきた政治にも責任があると言わなければなりません。

そこで、今回、公務員倫理法が提案されようとしておりますが、肝心の政治腐敗防止法については合意に至っておりません。公務員倫理の確立と政治腐敗防止は本来一体であります。とりわけ、政治家のあっせん利得罪について、総理の特段の努力と勇断を期待するものであります。

総理の明快な御答弁を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 清水議員にお答えを申し上げます。

まず、インドの核実験に対する対応について、具体的にどうするかというお尋ねがありました。現在検討をいたしております。そして核兵器廃絶等については、今後とも核のない世界を目指し、現実的な核軍縮措置を積み重ねるべく努力をしております。

次に、平成十二年度の社会保障関係費に再び上

限を設定することについてお尋ねがありました。

平成十二年度においても財政構造改革の必要性は何ら変わらない、平成十二年度までには医療保険制度の抜本改革等により、医療、福祉の分野における効率化が期待できることから、現行の財政構造改革法の規定が適用されることとしております。

また、社会保障構造改革についてもお尋ねがありました。

少子・高齢化の進行する中において、将来にわたってセーフティーネットとしての役割を果たすことのできる制度を構築していく必要があります。

このような考え方に立って、さきの国会で成立をした介護保険法につきましては、平成十二年度からの制度の円滑な実施に向けた取り組みを行ってまいりますとともに、年金、医療制度につきましても、国民的議論のもとで抜本的な改革に取り組んでまいりたいと考えております。

総合経済対策の効果についてもお尋ねがありました。

今回の対策におきましては、二十一世紀を見据えて、豊かで活力のある経済社会の構築に向け、真に必要な社会資本を重点的に整備するという基本的な考え方のもとに、環境・新エネルギー、情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育に対して重点的な配分を行ったところであります。

こうした社会資本整備や減税を含む今回の対策の効果は、かた目に見て、向こう一年間名目GDPの二・二％程度と見込んでおりますが、さらに政策減税、政策金融、土地・債権の流動化や、土地の

した。

また消費税について、御提案の消費税額給付制度というものは、歳出上の措置と考えられますけれども、本人確認あるいは的確な所得把握などさまざまな問題があると考えます。

最後に、政治腐敗の防止、政治倫理の確立につ
いてのお尋ねがありました。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答

〔國務大臣松永光君登壇、拍手〕

私に対する質問は、消費税額給付制度、これについてのお尋ね一問であつたかと思いますが、総理から御答弁がありました。すなわち、本人確認をどうするか、的確な所得把握をどうして行うか、こういった種々の問題があるわけでございます。

いずれにしても、消費税の逆進性の問題と考えるわけでありまして、これについては消費税を含む税体系全体の見直しの中で検討されるべきものだと考えております。(拍手)

〔国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣（小泉純一郎君） 平成十二年度では上
限枠を設けるがどうか。

確かに、十一年度では上限枠を停止しました。しかし、十二年度では、ちょうど医療改革が実施される年になります。この医療改革の中で徹底的なむだの排除、効率化を図ることによって、私は上限枠設定の中で予算編成を行うべきものだと考えております。

また、福祉の経済効果、投資であるというお話ですが、私は両面あるんじゃないか。福祉の財政支出は雇用創出効果もあると思います、確かに。一方で、社会保障給付費の増大が国民負担の増大となつて、経済の活力を失わせる面もある。両面があるのではないか。

いずれにおいても、制度の効率化、合理化を図っていく必要があると思います。（拍手）

○副議長(松尾官平君) 須藤美也子君。

〔須藤美也子君登壇、拍手〕

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、冒頭に、インドの核実験強行に対し、我が党は強い抗議の意思を表明するものであります。

これは、核兵器廃絶を求める世界の願いに逆行するものであります。同時に、特定の国による核兵器独占が核不拡散条約体制として合法化されていることの矛盾が最も危険な形で明らかにされたものであり、今こそ核実験全面禁止、核兵器廃絶、そのための被爆国日本の努力が強く求められていることを厳しく指摘しなければなりません。

今、橋本内閣のもので、日本経済の混沌と国民生活の深刻さはとどまることを知りません。昨年度の経済成長率は、第一次石油危機以来、実に二十三年ぶりにマイナス成長に陥る事態になり、個人消費は急激に落ち込み、失業率も史上最悪です。

こうした事態を加速させているのは、言うまでもなく消費税の増税、医療制度の改悪など、九兆円もの国民負担の押しつけと財政構造改革法による福祉、医療などの連続的改悪の強行という、まさに橋本内閣の政策不況そのものであります。これに對して、国民からかつてない怒りと不信の声が沸き起こっており、最近のどの世論調査でも不支持は過半数を超えているのです。総理府の世論調査では、実に七二・二％が日本は悪い方向に向かっていると答えるほど重大な事態になっているのであります。

任をはっきり認めて退陣するのが民主主義の道理ではありませんか。まず、最初にお聞きをいたします。

昨年十一月末、我が党初め各野党の反対を押し切つて強行成立させた財政構造改革法を、わずか五カ月で見直しせざるを得なくなったことも、橋本内閣の政策破綻と右往左往ぶりを象徴しています。政府は、今回の見直しの理由として、バブルの後遺症、アジアの金融危機、大型金融機関の破綻などによって不況が深刻化したからだと言っております。しかし、バブルが崩壊したのは八年前の九〇年であります。アジアの金融危機は昨年のも五月ごろからであります。山一と拓銀の破綻も財革法の成立した十一月二十八日の以前のことでありまゝです。総理は、私たちが警告したにもかかわらず、財革法を施行しても不況に拍車をかけ、深刻な事態にはならないと考えていたのでしょうか。

総理に、今回の財政法見直しを緊急避難的対応、必要最小限の措置であり、骨格は変えないと言っておりますが、聖域なき削減という骨格は公共事業の積み増しによって総崩れになっております。そして一方では、医療、福祉、年金、教育などの国民生活関連予算の切り捨てはそのままで、悪法の一掃悪い部分は強行しようとしています。今や破綻した財政法は、見直しや弾力化ではなくきっぱりと廃止すべきであります。総理、明確に回答ください。

家計の消費支出は落ち込み、可処分所得に対する消費支出の割合は戦後最低水準にまで低下しているもので、景気対策として政府がまずやるべきことは、冷え込んだ個人消費そのものを消費税減税で暖め、国民の消費購買力を引き上げることです。

最近の世論調査でも、七四%の人が消費税の負担が大きいと答えています。政府税調の専門委員でさえ、消費税減税は確実に消費を増大させると指摘しているように、景気を回復させる最大の決め手が消費税減税であることは、今や国民の常識になっております。

総理は、この国民の切実な声になぜこたえないのですか。それとも、消費税減税は景気対策に役に立たないと考えているのですか。明快な答弁を求めます。

次に、特別減税について伺います。

今回の特別減税はわずか二年限りのものであります。社会保障の一層の改善が待っていることでは、国民が安心して消費に振り向けることはできないでしょう。特別減税といっても実施分と今回の補正で四兆円です。昨年の九兆円負担増を埋め合わせることはできません。しかも、昨年の消費増税は先行減税があったからという総理の理屈から言えば、特別減税が終わった後は増税ということになるではありませんか。総理は、それでもこの特別減税で消費拡大、景気回復になると認識しているのですか。また、減税は庶民に手厚い減税にして、恒久化すべきであります。この点について、総理の御所見をお聞かせいたします。

政府の対策は、本来やるべき消費税減税、恒久減税を行わないで、相変わらず公共事業中心となつています。補正歳出追加分のうち、公共投資額は七三%も占めています。これまで六回の景気対策を見ても、総額四十八兆円の公共事業は景気の回復に役立たず、大企業、セネコン本位の浪費を助長するだけで、国と地方の財政危機を深刻化させてきました。政府の財政制度審議会も九六年

十二月、「こうした過度に財政に依存した経済運営について見直すべき時期にきている」と指摘していたではありませんか。総理、それなのに、なぜまた従来型の公共事業優先の対策になっているのですか。

環境や新エネルギー、情報通信高度化など新たな装いをつけたものの、その中身は道路や港湾など、これまでのような公共事業の大幅な積み重ねにすぎないと言わざるを得ません。本来あるべき公共事業は、老朽校舎の改築、特別養護老人ホームや公営住宅の建設、生活道路拡充など、国民生活関連に重点を移すべきです。そして、官公需の中小企業への発注率を大幅に引き上げ、中小企業の仕事を確保すべきではありませんか。今回の公共事業で中小企業にはどれだけ仕事があるのか、具体的な答弁を求めます。

さらに、農林水産予算も公共投資部分が八〇%以上です。緊急な景気対策というのであれば、輸入の拡大政策と新食糧法のもと、大暴落した米価の十分な価格補てん、借金で自殺者が続出している農家経営の援助こそ必要であります。食糧の安全保障と国民の食糧の安定供給に責任を持つならば、何よりも今日の農業危機にこたえる対策を講ずることが強く求められております。総理のはっきりした答弁を求めます。

次に、貸し渋り問題について質問いたします。政府は、今年の初め、金融機関に対して三十兆円の公的資金の投入を決め、貸し渋りの解消に資すると断言しました。しかし、その実態は、一向に貸し渋りはおさまらず、自殺者が相次ぐなど、中小企業の経営危機はますます深まっておりま

す。深刻な貸し渋り解消は、もはや一刻の猶予もありません。民間大銀行の貸し渋りそのものを是正するために、政府の責任として着実な効果を上げるためにどんな指導を行うつもりなのか、明確な答弁を求めます。

今日、日本経済の立て直しと国民生活擁護にとって緊急切実な、どの課題をとっても政府の対策は逆立ちしたものであります。それをサミットなど国際舞台での公約だと強行するのは、国民と国会を無視するものであり、断じて許されません。

最後に、私は、今の深刻な不況を打開する力は持ち得ない橋本内閣の退陣と、解散・総選挙で国民の信を問うよう強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 須藤議員にお答えを申し上げます。

まず、政策運営と責任についてのお尋ねがありました。

私の責任は、一刻も早く行政に対する国民の信頼を回復するとともに、国政を停滞させずに、構造改革を推進しながら景気回復に努めることにありと考えており、全力を尽くしていきたいと考えております。

また、我が国経済が深刻な状況に陥ったその認識はというお尋ねがありました。

不良債権の処理など、我が国経済はいまだにバブルの後遺症から抜け切れておらない中で、アジアの経済金融情勢の影響、大型金融機関の破綻など、内外の予想外の悪条件が一斉に重なった結果、景気は停滞し、さらに今年に入りまして、

年度末を控え、いわゆる貸し渋りを企業が一層厳しく感じる状況になりました。アジアにおきましては、インドネシアの経済の先行きについて不透明感を増している状況であります。こうした中で、一層厳しさを増したものと、そのように考えております。

次に、今回の経済対策及び補正予算において、国民生活関連分野を切り捨てたという御指摘をいただきました。

総合経済対策及び補正予算の第一の柱は、社会資本の整備と減税による国内需要の拡大であります。また、その中でも経済構造改革、社会保障構造改革、教育改革などを念頭に置き、二十一世紀を見据えた我が国の社会の発展にとって真に必要な社会資本を整備することとしており、特に緊急性の高いダイオキシンの環境ホルモン対策や新エネルギー対策、将来の発展基盤となる科学技術の振興、情報通信の高度化への対応、少子・高齢化の進展に対応するための福祉、医療、教育、国民生活に密接に関連する分野に事業費を重点配分しております。こうした整備の方向は、減税その他の措置と相まって、景気に効果的に作用するものと考えております。

財源法は廃止すべきだという御意見であります。私は先ほど来御答弁を申し上げておりますように、財政構造改革法の基本的骨格というものは二十一世紀を考えた必要なものだと思っております。そのため、改正案におきましては、財政構造改革法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的削減目標の仕組み、財政健全化目標は堅持するとともに、その時々状況に応じて、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備す

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

国務大臣の演説に關する件 財政構造改革の推進に關する特別措置法の改正する法律案、平成年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の改正する法律案、地方自治法及び地方財政法の改正する法律案、地方交付税法等の改正する法律案及び中小企業信用保証法等の一部を改正する法律案(各三讀)

るための必要最小限の修正にとどめておるところであり、廃止は適切でないと考えております。

次に、消費税減税についてお尋ねがありました。

消費税率の引き上げを含む平成六年秋の税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、真に必要な改革であったと考えており、消費税率の引き下げは考えておりません。

また、所得税の恒久減税という御意見をいただきました。

今回の経済対策では、所得税、個人住民税について特別減税を行うこととしております。こうした措置は、各般の措置と相まって、景気に効果的に作用すると考えております。

その上で、個人所得課税につきましては、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水増し、税率構造、各種控除等のあり方、資産性所得課税や年金課税などのさまざまな論点について幅広くききんとした検討を行い、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指しております。

また、社会資本整備に当たりまして、国民生活関連分野に重点を移すべしということのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたように、総合経済対策及び補正予算の第一の柱が社会資本の整備等による国内需要の拡大であります。そうした中においても、経済構造改革、社会保障構造改革、教育改革などを念頭に置いて、真に必要な社会資本を整備することとしており、その際にも、少子・高齢化の進展等に対応するための福祉、医療、教育などを初めとする国民生活に密接に関連する分野に

事業費を重点的に配分することにしておりまして、今回のこうした措置は、議員御指摘の点についても十分こたえるものができたと思っております。

官公需の中小企業への発注に当たりましては、中小企業の受注機会を確保することが極めて重要であります。平成十年度の国等の契約の方針は、現在策定作業中ではありますが、今回の補正予算に係る事業を含めて、公共事業の実施に当たっては、中小企業の受注機会が十分確保されるよう、今後とも努めてまいります。

農林水産予算について御意見をいただきましたが、今回の補正予算におきましては、現下の農業経営の実態、農業者のニーズを踏まえて、米の生産流通コストの低減等に資するカントリ・エレベーター等の施設や生産基盤の整備、立ちおくれしている農山漁村の生活環境の整備、農林漁業者の資金調達の円滑化のための信用保証の充実等、必要な対策を盛り込んだところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光吉登壇、拍手)

○国務大臣(松永光吉) いわゆる貸し渋り問題でございしますが、健全な企業にその必要とする資金の融資をするというのが金融機関の本来的な使命であることは言うまでもありません。この本来的な使命を金融機関が十分に果たすよう、私から強く要請をしております。

今般の自己資本充実策によりまして、金融システム不安が遠のいたこともあり、貸し渋りの状況は少しは緩和しているような様子も見えますけれども、今後ともなおその状況を厳しくチェック

し、必要に応じ、さらなる要請等をしてまいりたいと、こう考えております。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時四十四分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

国務大臣の演説及び趣旨説明に対する質疑を続けます。星野明市君。

(星野明市君登壇、拍手)

○星野明市君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました財政演説並びに関係法案に対する質疑を行います。

平成十年度を迎えても日本経済は深刻さを増し、株価、為替の低迷が続いております。ちなみに、本日、為替は百三十四円台になりました。失業率は月を追って高くなっています。総理が自信満々に行ってきた九兆円の国民負担増を初めとする財政帳じり合わせの結果が今日の危機をもたらしたことは、今や明白な事実であります。

総理は、平成十年度予算案審議の際、本予算が最善のものであると言いつけていたにもかかわらず、本予算成立の次の日に記者会見で補正予算の編成を口にしたが、これは本予算が欠陥予算であることをみずから露呈するものであります。

また、みずから招いたこの不況に反省も、謝罪もいまだありません。本予算が不十分であったならば、なぜ撤回の上、再提出をしなかったものでありましようか。総理は、この国の行く末や国民生活

よりも自分のメンツ、政權の方が大切なのでしょう。明確にお答えをいただきたいと思ひます。

また、みずから強引に成立させた財政構造改革法についても改正案が提出されており、もはや論外であります。財政構造改革法を成立させたときでさえ、我が国経済は危機的状況にありました。

北海道拓銀、山一証券、三洋証券は破綻し、アジアの通貨危機は深刻となっていたのであります。我々の反対を押し切って強引に成立させたのはこれですか。橋本総理、あなたではないのですか。

前国会における財政構造改革法審議の際、予定されない経済政策について、直ちにそのことが補正要因になるとは考えるべきでないと繰り返し答弁し、特に集中三カ年においては、景気対策としての補正予算を編成しないことが財政構造改革法にかなう原理であると答弁をしております。

財政構造改革法改正案審議以前に、平成十年度補正予算案、関連法案を提出することは、政府の言う財政構造改革法に反しないのでありましようか。

補正予算案と関連法案を提出する前に、財政構造改革法を徹底審議し、国会としての結論を出し、政策転換を明確にした上で補正予算の審議に入る、これが本筋だろうと思ひます。今回のやり方は、国会の審議権を冒瀆、侵害するのみならず、議會政治を破綻させるような結果を招くものと私は思っております。

財政構造改革法は、十年前にできた法律ではありませぬ。つい半年前に、我々の反対を押し切つて成立させたのは橋本総理ではありませぬか。橋本総理に財政構造改革法改正を言う資格はありません。橋本内閣は、みずから決めた財政構造改革法を、たったの数カ月も守れないのではありま

また、みずから決めた財革法を直ちに改正する
ようでは、国の命運を託せないという御指摘もい
ただきました。

財政構造改革の基本方針についてもお尋ねがございました。

國務大臣の議決に関する件、地方税關支拂の推定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の改正に関する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、平成一〇年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の改正に関する法律案、車庫並に上向きへの取付け又は車庫内における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件。

また、恒久減税を実施するために財革法を凍結、廃止すべきではないかという御意見がありました。

次に、経済再建についての御指摘をいただきました。

将来に向けて、さらに効率的で信頼される行政というものを確立して、安心して過ごせるような豊かな社会と活力のある経済を実現するために、財政構造改革に取り組む必要性があることは今申し上げたとおりであります。あわせて、規制の撤廃と緩和を初めとする構造改革を進め、柔軟で創造力に富む経済を実現することが必要であります。

〔國務大臣松永光君登壇、拍手〕
○國務大臣（松永光君） 星野議員にお答え申し上げます。

次に減税についてのお尋ねですが、今回の経済対策では、所得税、住民税について四兆円の特別減税の追加、継続を行うほか、住宅、投資促進について、いわゆる政策減税を実施することとしており、こうした措置は各般の施策と相まって、消費者や企業のマインドを高め、景気に効果的に作用するものと考えております。

今回の特別減税の実施方法については、最近の深刻な経済情勢を踏まえ、減税の効果をできるだけ早期に発揮させるために定額方式で行うものとしたのであります。

なお、今回の総合経済対策では、「個人所得課税については、公正・透明で国民の意欲が引き出



○議長(新藤十朗君) 日程第二 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日曜第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する國際条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 社会保障に関する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長及川順郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(及川順郎君登壇、拍手)

○及川順郎君 たいだいま議題となりました条約三件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、車両等の型式認定に関する相互承認協定は、一九五八年に国際連合欧州経済委員会において採択され、その後、一九六七年及び一九九五年に改正されたものでありまして、自動車、その部品等に関する統一的な技術要件を定めた規則を作成し、同一規則を適用する締約国間で型式認定の相互承認を行うこと等について定めるものであります。

次に、一九九二年の植物新品種保護条約は、従前の保護条約の内容を基礎として、新たな国際的統一規則により、新品種の育成者権の保護を強化することを主たる目的とするものであります。

また、社会保障に関するドイツとの協定は、国際間の人的交流に伴って発生する公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、日独間で年金保険制度の適用の調整を行うことを定めるものであります。

委員会におきましては、今般、我が国が車両等の型式認定相互承認協定に加入する意味、生物多様性条約に基づく開発途上国の利益保護と植物新品種保護との関係、我が国が社会保障協定を締結する意義等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、それぞれ採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十七

賛成

百八十七

反対

〇

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員長山本正和君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例その他必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、協定締結がもたらした理由、主要な交渉項目、さらに協定締結を促進する必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十七

賛成

百八十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長大島慶久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○大島慶久君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔大島慶久君登壇、拍手〕

本法律案は、これまでの動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発研究を行う法人として再出発させるために必要な措置を講じようとするものであります。

本法律案の主な内容は、第一に、改組後の法人の名称を核燃料サイクル開発機構に改めること、第二に、原子力施設の立地地元重視の観点から、同機構の主たる事務所を茨城県に置くこと、第三に、同機構における業務運営の透明性等を確保するため、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任

平成十年五月十三日 参議院会議録第二十六号

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案 インドの地下核実験に抗議する決議案

二〇

命する委員により構成される運営審議会を設置すること、第四に、同機構は、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な、高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性物質の処理及び処分等に関する研究を行うとともに、その成果の普及を行う等の業務を行うこと、第五に、適切な情報の公開により、同機構の業務運営における透明性を確保することなどであります。

委員会におきましては、橋本総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人からの意見を聴取し、去る五月七日には茨城県に委員を派遣して地方公聴会を開催したほか、現地調査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、原子力政策見直しの必要性、高速増殖炉の開発を継続する理念、新法人の業務範囲を定めるに当たつての基本的な考え方、公的な原子力開発研究機関における役割分担のあり方、動燃の事業経営体質、監督官庁である科学技術庁の責任、新法人における情報公開のあり方等ありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し阿部委員より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十四

賛成

百七十

反対

十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(斎藤十朗君) これにて午後三時まで休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後三時二十二分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

岡野裕君外八名発議に係るインドの地下核実験に抗議する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。岡野裕君。

(議案は本号末尾に掲載)

(岡野裕君登壇、拍手)

○岡野裕君 ただいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合及び自由党の各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案いたします。案文を朗読いたします。

インドの地下核実験に抗議する決議(案)

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

しかるに、今回、インドが地下核実験を強行したことは、包括的核実験禁止条約の採択によつて高まった核軍縮への国際的努力に逆行し、当該地域における緊張を高める行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への断の努力を行うことを誓うとともに、インドの地下核実験に厳重に抗議し、同国が早急に核開発を停止するよう強く求めるものである。

政府は、これまでの核実験反対に対する我が国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、インド政府に対して直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該地域における緊張の緩和と信頼醸成に努め、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、包括的核実験禁止条約の早期発効に一層努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は起立採決をもって行います。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。橋本内閣総理大臣。

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

政府は、これまで、国のいかに問わず、また、その理由のいかに問わず、核実験は停止すべきである旨強く主張してきたところであり、今回のインドの核実験に對しても、極めて遺憾であり、核兵器の開発を早急に停止するよう強く求めました。また、今回のインドの核実験により地域の安定が害されないよう、地域のすべての関係国に對し、最大限の自制を呼びかけたいと思ひます。

政府といたしましては、ただいま採決されました御決議の趣旨を体し、インドの核実験の停止及び核兵器の開発停止のために全力を尽くし、さら

には核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力を進める上で積極的役割を果たしつつ、関係国の理解と実行を促すよう、今後一層の努力を払う所存でございます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君	阿曾田 清君	加藤 修一君	高橋 令則君	福本 潤一君	山本 保君	大森 礼子君	末広まきこ君	星野 朋市君	武田 節子君	高野 博師君	小山 孝雄君	田村 秀昭君	山下 栄一君	宮崎 秀樹君	泉 信也君	猪熊 重二君	松浦 孝治君	平井 卓志君	永野 茂門君
副議長 松尾 官平君	魚住裕一郎君	栗原 君子君	渡辺 孝男君	益田 洋介君	松 あきら君	田浦 直君	平野 貞夫君	海野 義孝君	但馬 久美君	鈴木 正孝君	戸田 邦司君	荒木 清寛君	風間 昶君	二木 秀夫君	牛嶋 正君	木庭健太郎君	野沢 太三君	扇 千景君	及川 順郎君

大久保直彦君	鶴岡 洋君	塩崎 恭久君	奥村 展三君	上吉原一天君	大野つや子君	武見 敏三君	中原 爽君	橋本 聖子君	北岡 秀二君	景山俊太郎君	岩井 國臣君	鹿熊 安正君	大島 慶久君	中曾根弘文君	小野 清子君	浦田 勝君	坂野 重信君	板垣 正君	岡部 三郎君	松浦 功君	溝手 顯正君	坪井 一字君	山本 一太君	松村 龍二君	長谷川道郎君	龜谷 博昭君	阿部 正俊君	金田 勝年君	楠崎 泰昌君	鴻池 祥肇君	保坂 三蔵君
白浜 一良君	水野 誠一君	狩野 安君	堂本 曉子君	岩永 浩美君	田村 公平君	常田 享詳君	長峯 基君	国井 正幸君	釜本 邦茂君	海老原義彦君	吉村剛太郎君	石川 弘君	永田 良雄君	鈴木 貞敏君	木宮 和彦君	石井 道子君	林田悠紀夫君	大河原太一郎君	田沢 智治君	矢野 哲朗君	加藤 紀文君	依田 智治君	三浦 一水君	平田 耕一君	林 芳正君	中島 真人君	鈴木 政二君	佐藤 泰三君	笠原 潤一君	谷川 秀善君	岡 利定君

太田 豊秋君	陣内 孝雄君	成瀬 守重君	鎌田 要人君	久世 公義君	青木 幹雄君	倉田 寛之君	沓掛 哲男君	高木 正明君	真鍋 賢二君	井上 吉夫君	岩崎 純三君	宮澤 弘君	照屋 寛徳君	畑 恵君	武田邦太郎君	馳 浩君	谷本 嶺君	石井 一二君	南野知恵子君	江本 孟紀君	野間 昶君	及川 一夫君	清水 澄子君	岡崎トミ子君	吉川 芳男君	村沢 牧君	齋藤 勲君	大木 浩君	下稲葉耕吉君	田 英夫君	瀬谷 英行君
尾辻 秀久君	西田 吉宏君	石渡 清元君	清水嘉与子君	斎藤 文夫君	岡野 裕君	片山虎之助君	竹山 裕君	遠藤 要君	村上 正邦君	佐々木 満君	井上 裕君	長尾 立子君	小川 勝也君	大脇 雅子君	和田 洋子君	日下部禮代子君	椎名 素夫君	小林 元君	渡辺 四郎君	清水 達雄君	山本 正和君	三重野栄子君	薬科 満治君	須藤良太郎君	梶原 敬義君	今泉 昭君	井上 孝君	上杉 光弘君	志苦 裕君	赤桐 操君	角田 義一君

国務大臣

足立 良平君	山崎 力君	阿部 幸代君	小山 峰男君	曾川 健二君	須藤美也子君	菅野 茂君	直嶋 正行君	長谷川 清君	有働 正治君	円より子君	一井 淳治君	笠井 亮君	山下 芳生君	竹村 泰子君	筆坂 秀世君	橋本 敦君	笹野 貞子君	寺崎 昭久君	吉田 之久君	立木 洋君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	法務大臣 下稲葉耕吉君	外務大臣 小淵 恵三君	大蔵大臣 松永 光君	文部大臣 町村 信孝君	厚生大臣 小泉純一郎君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	運輸大臣 藤井 孝男君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

郵政大臣 自見庄三郎君

労働大臣 伊吹 文明君

建設大臣 瓦 力君

自治大臣 上杉 光弘君

国家公安委員 村岡 兼造君

内閣官房長官 小里 貞利君

国務大臣 総務庁長官 鈴木 宗男君

国務大臣 北海道開発庁長官 久間 章生君

国務大臣 防衛庁長官 尾身 幸次君

国務大臣 経済企画庁長官 谷垣 禎一君

国務大臣 科学技術庁長官 大木 浩君

国務大臣 環境庁長官 龜井 久興君

国務大臣 国土庁長官 溝口善兵衛君

大蔵大臣官房総務課長 浦井 洋治君

大蔵省主計局長 尾原 榮夫君

大蔵省主税局長 林 康夫君

中小企業庁長官 中村 利雄君

中小企業庁次長 二橋 正弘君

自治省財政局長 成瀬 宣孝君

自治省税務局長 上杉 光弘君

議長の報告事項

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任 高橋 令則君 補欠 木暮 山人君

文教・科学委員 辞任 本岡 昭次君 補欠 中尾 則幸君

辞任 山下 栄一君 補欠 加藤 修一君

辞任 上山 和人君 補欠 及川 一夫君

国民福祉委員 辞任 釘宮 馨君 補欠 和田 洋子君

辞任 木暮 山人君 補欠 高橋 令則君

農林水産委員 辞任 和田 洋子君 補欠 釘宮 馨君

辞任 加藤 修一君 補欠 山本 一太君

経済・産業委員 辞任 高橋 令則君 補欠 山本 一太君

辞任 加藤 修一君 補欠 但馬 久美君

交通・情報通信委員 辞任 山本 一太君 補欠 高橋 令則君

辞任 中尾 則幸君 補欠 本岡 昭次君

辞任 但馬 久美君 補欠 山下 栄一君

辞任 及川 一夫君 補欠 上山 和人君

国土・環境委員 辞任 上杉 光弘君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

辞任 堀 浩君 補欠 堀 浩君

議院運営委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一二四号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第一二五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一二六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予備委員会に付託した。

平成十年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一〇号)

平成十年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第一二号)

平成十年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第三九号)

大規模小売店舗立地法案(閣法第四九号)

経済・産業委員会に付託

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省北米局長 高野 紀元君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

外務省北米局長 西村 六善君

都市計画法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

民間旅客機による米軍の弾薬、小火器類の輸送に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

市民的及び政治的権利に関する国際規約第一選択議定書批准等に関する質問主意書(本岡昭次君提出)

建築設備士の資格確立等に関する質問主意書(小川勝也君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

外務省北米局長 田中 信明 (解職) 平成十一年二月

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省北米局長 飯村 豊 (同) 同

外務省経済局長 大島正太郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省北米局長高野紀元君外二名(同日議長承認)を、第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

大木 浩君
海老原義彦君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

上吉原 一天君
鈴木 省吾君
木暮 山人君
長谷川道郎君
釜本 邦茂君
高橋 令則君

外交・防衛委員
田村 秀昭君
戸田 邦司君

財政・金融委員
野村 五男君
常田 享詳君

文教・科学委員
釜本 邦茂君
鈴木 省吾君
中原 爽君
長谷川道郎君
上吉原 一天君
本岡 昭次君
山下 栄一君
及川 一夫君

国民福祉委員

常田 享詳君
野村 五男君
野沢 太三君

和 洋子君
高橋 令則君
木暮 山人君

労働・社会政策委員
堂本 曉子君
奥村 展三君

農林水産委員
釘宮 磐君
和 洋子君

経済・産業委員
山本 一太君
加藤 修一君

交通・情報通信委員
但馬 久美君
補欠

国土・環境委員
齋藤 文夫君
山本 一太君
中尾 則幸君
但馬 久美君
及川 一夫君
田村 秀昭君

財政・金融委員
奥村 展三君
堂本 曉子君

決算委員
海老原義彦君
大木 浩君

議院運営委員
上杉 光弘君
補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政・警察委員会

理事 朝日 俊弘君 (朝日俊弘君の補欠)
理事 高橋 令則君 (高橋令則君の補欠)
財政・金融委員会
理事 久保 巨君 (久保巨君の補欠)
理事 益田 洋介君 (益田洋介君の補欠)

国土・環境委員会
理事 上野 公成君 (山崎正昭君の補欠)
理事 小川 勝也君 (小川勝也君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第六十七号)
中央省庁等改革基本法案(閣法第四十一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)
政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一八号)

閣する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第二四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興投資の実施等に関する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

議長の報告事項 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認の条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

二四

ジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号) 審査報告書

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一九号)審査報告書

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 斎藤 文夫 林 芳正

田村 公平 成瀬 守重

平田 耕一 保坂 三蔵

今泉 昭 前川 忠夫

牛嶋 正 海野 義孝

梶原 敬義 緒方 靖夫

島袋 宗康

第二班 太田 豊秋 吉川 芳男

平田 健二 加藤 修一

石井 道子 小山 孝雄

宮澤 弘 谷本 巖

山下 芳生 平井 卓志

一、派遣地

第一班 静岡県

第二班 栃木県

一、期間 両班とも五月十八日 一日間

一、費用 概算五〇二、八〇〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
平成十年五月十二日

経済活性化及び中小企業
対策に関する特別委員長 斎藤 文夫
参議院議長 斎藤 十朗殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上山和人君提出地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出ジル・ド・ラ・トゥレット症候群に関する質問(答弁することができ期限 六月一日)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

スポーツ振興投資の実施等に関する法律
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律

スポーツ振興法の一部を改正する法律
保護司法の一部を改正する法律

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成九年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

本日議員岡野裕君外八名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

インドの地下核実験に抗議する決議案

審査報告書

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十年五月十二日

外交・防衛委員長 及川 順郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、車両、その部品等に関する統一的な技術上の要件を定めた規則を作成し、同一の規則を適用する締約国の間で型式認定の相互承認を行うこと等について規定するものである。

我が国がこの協定を締結することは、相互承認を通じた貿易の促進に資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

注 この協定の旧表題は、千九百五十八年三月二十日にジュネーヴで作成された自動車

前文

千九百五十八年三月二十日にジュネーヴで作成された自動車の装置及び部品の認定のための統一

的な条件の採択並びにその認定の相互承認に関する協定を改正することを決定し、

特定の車両、装置及び部品が自国及び他の締約国において使用されるために満足すべき統一的な技術上の要件を定めることを希望し、

この要件を可能な限り自国において採用することを希望し、

他の締約国の権限のある当局がこの要件に従って認定した車両、装置及び部品の自国における使用を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 締約国は、附屬書一に定める手続規則に従ってすべての締約国で構成する運営委員会において、次項以下の規定に基づき、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に関する規則を作成する。必要な場合には、技術上の要件には、代替的な要件を含める。可能な場合には、技術上の要件は、性能に関するものとし、当該要件についての試験方法を含める。規則は、型式認定により規則を実施することを選択した締約国の使用のため、型式認定及びその相互承認のための条件を含む。

この協定の適用上、

「車両、装置及び部品」には、その特性が道路交通の安全、環境の保護及びエネルギーの節約に関連する車両、装置及び部品を含む。

「規則に基づく型式認定」とは、一の締約国の権限のある当局が、必要な確認を行った後、製造者が提示した車両、装置又は部品が規則に定める要件に適合することを宣言する行政上の手続をいう。その後、製造者は、市場に出す車

両、装置又は部品が認定を受けた製品と同一のものとして製造されたことを証明する。

規則の適用上、型式認定に代わる行政上の手続があり得る。そのような手続であって、一般的に知られ、かつ、欧州経済委員会の一部の構成国において適用されている唯一のものは、製造者が、行政による事前の管理を受けることなく、市場に出す製品が規則に適合していることを証明する自己認証である。権限のある行政当局は、市場からの無作為抽出により、製造者が自ら認証した製品が規則に定める要件に適合していることを確認することができる。

2 運営委員会は、附屬書一に定める手続規則に従いすべての締約国で構成する。規則は、附屬書一に定める手続に従って作成した後、運営委員会が国際連合事務総長以下「事務総長」というに送付する。事務総長は、その後できる限り速やかに当該規則を締約国に通報する。

規則は、事務総長による通報の後六箇月以内に、通報時の締約国の三分の一を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。

規則は、次の事項について定める。

- (a) 対象となる車両、装置又は部品
 - (b) 技術上の要件(必要な場合には、代替的な要件を含む。)
 - (c) 性能に関する要件についての試験方法
 - (d) 型式認定(認定証の交付を含む。及びその相互承認のための条件並びに製造の適合性を確保するための条件
 - (e) 規則が効力を生ずる日
- 規則には、必要なときは、認定のために提示

された車両、装置又は部品に関し、その型式についての試験が実施されなければならない試験所であって権限のある当局が指定するものに関する規定を含めることができる。

3 規則が採択された場合には、事務総長は、できる限り速やかにその旨を、異議を通告したことにより当該規則が効力を生じない締約国を明示してすべての締約国に通報する。

4 採択された規則は、異議を通告しなかったすべての締約国についてこの協定に附属する規則として、当該規則で定める日に効力を生ずる。

5 新たな締約国は、加入書を寄託する際に、その時点でこの協定に附属する規則の一部に又はいずれにも拘束されないことを宣言することができる。新たな締約国が加入書を寄託する時点で規則案又は採択された規則が2から4までに定める手続に付されている場合には、事務総長は、当該規則案又は採択された規則を当該締約国に送付するものとし、当該規則案又は採択された規則は、4に定める条件の下でのみ当該締約国について規則として効力を生ずる。事務総長は、その効力発生の日をすべての締約国に通報する。事務総長は、新たな締約国がこの5の規定に基づいて行う一部の規則の不適用に関するすべての宣言をすべての締約国に通報する。

6 規則を適用している締約国は、一年の予告により、当該規則の適用を終止する意図を有する旨をいつでも事務総長に通告することができる。事務総長は、その通告を他の締約国に送付する。

行われた認定は、その認定が取り消されるまで効力を有する。

締約国は、規則に基づく認定を行うことを終止する場合にも、次のことを行う。

その終止に先立って型式認定を行った製品の製造の適合性に関し適切な管理を維持すること。

当該規則を引き続き適用する締約国から不適合についての通報を受領した場合には、第四条に定める必要な措置をとること。

第五条の規定に従い、認定の取消しについての他の締約国の権限のある当局への通報を継続すること。

既にを行った認定の変更の承認を引き続き行うこと。

7 規則を適用していない締約国は、当該規則を適用する意図を有する旨をいつでも事務総長に通告することができるものとし、当該規則は、その通告の後六十日で当該締約国について効力を生ずる。事務総長は、当該規則がこの7の規定に従って新たな締約国について効力を生じた旨をすべての締約国に通報する。

8 規則が効力を生じている締約国を、以下「規則を適用している締約国」という。

第二条

主として型式認定により規則を適用している締約国は、自国が技術的能力を有すること及び附屬書二の規定に従い認定された型式と製品との製造の適合性を確保するための措置に満足することを条件として、規則に定める車両、装置又は部品の型式認定及び認定証の交付を行う。型式認定により規則を適用している締約国は、これらの条件が満たされない場合には、規則に定める型式認定及び認定証の交付を行わない。

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

車兩並びに車兩への取付け又は車兩における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

二六

第三条

前条の規定に基づいて一の締約国が型式認定を行った車兩、装置又は部品であつて、関連する規則を適用しているあらゆる締約国の領域において又は当該型式認定を正当に行つた締約国が指定する他の国において製造されたものは、型式認定により当該規則を適用しているすべての締約国の法令に適合するものと認める。

第四条

型式認定により規則を適用している締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国が当該規則に基づいて交付した認定証を表示した車兩、装置又は部品が型式と適合しないと認める場合には、その認定を行つた締約国の権限のある当局に通報する。通報を受領した締約国は、該当局の製造者の製品を認定された型式に適合させるために必要な措置をとるものとし、自国がとつた措置(必要の場合には、認定の取消しを含む。)を型式認定により当該規則を適用している他の締約国に対して通報する。認定を行つた締約国は、当該認定を行つた型式についての不適合に関する情報を受領した場合において道路交通の安全又は環境が脅かされるおそれがあるときは、その状況を他のすべての締約国に通報する。締約国は、適合していない車兩、装置又は部品の自国の領域内での販売及び使用を禁止することができる。

第五条

型式認定により規則を適用している締約国の権限のある当局は、自国が各月中に認定を行わず又は取り消した車兩、装置又は部品の一覧表を他の締約国の権限のある当局に毎月送付するものとし、型式認定により当該規則を適用している他の

締約国の権限のある当局から要請を受けた場合には、当該規則に基づいて車兩、装置又は部品の認定を行い、行わず又は取り消す決定の基礎となつたすべての関連情報の写しを当該要請を行つた権限のある当局に送付する。

第六条

1 欧州経済委員会の構成国、同委員会の付託条項8の規定に従ひ協議国として同委員会に参加することを認められていた国及び同委員会の構成国によって設立された地域的な経済統合のための機関であつてこの協定が対象とする分野においてその加盟国から権限(当該加盟国を拘束する決定を行う権限を含む。)の移譲を受けたものは、この協定の締約国となることができる。

地域的な経済統合のための機関が投する票数は、第一条2及び第十二条2に定める票数の決定に関し、同委員会の構成国である当該機関の加盟国の票数とする。

2 欧州経済委員会の付託条項11の規定に従ひ同委員会のある種の活動に参加することができる国際連合加盟国及び当該国際連合加盟国によって設立された地域的な経済統合のための機関であつてこの協定が対象とする分野においてその加盟国から権限(当該加盟国を拘束する決定を行う権限を含む。)の移譲を受けたものは、この協定の締約国となることができる。

地域的な経済統合のための機関が投する票数は、第一条2及び第十二条2に定める票数の決定に関し、国際連合加盟国である当該機関の加盟国の票数とする。

3 千九百五十八年の協定の締約国でない新たな締約国の改正された協定への加入は、改正された

た協定が効力を生じた後、事務総長に加入書を寄託することによつて行う。

第七条

1 改正された協定は、事務総長が当該協定を千九百五十八年の協定のすべての締約国に送付した日の後九箇月で効力を生ずる。

2 改正された協定は、事務総長が当該協定を千九百五十八年の協定の締約国に送付した日の後六箇月以内にこれらの締約国から異議の表明がある場合には、効力を生じない。

3 改正された協定は、当該協定に加入する新たな締約国については、その加入書の寄託の後六十日目に効力を生ずる。

第八条

1 いずれの締約国も、事務総長に於てた通告により、この協定を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長が1の通告を受領した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九条

1 第六条に定める新たな締約国は、加入書を寄託する際に又はその後いつでも、事務総長に於てた通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、当該通告に示された領域につき、事務総長がその通告を受領した後六十日目の日から適用する。

2 第六条に定める新たな締約国であつて、自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域にこの協定を適用することを1の規定に基づいて宣言したものは、前条の規定に従ひ、当該

領域についてこの協定を別個に廃棄することができる。

第十条

1 この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2 交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国が要請する場合には、仲裁に付するものとし、そのため、紛争当事国間の合意によつて選定される一人又は二人以上の仲裁人に付託する。紛争当事国が仲裁の要請を行つた日から三箇月以内に仲裁人の選定について合意に達することができないときは、いずれの紛争当事国も、当該紛争が決定のために付託される一人の仲裁人を指名するよう事務総長に要請することができる。

3 2の規定に基づいて任命された仲裁人が行う決定は、紛争当事国を拘束する。

第十一条

1 新たな締約国は、この協定への加入の際に、前条の規定に拘束されないことを宣言することができる。その留保を付した新たな締約国との関係においては、他の締約国も、同条の規定に拘束されない。

2 1の留保を付した締約国は、事務総長に於てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

3 この協定又はこの協定に附属する規則については、1の留保以外の留保は認めない。もっとも、いずれの締約国も、第一条の規定に基づき、規則の一部を又はいずれをも適用しないことを宣言することができる。

第十二条

この協定に附属する規則は、次の手続により改正することができる。

1 規則の改正案は、第一条2に規定する運営委員会により、附属書一に定める手続に従って作成される。改正案には、必要な場合には、既存の要件を代替的な要件として含めることができる。締約国は、規則中のいずれの代替的な要件を適用するかを特定する。規則中の代替的な要件を適用している締約国は、当該代替的な要件より前に定められた代替的な要件に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正のみを適用している締約国は、その前に行われた改正又は改正されていない規則に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正より前の改正又は改正されていない規則を適用している締約国は、その後のいずれの改正に基づく認定も受け入れる。規則の改正案は、作成された後、運営委員会が事務総長に送付する。事務総長は、その後できる限り速やかにこの改正案を当該規則を適用している締約国に通報する。

2 規則の改正案は、事務総長による通報の後六箇月以内に、この通報の時に当該規則を適用している締約国の三分の一を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。この期間の満了後、事務総長は、当該規則を適用している締約国の三分の一を超える締約国から異議の通告を受領しない場合には、できる限り速やかに、改正案が採択されたこと及び当該規則を適用している締約国であつて異議を通告しなかったものを拘束することを宣言する。規則が改正される場合において、当該規則を適用し

ている締約国の少なくとも五十分の一が改正されていない規則を引き続き適用することを希望することを宣言するときは、改正されていない規則は、改正された規則の代替的な要件と認められ、改正案の採択の日又はその効力発生の日から、代替的な要件として正式に規則に含まれる。この場合において、当該規則を適用している締約国の義務は、1に定めるものと同じものとする。

3 新たな締約国が事務総長による規則の改正案の通報の時から改正の効力発生までの間にこの協定に加入する場合には、当該規則は、当該締約国によるその正式な受入れの後二箇月の間又は事務総長による当該締約国への改正案の送付の時から六箇月の期間の満了後二箇月の間は、当該締約国について効力を生じない。

第十三条

この協定及びその附属書は、次の手続により改正することができる。

1 いずれの締約国も、この協定及びその附属書の改正を提案することができる。改正案は、事務総長に送付されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付し、かつ、第六条1の国で締約国でないものに通報する。

2 1の規定に従って配布された改正案は、事務総長によるその配布の日から六箇月以内にいずれの締約国からも異議の表明がない場合には、承認される。

3 事務総長は、改正案に対する異議の表明があつたか否かをできる限り速やかにすべての締約国に通報する。改正案は、これに対する異議の表明があつた場合には、承認されず、いかな

る効力も有しない。異議の表明がなかった場合には、改正は、2に定める六箇月の期間の満了後三箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

第十四条

事務総長は、締約国に対し、第一条、第十二条及び前条に規定する通報のほか、次の事項の通報を行う。

- (a) 第六条の規定に基づく加入
- (b) この協定が第七条の規定に従って効力を生ずる日
- (c) 第八条の規定に基づく廃棄
- (d) 第九条の規定に従って受領した通告
- (e) 第十一条の1及び2の規定に従って受領した宣言及び通告
- (f) 第十二条の1及び2の規定に基づく改正の効力発生
- (g) 前条3の規定に基づく改正の効力発生

第十五条

1 この協定が効力を生ずる日に新たな規則が改正されていない協定第一条の3及び4に定める採択の手続に付されている場合には、当該新たな規則は、同条5の規定に基づいて効力を生ずる。

2 この協定が効力を生ずる日に規則の改正が改正されていない協定第十二条1に規定する採択の手続に付されている場合には、当該改正は、同条の規定に基づいて効力を生ずる。

3 この協定のすべての締約国が合意する場合に、改正されていない協定に基づいて採択された規則をこの協定に基づいて採択された規則として取り扱うことができる。

附属書一 運営委員会の構成及び手続規則

第一条

運営委員会は、改正された協定のすべての締約国で構成する。

第二条

国際連合欧州経済委員会の事務局長は、運営委員会に事務局の役務を提供する。

第三条

運営委員会は、毎年最初の会期において議長及び副議長を選出する。

第四条

国際連合事務総長は、新たな規則又は規則の改正案を作成する必要がある場合には、欧州経済委員会の主催の下に運営委員会を招集する。

第五条

新たな規則案は、投票に付する。この協定の締約国である各国は、一の票を有する。決定を行うための定足数は、締約国の二分の一以上とする。

定足数の決定に關し、この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その加盟国の票の数を投ずる。地域的な経済統合のための機関の代表は、この機関を構成する主権を有する加盟国の票を投ずることができる。新たな規則案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で作成される。

第六条

規則の改正案は、投票に付する。規則を適用している締約国である各国は、一の票を有する。決定を行うための定足数は、当該規則を適用している締約国の二分の一以上とする。定足数の決定に關し、この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その加盟国の票の数を投ず

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

る。地域的な経済統合のための機関の代表は、この機関を構成する主権を有する加盟国で当該規則を適用しているものの票を投ずることができる。規則の改正案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で作成される。

1 当初の評価

1.1 締約国の認定を行う当局は、型式認定を行う前に、車両、装置又は部品が認定された型式に適合して製造されるよう効果的な管理を確保するために満足すべき措置及び手続が存在することを確認しなければならない。

1.2 1.1の要件は、型式認定を行う当局が満足するよう確認されなければならない。1.1の要件は、当該当局の要請により当該当局に代わり、他の締約国の認定を行う当局によっても確認されることが出来る。この場合には、当該他の締約国の当局は、当該要件が満たされているか否かに関する文書であつて、型式認定が行われるべき製品との関連で対象とした製造施設の概要(その所在地を含む。)を示したものを作成する。

1.3 認定を行う当局は、調和された任意規格であるISO第九〇〇二号(認定されるべき製品を対象としている。)又は1.1の要件を満たすものとして認められているこれと同等の任意規格による製造者の登録を受け入れなければならない。製造者は、認定を行う当局に対し、そのような登録の詳細を提供しなければならない。

2 製造の適合性

2.1 この協定に附属する規則に基づいて認定されたいずれの車両、装置又は部品も、この附属書及び当該規則に定める要件を満たすことにより、認定された型式に適合するよう製造されなければならない。

2.2 この協定に附属する規則に基づいて型式認定を行う締約国の認定を行う当局は、認定された型式との継続的な適合性を確認するために必要とされる試験又は関連の検査(特に、該当する場合には、当該規則に定める試験を含む。)を特定の間隔で実施するための十分な措置及び文書化された管理計画であつて、認定ごとに製造者と合意するものが存在することを確認しなければならない。

2.3 認定を受けた者は、特に、次のことを行わなければならない。

2.3.1 認定された型式と製品(車両、装置又は部品)との適合性を効果的に管理する手続の存在を確保すること。

2.3.2 認定された型式との適合性を検査するために必要な試験の装置を使用可能とすること。

2.3.3 試験結果のデータを記録し及びこれに添付された文書を認定を行う当局との合意により決定される期間利用可能とすることを確保すること。この期間は、十年を超えてはならない。

2.3.4 製品の特性の安定性を確認し及び確保するため、工業生産における変差を考慮に入れて試験の種類ごとに結果を分析すること。

2.3.5 少なくともこの附属書に定める検査及び関連規則に定める試験が製品の種類ごとに実施されるよう確保すること。

2.3.6 該当する種類の試験においていずれかの見本又は試験片が不適合を示す場合には、更なる見本の採取及び試験が行われるよう確保すること。対応する製造の適合性を回復するためにすべての必要な措置がとられなければならない。

2.4 型式認定を行った当局は、各製造施設において適用されている適合性の管理方法をいつでも確認することができる。その確認の通常の頻度は、1.2又は1.3の規定に基づいて受け入れられた措置がある場合には当該措置に合致しなければならない。かつ、認定を行う当局の信頼の状況に応じた期間ごとに関連の管理が見直されることを確保するようのものでなければならない。

2.4.1 すべての検査において、試験及び製造の記録は、訪問する検査官のために利用可能とされなければならない。

2.4.2 検査官は、適切な試験が行われている場合には、製造者の試験所(この協定に附属する規則が定めるときは技術機関)において試験を行うための見本を無作為に抽出することができる。見本の最少の数は、製造者による確認の結果に応じて決定することができる。

2.4.3 検査官は、管理の水準が不満足であると認めた場合又は4.2の規定を適用して実施した試験の妥当性を確認する必要があると認めた場合には、型式認定の試験を行う技術機関に送付するための見本を抽出しなければならない。

2.4.4 認定を行う当局は、この附属書又はこの協定に附属する関連規則に定めるいずれの検査又は試験も実施することができる。

2.4.5 認定を行う当局は、検査において不満足な結果が認められた場合には、できる限り速やかに製造の適合性を回復するためにすべての必要な措置がとられることを確保しなければならない。

審査報告書

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一した技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(千九百七十二年一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件)

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月十二日

外交・防衛委員長 及川 順郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、従前の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利について、新たな国際的統一規則によりその保護を強化することを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、育種の振興を促進することにより我が国のみならず世界の農業の発展に資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

二、費用

この条約の締結により、我が国は、「植物の新品種の保護のための同盟」の年次分担金を支払う義務を負う。

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年五月十三日 参議院会議録第二十六号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約

目次

- 第一章 定義
- 第一条 定義
- 第二章 締約国の一般的義務
- 第二条 締約国の基本的義務
- 第三条 保護の対象とすべき種類
- 第四条 内国民待遇
- 第三章 育成者権の付与のための条件
- 第五条 保護の条件
- 第六条 新規性
- 第七条 区別性

- 第八条 均一性
- 第九条 安定性
- 第四章 育成者権の付与のための出願
- 第十条 出願
- 第十一条 優先権
- 第十二条 出願の審査
- 第十三条 仮保護
- 第五章 育成者の権利
- 第十四条 育成者権の範囲
- 第十五条 育成者権の例外
- 第十六条 育成者権の消尽
- 第十七条 育成者権の行使に関する制限
- 第十八条 商業を規律する措置
- 第十九条 育成者権の期間
- 第六章 品種の名称
- 第二十条 品種の名称
- 第七章 育成者権の無効及び取消し
- 第二十一条 育成者権の無効
- 第二十二条 育成者権の取消し
- 第八章 同盟
- 第二十三条 同盟国
- 第二十四条 法的地位及び所在地
- 第二十五条 機関
- 第二十六条 理事会
- 第二十七条 事務局
- 第二十八条 言語
- 第二十九条 財政
- 第九章 この条約の適用及び他の取極
- 第三十条 この条約の適用
- 第三十一条 締約国と従前の条約に拘束されている国との間の関係

- 第三十二条 特別の取極
- 第十章 最終規定
- 第三十三条 署名
- 第三十四条 批准、受諾、承認又は加入
- 第三十五条 留保
- 第三十六条 法令及び保護の対象とされる植物の種類、通報並びに公表される情報
- 第三十七条 効力発生及び従前の条約への加入の禁止
- 第三十八条 この条約の改正
- 第三十九条 廃棄
- 第四十条 既存の権利の保全
- 第四十一条 この条約の原本及び公定訳文
- 第四十二条 寄託者の任務
- 第一章 定義
- 第一条 定義
- この条約の適用上、
- (i) 「この条約」とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百九十一年の条約をいう。
- (ii) 「千九百六十二年・千九百七十二年の条約」とは、千九百七十二年十一月十日の追加議定書によって改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいう。
- (iii) 「千九百七十八年の条約」とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のうち千九百七十八年十月二十三日の条約をいう。

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

千九百七十二年十二月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

三〇

(iv) 「育成者」とは、次の者をいう。

品種を育成し又は品種を発見しかつ完成させた者

締約国の法令に定めがある場合には、当該者の使用者又は当該者にその作業を委託した者

これらの者の承継人

(v) 「育成者権」とは、この条約に定める育成者の権利をいう。

(vi) 「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一分類群に属する植物の集合であつて、遺伝子型又はその組合せによつて生ずる特性によつて特定することができ、これらの特性のうち一以上の特性により他のすべての植物の集合と区別することができ、かつ、変化なく増殖させることが可能であるという点で一単位とみなすことができるもの(育成者権の付与のための条件をすべて満たしているかどうかを問わない。)をいう。

(vii) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(viii) 「締約国の「領域」とは、締約国が国である場合にはその国の領域、政府間機関である場合にはその政府間機関を設立する条約が適用される領域をいう。

(ix) 「当局」とは、第三十条(iii)の当局をいう。

(x) 「同盟」とは、千九百六十二年の条約によつて設立され、千九百七十二年の議定書、千九百七十八年の条約及びこの条約において更に規定する植物の新品種の保護の

ための同盟をいう。

(ii) 「同盟国」とは、千九百六十二年・千九百七十二年の条約若しくは千九百七十八年の条約を締結している国又は締約国をいう。

第二章 締約国の一般的義務

第一条 締約国の基本的義務

締約国は、育成者権を与え、これを保護する。

第三条 保護の対象とすべき種類

(1) 「既に同盟国となつてゐる国」

千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約によつて拘束されている締約国は、次のものにこの条約を適用する。

(i) この条約によつて拘束されることとなる日以降、その日に千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約を適用しているすべての植物の種類

(ii) 遅くとも(i)の日から五年の期間の満了時までに、すべての植物の種類

(2) 「新たな同盟国」

千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約のいずれによつても拘束されていない締約国は、次のものにこの条約を適用する。

(i) この条約によつて拘束されることとなる日以降、少なくとも十五の植物の種類

(ii) 遅くとも(i)の日から十年の期間の満了時までに、すべての植物の種類

(1) 「待遇」

締約国の国民並びに締約国の領域に住所又は居所を有する自然人及び営業所を有する法人は、育成者権の付与及び保護に関し、この条約

に定める権利を害されることなく、他の締約国の領域において、当該他の締約国の国民に対し課される条件及び手続に従うことを条件として、当該他の締約国の法令によりその国民に対し現在与えられており又は将来与えられることのある待遇と同一の待遇を享受する。

(2) 「国民」

(1)の規定の適用上、「国民」とは、締約国が国である場合にはその国の国民、政府間機関である場合にはその政府間機関の構成国の国民をいう。

第三章 育成者権の付与のための条件

第五条 保護の条件

(1) 「満たされるべき要件」

育成者権は、次の要件を満たしている品種について与えられる。

(i) 新規性
(ii) 区別性
(iii) 均一性
(iv) 安定性

(2) 「その他の条件」

育成者権の付与に当たっては、(1)に定めるものに条件を追加してはならず、また、(1)に定めるものと異なる条件を課してはならない。もつとも、品種には、第二十条の規定に従い一の名を付するものとし、出願人は、出願をする当局の属する締約国の法令に定める手続に従うとともに、必要な料金を支払う。

第六条 新規性

(1) 「要件」

品種は、育成者権の出願日においてその種苗又は收穫物が次に掲げる日前に育成者により又

はその同意を得て当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされていなければ、新規性があるものとする。

(i) 出願がされた締約国の領域において、出願日から一年さかのぼった日

(ii) 出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から四年さかのぼった日。

(2) 「最近育成された品種」

締約国は、この条約又は従前の条約を適用していなかった植物の種類にこの条約を適用する場合には、最近育成された品種でそのような保護の拡大の日に存在していたものについては、(1)に規定する他の者への販売その他の譲渡が(1)に定める期限より前に行われた場合であつても、(1)に規定する新規性の要件を満たしているものとみなすことができる。

(3) 「特定の場合の「領域」

(1)の規定の適用上、同一の政府間機関を構成するすべての締約国は、当該政府間機関の規則に定めがある場合には、当該政府間機関の他のいずれかの構成国の領域において行われた行為を自国の領域において行われた行為とみなすために共同して行動することができる。そのような場合には、当該締約国は、その旨を事務局長に通告する。

第七条 区別性

品種は、出願時にその存在が一般に知られていゝるすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。他の品種に関し、特に、いずれかの国において育成者権の付与のた

め又は公の品種表への記載のための出願がされ、かつ、その出願の結果育成者権の付与又は公の品種表への記載が行われる場合には、当該他の品種は、その出願日から一般に知られているものとする。

第八条 均一性

品種は、有性繁殖をすること又は栄養繁殖をすることから生ずる特殊性から予測できる変異を除くほか、特性が十分に均一である場合には、均一性があるものとする。

第九条 安定性

品種は、繰り返し増殖させた後に又は特別な増殖周期がある場合にあっては当該増殖の終わりに特性が変わらない場合には、安定性があるものとする。

第四章 育成者権の付与のための出願

第十条 出願

(1) 「最初の出願の場所」
育成者は、育成者権の最初の出願をする当局の属する締約国を自由に選択することができる。

(2) 「その後の出願の時期」
育成者は、最初の出願をした締約国の当局から育成者権を与えられる前に、他の締約国の当局に出願をすることができ。

(3) 「保護の独立」
いずれの締約国も、他の国又は政府機関関係においていかなる品種の保護のために出願がされていなくても又は保護が拒絶されたこと若しくは終了したことを理由として、当該品種に対する育成者権の付与を拒絶し又はその存続期間を制限してはならない。

第十一条 優先権

(1) 「優先権の期間」

いづれかの締約国において正規に品種の保護の出願(以下「最初の出願」という。)をした育成者は、他の締約国の当局に対する当該品種の育成者権の付与のための出願(以下「その後の出願」という。)に際し、十二箇月の期間、優先権を有する。この期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、この期間に算入しない。

(2) 「優先権の主張」

育成者は、優先権の利益を受けるためには、その後の出願に際し最初の出願に基づく優先権を主張しなければならない。その後の出願がされた当局は、その育成者に対し、最初の出願がされた当局の認証する当該最初の出願に係る出願書類の謄本及び双方の出願の対象である品種が同一のものであることを証明する見本その他の証拠を、その後の出願がされた日から三箇月を下回らない期間内に提出するよう求めることができる。

(3) 「書類及び試料」

育成者は、その後の出願をした締約国の法令により次条に定める審査のために必要とされている情報、書類又は試料の当該締約国の当局への提出を、優先期間の満了後二年の期間内に又は最初の出願が拒絶され若しくは取り下げられた場合にはその拒絶若しくは取り下げの後適当な期間内に行うことを認められる。

(4) 「優先期間内に生じた事由」

その後の出願は、(1)に定める期間内に生じた事由(例えば、最初の出願に係る品種に関する他の出願、公表、利用等)を理由として拒絶されることはない。これらの事由は、第三者のいかなる権利も生じさせない。

育成者権の付与の決定には、出願が第五条から第九条までに定める条件を満たすか否かの審査を必要とする。当局は、この審査において、当該品種の栽培その他の必要な試験を実施し、そのような試験の実施を指示し又は既に実施されたそのような試験の結果を考慮することができる。当局は、育成者に対し、審査のために必要なすべての情報、書類又は試料の提出を求めることができる。

第十二条 出願の審査

締約国は、育成者権の付与のための出願の時又は出願の公表の時から育成者権の付与までの期間、育成者の利益を保護するための措置をとる。当該措置は、少なくとも、当該期間内に行われた行為であつて育成者が育成者権を与えられた場合には次条の規定により当該育成者の許諾を必要とするものについて、育成者権を与えられた者が当該行為を行った者から衡平な対価の支払を受けることができるものでなければならない。締約国は、育成者がその出願を通知した者についてのみ当該措置をとることを定めることもできる。

第十三条 仮保護

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗を許諾を得ないで用いることにより得られた収穫物(植物体全体及び植物体の一部を含む。)に関する(1)(a)の(i)から(ii)までに掲げる行為は、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に関して育成者権を行使する合理的な機会があった場合は、この限りでない。

第十四条 育成者権の範囲

(1) 「種苗に関する行為」
(a) 次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗に関する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。
(i) 生産又は再生産
(ii) 増殖のための調整

(2) 「収穫物に関する行為」
(a) 次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗を許諾を得ないで用いることにより得られた収穫物(植物体全体及び植物体の一部を含む。)に関する(1)(a)の(i)から(ii)までに掲げる行為は、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に関して育成者権を行使する合理的な機会があった場合は、この限りでない。

(iii) 販売の申出

(iv) 販売その他の商業目的による譲渡

(v) 輸出

(vi) 輸入

(vii) (i)から(vi)までに掲げる行為を目的とする保管
(b) 育成者は、その許諾を与えるに当たり、条件及び制限を付することができる。

(2) 「収穫物に関する行為」

(a) 次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、保護される品種の種苗を許諾を得ないで用いることにより得られた収穫物(植物体全体及び植物体の一部を含む。)に関する(1)(a)の(i)から(ii)までに掲げる行為は、育成者の許諾を必要とする。ただし、育成者が当該種苗に関して育成者権を行使する合理的な機会があった場合は、この限りでない。

(3) 「特定の加工品に関する行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、(2)に規定する保護される品種の収穫物を許諾を得ないで用いることにより当該収穫物から直接に生産された加工品に関する(1)(a)の(i)から(ii)までに掲げる行為について育成者の許諾を必要とする(育成者が当該収穫物に関して育成者権を行使する合理的な機会があった場合を除く。)ことを定めることができる。

(4) 「追加し得る行為」

締約国は、次条及び第十六条に規定する場合を除くほか、(1)(a)の(i)から(ii)までに掲げる行為以外の行為についても育成者の許諾を必要とすることを定めることができる。

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百一十一年二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(5) 「保護される品種に由来する品種その他特定の品種」

(a) (1)から(4)までの規定は、次の品種にも適用する。

(i) 保護される品種に本質的に由来する品種（保護される品種自体が本質的に由来する品種でない場合に限る。）

(ii) 保護される品種から第七条の規定に従って明確に区別されない品種

(iii) 保護される品種を反復して使用することが生産に必要な品種

(b) (a) (i)の規定の適用上、一の品種が次の要件を満たす場合には、当該品種は、他の品種（原品種）に本質的に由来するものとする。

(i) 原品種（又はそれ自体が原品種に主として由来する品種）に主として由来していること。ただし、原品種の遺伝子型又はその組合せから生ずる本質的な特性を維持していることを条件とする。

(ii) 原品種と明確に区別されること。

(iii) 由来する品種を得る行為から生ずる差異を除くほか、原品種の遺伝子型又はその組合せから生ずる本質的な特性において原品種に合致していること。

(c) 本質的に由来する品種は、例えば、自然的若しくは人為的突然変異若しくは体細胞変異体を選抜すること、原品種の植物体から変異個体を選抜すること、戻し交雑を行うこと又は遺伝子工学によって形質転換を行うことによって得ることができ。

第十五条 育成者権の例外

(1) 「義務的例外」
育成者権は、次の行為には及ばない。

(i) 私的にかつ非商業目的で行われる行為
(ii) 試験目的で行われる行為
(iii) 新品種を育成する目的で行われる行為及び前条(5)の規定が適用される場合を除くほか当該新品種に関する前条(1)から(4)までに規定する行為

(2) 「任意的例外」

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条(5) (a) (i)若しくは(ii)に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た收穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようになるために、いかなる品種についても育成者権を制限することができ。

第十六条 育成者権の消尽

(1) 「権利の消尽」

育成者権は、保護される品種若しくは第十四条(5)に規定する品種の素材であつて締約国の領域において育成者により若しくはその同意を得て販売その他の商業目的による譲渡がされたもの又は当該素材から得られる素材に関する当該領域における行為には及ばない。ただし、次の行為は、この限りでない。

(i) 当該品種を新たに増殖する行為
(ii) 品種を新たに増殖することのできる素材を、当該品種の属する植物の種類を保護の対象としていない国に対して輸出する行為。ただし、輸出される素材が最終的な消費を目的としたものである場合は、この限りでない。

(2) 「素材」の意味

(1)の規定の適用上、品種の「素材」とは、次のものをいう。

(i) 種苗
(ii) 收穫物（植物体全体及び植物体の一部を含む。）
(iii) 收穫物から直接に生産された加工品

(3) 「特定の場所の領域」

(1)の規定の適用上、同一の政府機関を構成するすべての締約国は、当該政府機関の規則に定めがある場合には、当該政府機関の他のいずれかの構成国の領域において行われた行為を自国の領域において行われた行為とみなすために共同して行動することができ。そのような場合には、当該締約国は、その旨を事務局長に通告する。

第十七条 育成者権の行使に関する制限

(1) 「公共の利益」

締約国は、公共の利益のために必要である場合を除くほか、育成者権の自由な行使の制限を行つてはならない。ただし、この条約に明文の規定がある場合は、この限りでない。

(2) 「衡平な対価」

締約国は、育成者の許諾を必要とする行為を行うことを第三者に対して認めることにより(1)に規定する制限を行う場合には、育成者が衡平な対価の支払を受けることを確保するために必要な措置をとる。

第十八条 商業を規律する措置

育成者権は、品種の素材の生産、証明、商業目的による譲渡、輸入及び輸出について規律するために締約国がその領域においてとる措置から独立

したものとする。これらの措置は、いかなる場合においてもこの条約の適用に影響を及ぼすものではない。

第十九条 育成者権の期間

(1) 「保護の期間」
育成者権は、一定の期間について与えられる。

(2) 「最短の期間」

(1)の期間は、育成者権の付与の日から二十年未満であつてはならない。樹木及びぶどうについては、当該期間は、育成者権の付与の日から二十五年未満であつてはならない。

第六章 品種の名称

第二十条 品種の名称

(1) 「名称の付与及びその使用」

(a) 品種には、その固有性を示すための一の名を付する。

(b) 締約国は、(4)の規定が適用される場合を除くほか、育成者権の保護の期間及びその満了後において、当該品種につきその登録された名称を自由に使用することが当該登録された名称と同一の名称についてのいかなる権利によつても妨げられないことを確保する。

(2) 「名称の性格」

品種の名称は、品種の識別を可能にするものでなければならぬ。品種の名称は、品種を示すために慣習として確立している場合を除くほか、数字のみから成るものであつてはならない。品種の名称は、品種の特性若しくは価値について又は品種若しくは育成者の識別について誤認又は混同を生じさせるおそれのあるものであつてはならない。品種の名称は、特に、品種

の属する種類と同一の種類又は品種の属する種類に極めて類似する種類に属する既存の他の品種につき締約国の領域において使用されているいかなる名称とも異なるものでなければならぬ。

(3) 「名称の登録」

品種の名称は、育成者が当局に提示する。当局は、品種の名称が(2)の要件を満たしていないと認める場合には、当該名称の登録を拒否し、所定の期間内に他の名称を提示するよう育成者に要求する。当局は、育成者権を与えるのと同じ時に品種の名称を登録する。

(4) 「第三者の既存の権利」

第三者の既存の権利は、品種の名称の登録によつて影響を受けることはない。(7)の規定により品種の名称の使用を義務付けられている者による当該名称の使用が既存の権利に基づき禁止される場合には、当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(5) 「すべての締約国における同一の名称」

一の品種については、すべての締約国において同一の名称を提示しなければならない。各締約国の当局は、品種の名称が当該締約国の領域においては適当なものでないことを認める場合を除くほか、提示された名称を登録する。品種の名称が適当なものでないことを認める場合には、当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(6) 「締約国の当局間の情報交換」

締約国の当局は、品種の名称に関する情報、特に、名称の提示、登録及び取消しを他のすべての締約国の当局に通報する。通報を受けた当局は、必要に応じて、通報を行った当局に対し名称の登録について意見を述べるができる。

(7) 「名称を使用する義務」

品種の種苗の販売の申出又は販売その他の商業目的による譲渡を当該領域において行う者は、当該品種の育成者権の保護の期間及びその満了後において、当該品種の名称を使用しなければならない。ただし、当該名称の使用が(4)に規定する既存の権利により妨げられない場合に限る。

(8) 「名称と共に使用される表示」

品種の販売の申出又は販売その他の商業目的による譲渡に当たっては、登録された名称と共に商標若しくは商号又はこれらに類似する表示を使用することができる。この場合には、登録された名称を容易に識別することができるようにしておかなければならない。

第七章 育成者権の無効及び取消し

第二十一条 育成者権の無効

(1) 「無効の理由」

締約国は、次のことが判明した場合には、その与えた育成者権を無効であると宣言する。

- (i) 第六条又は第七条に定める条件が育成者権の付与の際に満たされていなかったこと。
- (ii) 主として育成者から提出された情報及び書類に基づいて育成者権の付与がされた場合において、第八条又は第九条に定める条件が当該権利の付与の際に満たされていなかったこと。
- (iii) 育成者権がこれを有すべきでない者に与えられていること。ただし、当該育成者権がこれを有すべき者に移転される場合は、この限りでない。

(ii) 主として育成者から提出された情報及び書類に基づいて育成者権の付与がされた場合において、第八条又は第九条に定める条件が当該権利の付与の際に満たされていなかったこと。

(iii) 育成者権がこれを有すべきでない者に与えられていること。ただし、当該育成者権がこれを有すべき者に移転される場合は、この限りでない。

(2) 「他の理由の排除」

育成者権は、(1)の理由以外の理由により無効であると宣言されることはない。

第二十三条 育成者権の取消し

(1) 「取消しの理由」

- (a) 締約国は、第八条及び第九条に定める条件が満たされなくなったことが判明した場合には、その与えた育成者権を取り消すことができる。
- (b) 締約国は、更に、育成者が求められた期間内に次のいずれかのことを行わなかった場合には、その与えた育成者権を取り消すことができる。

(i) 品種の維持を確認するために必要な情報、書類又は試料を当局に提出すること。

(ii) 権利の存続のために必要な料金を納付すること。

(iii) 権利の付与の後に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(iv) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(v) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(vi) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(vii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(viii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(ix) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(x) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xi) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xiii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xiv) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xv) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xvi) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xvii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xviii) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xix) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(xx) 権利の付与の際に品種の名称が取り消される場合に、他の適当な名称を提示すること。

(2) 「法的能力」

同盟は、各締約国の領域において、当該領域に適用される法令に従い、同盟の目的の達成及び同盟の任務の遂行に必要な法的能力を享有する。

(3) 「所在地」

同盟の所在地は、ジュネーヴとし、その常設機関は、ジュネーヴに置く。

(4) 「本部協定」

同盟は、スイス連邦との間に本部協定を有する。

第二十五条 機関

同盟の常設機関は、理事会及び事務局とする。

第二十六条 理事会

(1) 「構成」

理事会は、同盟国の代表により構成する。各同盟国は、理事会における代表及び代表代理各一人を任命する。代表及び代表代理は、顧問又は随員を伴うことができる。

(2) 「議長及び副議長」

理事会は、理事会を構成する同盟国の代表のうちから議長及び第一副議長を選出する。理事会は、他の副議長を選出することができる。第一副議長は、議長が職務を行うことができない場合には、議長の職務を代行する。議長の任期は、三年とする。

(3) 「会期」

理事会は、議長が招集する。理事会は、毎年、通常会期として会合する。通常会期のほか、議長は、自己の裁量により理事会を招集することができるものとし、また、同盟国の三分の一以上の要請があるときは、三箇月以内に理事会を招集する。

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

事を招集する。

(4) 「オブザーバー」

同盟国でない国に対しては、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請を行うことができる。その他の者に対しても、オブザーバー又は専門家として理事会の会合に出席するよう招請を行うことができる。

(5) 「理事会の任務」

理事会は、次の任務を有する。

(i) 同盟の利益を擁護しかつ同盟の発展を図るための適当な措置を検討すること。

(ii) 理事会の手續規則を定めること。

(iii) 事務局長及び必要と認めるときは事務局次長を任命し並びにそれぞれの雇用条件を定めること。

(iv) 同盟の活動に関する年次報告書を検討し及び同盟の将来の事業計画を作成すること。

(v) 事務局長に対し、同盟の任務の遂行に必要な指示を与えること。

(vi) 同盟の管理規則及び財政規則を定めると。

(vii) 同盟の予算を審査し及び承認し並びに同盟国の分担金を決定すること。

(viii) 事務局長の提出する会計報告書を審査し及び承認すること。

(ix) 第三十八条に規定する会議の時期及び場所を決定し、当該会議の準備に必要な措置をとること。

(x) その他同盟の任務の効果的な遂行に必要な決定を行うこと。

(6) 「投票」

(a) 国である同盟国は、理事会において一の票を有する。

(b) 政府間機関である締約国は、その権限内の事項について、同盟国であるその構成国の投票権を行使することができる。当該政府間機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合においては、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(7) 「多数」

理事会の決定は、投じられた票の単純過半数による議決で行う。ただし、(5)の(ii)、(vi)及び(iv)、第二十八条(3)、第二十九条(5)(b)並びに第三十八条(1)の規定による決定は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。棄権は、投票とみなさない。

第二十七条 事務局

(1) 「事務局の任務及び指揮」

事務局は、理事会の委任する任務を遂行する。事務局は、事務局長が指揮する。

(2) 「事務局長の職務」

事務局長は、理事会に対して責任を有する。事務局長は、理事会の決定の実施を確保し、理事会の承認を得るために同盟の予算を提出し及びその執行を確保し、また、自己の職務の遂行並びに同盟の活動及び財政状況に関する報告書を理事会に提出する。

(3) 「職員」

前条(5)(iv)の規定による場合を除くほか、事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員の任命及び雇用の条件は、管理規則及び財政規則により定める。

第二十八条 言語

(1) 「事務局の言語」

事務局は、任務の遂行に当たりフランス語、ドイツ語、英語及びスペイン語を使用する。

(2) 「特定の会合における言語」

理事会の会合及びこの条約の改正のための会合においては、(1)に定める言語が使用される。

(3) 「その他の言語」

理事会は、(1)に定める言語以外の言語の使用について決定することができる。

第二十九条 財政

(1) 「収入」

同盟の経費は、次のものをもって支弁する。

(i) 国である同盟国の年次分担金

(ii) 事業によって得る報酬

(iii) 雑収入

(2) 「分担金及び単位」

(a) 国である各同盟国の年次分担金の額は、当該各同盟国の分担金をもって支弁すべき経費の総額及び(3)の規定による当該各同盟国の単位数によって決定するものとし、(4)に定めるところにより算定する。

(b) 分担金の単位数は、整数又は分数で示される。もっとも、単位数は、五分の一を下回る分数であってはならない。

(3) 「各同盟国の分担金の単位数」

(a) この条約に拘束されることとなる日に千九百六十二年・千九百七十二年の条約又は千九百七十八年の条約を締結している同盟国の分担金の単位数は、同日直前に適用されていた単位数と同一のものとす。

(b) 国である同盟国(a)に規定する同盟国を除く。

くは、同盟に加盟する際に、事務局長にあてた宣言において自国の単位数を提示する。

(c) 国である同盟国は、いつでも、事務局長にあてた宣言において、(a)又は(b)の規定による単位数と異なる自国の単位数を提示することができる。この宣言は、一年の最初の六箇月の間に行われた場合には当該年の翌年の始めに効力を生じ、その他の場合には宣言が行われた年の後二年目の年の始めに効力を生ずる。

(4) 「分担金の額の算定」

(a) 各会計期間における分担金の一単位当たりの額は、当該各会計期間において国である同盟国の分担金をもって支弁すべき経費の総額を当該同盟国の分担金の総単位数で除して得た額とする。

(b) 国である各同盟国の分担金の額は、一単位当たりの額に当該各同盟国の単位数を乗じて得た額とする。

(5) 「分担金の支払の延滞」

(a) 分担金の支払が延滞している国である同盟国は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、その未払の額が当該年に先立つ年について支払の義務を生じた当該同盟国の分担金の総額以上の額となった場合には、理事会において投票権を行使することができない。投票権が停止された場合にも、当該同盟国は、この条約に基づく義務を免除され又はこの条約に基づくその他の権利を奪われることはない。

(b) 理事会は、(a)の規定に該当する国である同盟国に対し、その支払の延滞が例外的なかつ

避けることのできない事情によるものであると認める場合には、引き続き投票権を行使することを認めることができる。

(6) 「会計検査」

同盟の会計検査は、管理規則及び財政規則に定めるところにより、いずれか一の国である同盟国が行う。当該同盟国は、理事会が当該同盟国の同意を得て指定する。

(7) 「政府機関間の分担金」

政府機関である締約国は、分担金を支払う義務を負わない。もっとも、当該政府機関が自己の選択により分担金を支払う場合には、(1)から(4)までの規定を準用する。

第九章 この条約の適用及び他の取極

第三十条 この条約の適用

(1) 「この条約の適用のための措置」

各締約国は、この条約を適用するために必要な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

(i) 育成者権の効果的な保護のための適当な法的手段について定めること。

(ii) 育成者権を与える業務を行う当局を維持し又は他の締約国の当局に当該業務を委託すること。

(iii) 次の事項に関する情報の定期的な公表を確保すること。

(iv) 育成者権の出願及び付与

提示された名称及び登録された名称

(2) 「法令の適合性」

いずれの国又は政府機関も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に、自己の法令によりこの条約を実施することができる状態になければならないと了解される。

第三十一条 締約国と従前の条約に拘束

されている国との間の関係

(1) 「この条約に拘束される国との関係」

この条約及び従前の条約の双方に拘束される同盟国の間においては、この条約のみが適用される。

(2) 「この条約に拘束されない国との関係」

この条約に拘束されない同盟国(この(2)において「前者」という)は、事務局長に於てた通告により、この条約のみに拘束される同盟国(この(2)において「後者」という)との関係において、前者が拘束されている最新の条約を適用する旨を宣言することができる。その通告の日の一箇月後から前者がこの条約に拘束されるまでの間、前者は、後者との関係において、当該最新の条約を適用するものとし、後者は、前者との関係において、この条約を適用する。

第三十二条 特別の取極

同盟国は、品種の保護に関する特別の取極を相互間で締結する権利を留保する。ただし、当該特別の取極は、この条約に抵触するものであってはならない。

第十章 最終規定

第三十三条 署名

この条約は、千九百九十二年三月三十一日まで、この条約の採択の日同盟国である国による署名のために開放しておく。

第三十四条 批准、受諾、承認又は加入

(1) 「国及び特定の政府機関」
(a) いずれの国も、この条に定めるところにより、この条約の締約国となることができる。
(b) いずれの政府機関も、この条に定めるところにより、次の条件を満たしている場合には、この条約の締約国となることができる。
(i) この条約が規律する事項に関して権限を有すること。
(ii) 育成者権の付与及び保護について定める法令であつて当該政府機関のすべての構成国に対し拘束力のあるものを有すること。
(iii) その内部手続に従つてこの条約への加入が正当に委任されていること。

(2) 「批准書、承認書及び加入書」

この条約に署名している国は、この条約の批准書、承認書又は承認書を寄託することにより、この条約の締約国となる。政府機関及びこの条約に署名していない国は、この条約への加入書を寄託することにより、この条約の締約国となる。批准書、承認書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

(3) 「理事会の判断」

政府機関及び同盟国でない国は、加入書の寄託に先立ち、自己の法令とこの条約との適合性について理事会の判断を求める。肯定的な決定が行われた場合には、加入書は、寄託することができる。

第三十五条 留保

(1) 「原則」

(2) の規定が適用される場合を除くほか、この条約に対するいかなる留保も、認められない。

(2) 「特例」

(a) 第三条(1)の規定にかかわらず、この条約の締約国となる時に千九百七十八年の条約の締約国であり、かつ、栄養繁殖する品種に関し

て育成者権以外の工業所有権による保護を定めている国は、これらの品種にこの条約を適用することなく当該保護を継続する権利を有する。

(b) (a) の権利を行使する国は、この条約の批准書、承認書、承認書又は加入書を寄託する際に、事務局長にその旨を通告する。当該国は、その通告をいつでも撤回することができる。

第三十六条 法令及び保護の対象とされる植物の種類の通報並びに公表される情報

(1) 「最初の通報」

この条約の批准書、承認書、承認書又は加入書を寄託する際に、いずれの国又は政府機関も、次の事項について事務局長に通報する。

(i) 育成者権について定めた法令

(ii) この条約に拘束されることとなる日においてこの条約を適用する植物の種類の表

(2) 「変更の通報」

締約国は、次の事項について遅滞なく事務局長に通報する。

(i) 育成者権について定めた法令の変更

(ii) この条約を適用する植物の種類の追加

(3) 「情報の公表」

事務局長は、締約国からの通報に基づき次の事項に関する情報を公表する。

(i) 育成者権について定めた法令及びその変更

(ii) (i) の表及び(2)(ii)の追加

第三十七条 効力発生及び従前の条約への加入の禁止

「最初の効力発生」

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日に改正された千九百六十二年十一月一日の條約の新體の條約に關する國際條約の締結について承認を求めるとの件、社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるとの件

三六

この條約は、五の國が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後一箇月で効力を生ずる。ただし、当該文書のうち少なくとも三の文書が千九百六十二年・千九百七十二年の條約又は千九百七十八年の條約の締約國である國によつて寄託されることを条件とする。

(2) 「その後の効力発生」

(1)に規定する五の國の後に批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する國又は加入書を寄託する政府機關は、その寄託の日の後一箇月でこの條約に拘束される。

(3) 「千九百七十八年の條約への加入の禁止」

(1)の規定に従つてこの條約が効力を生じた後は、いづれの國も千九百七十八年の條約への加入書を寄託することはできない。ただし、この條約が効力を生じた後であっても、國際連合總會の確立された慣行に従つて開發途上國とされる國は千九百九十五年十二月三十一日まで、その他の國は千九百九十五年十二月三十一日まで当該文書を寄託することができる。

第三十八條 この條約の改正

(1) 「公議」

この條約は、同盟國の會議により改正することができ、會議の招集は、理事會が決定する。

(2) 「定足数及び多数」

會議の審議を行うためには、國である同盟國の過半数が會議に代表を出していなければならない。この條約の改正案は、會議に出席しかつ投票する國である同盟國の四分の三以上の多数による議決で採択される。

第三十九條 廢棄

(1) 「通告」

いづれの締約國も、事務局長にあてた通告によりこの條約を廢棄することができる。事務局長は、当該通告を受領した旨を遅滞なくすべての同盟國に通報する。

(2) 「從前の條約」

この條約の廢棄の通告は、この條約を廢棄する締約國が拘束されている從前の條約の廢棄の通告をも意味する。

(3) 「効力発生の日」

廢棄は、事務局長が通告を受領した年の翌年の末日に効力を生ずる。

(4) 「取得された權利」

廢棄は、廢棄が効力を生ずる日前にこの條約又は從前の條約に基づき取得された品種に關する權利に影響を及ぼすものではない。

第四十條 既存の權利の保全

この條約は、締約國の法令、同盟國間で締結された從前の條約又はこの條約以外の協定に基づき取得されていた育成者權を制限するものではない。

第四十一條 この條約の原本及び公定訳文

文

(1) 「原本」

この條約に關しては、フランス語、英語及びドイツ語による原本一通について署名するものとし、これらの條約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。この條約の原本は、事務局長に寄託する。

(2) 「公定訳文」

事務局長は、關係政府と協議の上、アラビア

語、スペイン語、イタリア語、日本語、オランダ語その他理事會の指定する言語によるこの條約の公定訳文を作成する。

第四十二條 寄託者の任務

(1) 「認証原本の送付」

事務局長は、この條約を採択した外交會議に代表を出したすべての國及び政府機關並びに要請があつたときは他の國又は政府機關に對し、この條約の認証原本を送付する。

(2) 「登録」

事務局長は、この條約を國際連合事務局に登録する。

審查報告書

社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月十二日

外交・防衛委員長 及川 順郎

參議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員會の決定の理由

この協定は、國際間の人的交流に伴つて発生する公的年金保險制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、日本國とドイツ連邦共和國との間で年金保險制度の適用の調整を行うことを定めるものである。我が國がこの協定を締結することは、二重加入問題の解決、

保險料負担の軽減等により、日独間の人的交流が円滑化され、ひいては經濟交流を含めた兩國間の關係がより一層緊密化されることが期待されるので、妥當な措置と認める。

一、費用

この協定の規定を実施するため、新たな特別の費用を要しない。

社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

國會に提出する。

平成十年四月二十四日

內閣總理大臣 橋本龍太郎

社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について承認を求めるの件

社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求める。

社會保障に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定

日本國及びドイツ連邦共和國は、社會保障の分野における兩國間の關係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定の適用上、

(a) 「領域」とは、日本国については、日本国の領域をいい、ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国の領域をいう。

(b) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国基本法にいうドイツ人をいう。

(c) 「法令」とは、次条(1)に掲げる年金保険制度に関する一方の締約国の法律及び規則をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、日本国については、次条(1)(a)に掲げる年金保険制度を管轄する政府機関をいい、ドイツ連邦共和国については、連邦労働社会省をいう。

(e) 「行政当局」とは、権限のある当局及びこの協定の実施に関係するその他の行政当局をいう。

(f) 「保険者」とは、次条(1)に掲げる年金保険制度の実施に責任を有する保険機関をいう。

(g) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立又は給付の額の計算に際して考慮されるその他の期間をいう。

(h) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金給付その他の現金給付をいう。

(2) この協定の適用上、この協定において定義されてない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条

(1) この協定は、次の年金保険制度について適用

する。

(a) 日本国については、

1 国民年金

2 厚生年金保険

3 国家公務員共済年金

4 地方公務員等共済年金

5 私立学校教職員共済年金

6 農林漁業団体職員共済年金

(2から6までに掲げる年金保険制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。)

(b) ドイツ連邦共和国については、

1 法定年金保険

2 製鉄従業者付加保険

3 農業者老齢保障

(2) 一方の締約国の法令の規定するところによりこの協定を適用するための要件及びこの協定と同種の社会保障に関する他の協定又は欧州連合の取極を適用するための要件の双方が満たされる場合、この協定の適用に際して当該他の協定又は欧州連合の取極を考慮しない。

第三条

この協定は、次の個人について適用する。

(a) いずれかの締約国の国民

(b) 千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する条約第一条又は千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する議定書第一条にいう難民

(c) その他の者

第四条

(1) 前条(a)又は(b)に掲げる者であつていずれかの締約国の領域内に通常居住するものは、一方の締約国の法令の適用に際して当該一方の締約国の国民に對して与えられる待遇と同等の待遇を受ける。この(1)の規定は、同条(a)又は(b)に掲げる者に由来する権利に関し、同条(c)に掲げる者であつていずれかの締約国の領域内に通常居住するものについても適用する。

一方の締約国の領域内に通常居住することを給付を受ける権利の取得又は給付の支払のための要件として定めた当該一方の締約国の法令の規定は、第三条(a)又は(b)に掲げる者であつて他方の締約国の領域内に通常居住するものについては適用せず、同条(a)又は(b)に掲げる者に由来する権利に関し、同条(c)に掲げる者であつて当該他方の締約国の領域内に通常居住するものについても適用しない。

第五条

(2) 一方の締約国の法令による給付は、両締約国の領域外の地域に通常居住する他方の締約国の国民に對しては、当該地域に通常居住する当該一方の締約国の国民に對して支給する場合と同様の条件で支給する。

第六条

第二条(1)に掲げる年金保険制度への強制加入に関しては、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

第七条

(1) 強制加入に関しては、一方の締約国の領域内で雇用されている者が雇用者によりその雇用関係に基づいて他方の締約国の領域に派遣され、当該雇用者のために役務を提供する場合には、

当該他方の締約国への派遣の開始から六十暦月目の月の末日までの期間は、その被用者がなお当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして、当該一方の締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。当該派遣が前記の期間を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該被用者に對して引き続き当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることを条件として、引き続き当該他方の締約国の強制加入に関する法令の適用を免除することができ。免除に関する決定に先立ち、当該一方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者に對して引き続き当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されるか否かを明らかにする機会を与えられるものとする。

(2)(a) 通常ドイツ連邦共和国の領域内において就労する自営業者が一時的に日本国の領域内において就労する場合には、(1)の規定は、当該自営業者について準用する。

(b) 通常日本国の領域内において就労する自営業者がその自営活動の枠内で一時的にドイツ連邦共和国の領域内において就労する場合には、ドイツ連邦共和国の領域内における就労の開始から六十暦月目の月の末日までの期間は、当該自営業者に對して日本国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件として、強制加入に関するドイツの法令を適用しない。当該就労が前記の期間を超えて継続される場合には、ドイツ連邦共和国の権限ある

当局又はその指定する機関は、当該自営業者の申請に基づき、当該自営業者に対して日本国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件として、引き続き強制加入に関するドイツの法令の適用を免除することができ、免除に関する決定に先立ち、日本国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該自営業者に対して日本国の国民年金に関する法令が適用され得るか否かを明らかにする機会を与えられるものとする。

第八条

(1) 一方の締約国を旗国とする海上航行船舶において被用者として就労する者の強制加入に関しては、

(a) 当該者に対していずれか一方の締約国の強制加入に関する法令のみが適用される場合には、当該法令のみの適用が維持される。

(b) 当該者に対して両締約国の強制加入に関する法令が適用される場合には、雇用者がその領域内に所在するか又は通常居住する締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

(2) 一方の締約国を旗国とする海上航行船舶において就労する自営業者の強制加入に関しては、当該自営業者がその領域内に通常居住する締約国の強制加入に関する法令のみを適用する。

第九条

この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

第十条

強制加入に関しては、一方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、第六条から前条までの規定によれば被用者又は自営業者に対して当該一方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることとなる場合であっても、当該被用者及び雇用者の共同の申請又は当該自営業者の申請に基づき、当該一方の締約国の法令の適用を免除することができ、ただし、当該被用者又は自営業者に対して他方の締約国の強制加入に関する法令が適用されることを条件とする。免除に関する決定に先立ち、当該他方の締約国の権限のある当局又はその指定する機関は、当該被用者又は自営業者に対して当該他方の締約国の強制加入に関する法令が適用されるか否かを明らかにする機会を与えられるものとする。当該決定を行うに当たっては、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮する。

第十一条

(1) 一方の締約国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に当たっては、(2)の規定に従うことを条件として、当該給付を受ける権利の確立のために算入される当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令において給付を受ける権利の確立のために算入される保険期間は、当該一方の締約国の法令による当該保険期間と通算する。

(2) 一方の締約国の法令による特定の給付を受ける権利が特定の保険期間を満たすことを要件とする場合には、(1)の規定の適用に当たっては、他方の締約国の法令による同種の保険期間のみを考慮する。

(3) (1)の規定の適用に当たっては、一方の締約国の法令による保険期間と通算される他方の締約国の法令による保険期間は、当該他方の締約国の法令に従って計算する。ただし、実際に経過していない期間であって加算されたものは、考慮しない。

(4) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、給付の額は、各々の締約国の適用すべき法令に従って計算する。

第十二条

ドイツ連邦共和国については、次の規定を適用する。

(1) 個人報酬点数は、ドイツの法令の下で取得される報酬点数に基づいて決定する。

(2) 前条(1)から(3)までの規定は、ドイツの法令の下で保険者の裁量により支給される給付について準用する。

(3) 日本国の法令による保険期間は、鉱山事業所の坑内作業によるものである場合には、前条の規定により鉱山労働者年金保険において考慮する。ドイツの法令において、常時の坑内作業又はこれと同等の作業に従事したことが給付を受ける権利のための要件とされる場合、日本国の法令による保険期間は、当該期間中に同種の活動が行われた限りにおいてのみ、ドイツの保険者によって考慮される。

(4) ドイツの法令が、定められた期間内に一定の強制保険料納付期間を満たすことを給付を受ける権利のための要件とする旨を規定し、かつ、当該定められた期間を特定の保険期間その他の期間がある場合において当該期間分延長する旨を規定している場合には、日本国の法令による

同種の保険期間及び日本国における期間で次に掲げるものも、その延長のために考慮する。

(a) 疾病、妊娠、失業又は労働に係る災害を理由とするドイツの法律及び規則に基づく手当金(年金給付を除く。)に相当する手当金が日本国の法律及び規則に基づいて支払われている期間

(b) 日本国において育児を行っている期間

(5) ドイツの法令上一定の期間の保険料が納付されていることを要件として強制加入が免除される場合においては、日本国の法令による保険料納付期間も考慮する。

第十三条

日本国については、次の規定を適用する。

(1) 第十一条(1)及び(2)の規定の適用に当たっては、ドイツの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(2) 第十一条(1)及び(2)の規定の適用に当たっては、ドイツ連邦共和国の鉱山労働者年金保険において鉱山での常時の坑内作業に従事した期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険において同種の作業に従事した期間として考慮する。

(3) 日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がドイツの法令による同種の保険期間中にあるときは、これらの年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下でこれらの年金のうちいずれかのもの

を受ける権利がこの(3)の規定を適用せずとも確立される場合には、この(3)の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の事由によるこれらの年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(4) 日本国の法令による次に掲げる給付に関しては、当該給付を受けるための要件がこの協定により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の法令による保険期間及びドイツの法令による同種の保険期間を合算した期間に対する当該日本国の法令による保険期間の比率に基づき計算する。

(a) 障害基礎年金その他の記録された保険期間にかかわらず一定額が支給される給付

(b) 日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金(日本国の法令による実際の保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであってその額が当該定められた期間に基づき計算されるものに限る。)

(5) 日本国の法令による次に掲げる給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十一条(1)及び(2)の規定に従ってドイツの法令による保険期間を適用することによって満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付を受ける権利の確立のために必要とされる期間に対する日本国の法令による保険期間の比率に基づき計算する。

(a) 老齢厚生年金の配偶者加給その他の保険期間が日本国の法令上定められた期間を満たした場合に一定額が支給される給付

(b) 日本国の被用者年金制度の下での日本国民

以外の者に対する脱退一時金その他の一時金(4)及び(5)の規定の適用上、日本国の法令による保険期間は、保険料納付期間及び保険料免除期間をいい、当該給付が支給される年金制度における保険期間に限るものとする。

第十四条

この協定及び両締約国の法令の実施に際して、両締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、自国内のこれらの機関の間で行われる援助と同様の方法で相互に援助を行う。この援助は、無償で行う。ただし、当該援助を行うために必要とされる追加的な経費については、通信のための経費を除き、当該援助を要請した機関が負担する。

第十五条

(1) 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則が当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減についての規定を含む場合、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。

(2) この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書については、認証その他これに類する手続を要しない。

第十六条

(1) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、両締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、各々の言語により相互に連絡することが出来る。

(2) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、関係者又はその代理人に対し

て書面により又は適当な場合には口頭により、当該一方の締約国の言語で直接連絡することが出来る。ただし、一方の締約国による強制執行に直接結び付き得る文書を他方の締約国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して送付する場合には、当該他方の締約国の言語による翻訳を添付する。

(3) この協定及び両締約国の法令の実施に際して、一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十七条

(1) 一方の締約国の法令による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出された場合、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日これを受理する権限を有する当該一方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出されたものとみなす。

(2) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織又は行政当局は、(1)の規定に従って提出された申請、不服申立て又は申告を遅滞なく他方の締約国の関係する保険者、保険者の連合組織又は行政当局に送付する。

第十八条

(1) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施

のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国のこれらの機関に伝達する。

(2) 一方の締約国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局は、他方の締約国のこれらの機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国のこれらの機関に伝達することが出来る。

(3) (1)及び(2)の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 受領機関は、伝達される個人に関する情報をこの協定及び両締約国の法令を実施する目的並びに受領国の他の社会保障の目的(関連する司法手続を含む。)のためにのみ使用する事が出来る。また、これらの情報は、前記の目的のためにその他の関係機関に対して提供することが出来る。ただし、この(a)の規定は、刑事法上の法益の保護のため又は課税の目的のために受領国の法律及び規則により提供が義務付けられている場合には、これらの情報の提供を妨げるものではない。

(b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用及びそれにより得られた結果について伝達機関に対し通報する。

(c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に

限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に對し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正又は廃棄する。

(d) 伝達機関及び受領機関は、関係者の申出に基づき、伝達された個人に関する情報の内容及びその伝達の目的を当該関係者に対し通報する。

(e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報が許可なく使用され、修正され及び開示されることのないよう効果的に保護する。

第十九条

(1) 両締約国の政府は、この協定の実施のために必要な取極を締結する。

(2) 両締約国の権限のある当局は、この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意することができる。

(3) 両締約国の政府は、(1)の規定に基づく取極において、この協定の実施のための連絡機関を指定する。

(4) 両締約国の権限のある当局は、各々の法令の改正又は補足について相互に通報する。

第二十条

一方の締約国の保険者は、他方の締約国の領域内にいる者に対して現金給付をいづれの締約国の通貨によっても有効なものとして支払うことができる。当該現金給付が当該他方の締約国の通貨で支払われる場合、換算率は、送金が行われる日の為替相場によるものとする。

第二十一条

(1) この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生ずる場合には、両締約国は、交渉により友好的に当該紛争を解決するよう努める。

(2) 両締約国が交渉により紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、仲裁裁判所に決定のため付託する。仲裁裁判所は、個々の事案ごとに設置され、各締約国が任命した各一人の仲裁人と、このように選定された二人の仲裁人が議長とすることで合意し、かつ、両締約国によって任命される一人の第三国の国民の三人の仲裁人により構成される。最初の二人の仲裁人については、一方の締約国が他方の締約国に對し紛争を仲裁裁判所に付託する旨を外交上の経路を通じて通告した日から六十日の期間内に、議長については、その後の三十日の期間内に任命される。

(3) (2)に規定する各々の期間内に、いづれかの締約国が仲裁人を任命できない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人による合意が得られない場合には、いづれの締約国も、国際司法裁判所長に對し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長が一方の締約国の

国民である場合又はその他の理由により任命を行えない場合には、国際司法裁判所次長（同次長も任命を行えない場合には、国際司法裁判所における前任の裁判官で任命を行うことができるもの）に對して任命を行うよう要請することができる。

(4) 仲裁裁判所は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

(5) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。ただし、仲裁裁判所は、費用の分担に関し、異なる定めを行うことができる。

(6) 仲裁裁判所は、自らの手続に関する規則を定める。

第二十二条

(1) この協定は、その効力発生前には給付を受ける権利を確立させるものではない。

(2) この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間その他法的に関連する事実も考慮する。

(3) この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

(4) この協定の効力発生前に決定が行われた年金給付についてこの協定の規定によってその給付の額に変更がある場合には、申請に基づいて新たに決定が行われる。

第二十三条

この協定に附属する議定書は、この協定の不可

分の一部を成す。

第二十四条

(1) この協定は、批准されるものとする。批准書は、できる限り速やかにボンにおいて交換される。

(2) この協定は、批准書の交換が行われた月の翌々月の初日に効力を生ずる。

第二十五条

(1) この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に對し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

(2) この協定が(1)の規定に従って終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百九十八年四月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により、本書一通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小淵恵三

ドイツ連邦共和国のために

フランク・エルベ

議定書

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- (1) 協定第一条(1)の規定に関し、
 - (a) ドイツ連邦共和国については、「法令」には、保険者及び保険者の連合組織の規則を含める。
 - (b) ドイツの法令については、「給付」には、現物給付を含める。
- (2) 協定第一条(1)及び第二条(2)の規定に関し、日本国については、「法令」には、協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために制定された法律及び規則を含めない。
- (3) 協定第二条の規定に関し、
 - (a) 日本国については、次のことが了解される。
 - 1 国民年金は、国民年金基金を含まない。
 - 2 厚生年金保険は、厚生年金基金を含まない。
 - 3 地方公務員等共済年金は、地方議会議員の年金制度を含まない。
 - (b) 日本国については、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過の又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
 - (c) ドイツ連邦共和国については、協定第十一条から第十三条までの規定は、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障には適用しない。

- (4) 協定第二条(2)の規定に関し、ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する欧州連合の取極が保険制度間の負担の配分に関する規定を含む場合には、これらの規定は、協定の適用に際して考慮する。
- (5) 協定第三条の規定に関し、ドイツの法令の適用に当たっては、同条(b)には、千九百五十四年九月二十八日の無国籍者の地位に関する条約第一条という無国籍者を含める。
- (6) 協定第四条(1)の規定に関し、
 - (a) 同条(1)の規定は、ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する欧州連合の取極に含まれる保険制度間の負担の配分に関する規定に影響を及ぼすものではない。
 - (b) 同条(1)の規定は、被保険者及び雇用者が保険者及び保険者の連合組織の運営機関に参加すること並びに社会保障に係る裁判に参加することを保証するいすれの締約国の法令にも影響を及ぼすものではない。
 - (c) 日本国の領域内に通常居住する日本国民は、ドイツの法定年金保険に少なくとも六十箇月の期間有効な保険料拠出を行っている場合、当該保険に任意に加入する権利を有する。ただし、ドイツの法令の下での任意加入の権利に関するより有利な規定は影響を受けない。この(c)の規定は、協定第三条にいう難民及びこの議定書の(5)にいう無国籍者であつて日本国の領域内に通常居住するものについても適用する。

- (d) ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住するドイツ国民は、協定第二条(1)(a)に掲げる年金保険制度に少なくとも六十箇月の期間有効な保険料拠出を行っている場合、日本国の国民年金に任意に加入する権利を有する。この(d)の規定は、協定第三条にいう難民であつてドイツ連邦共和国の領域内に通常居住するものについても適用する。
- (e) 同条(1)の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基ついて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定及び日本国民以外の者に対する脱退一時金に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。
- (7) 協定第五条の規定に関し、
 - (a) 日本国については、同条の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定には、影響を及ぼすものではない。
 - (b) ドイツ連邦共和国については、
 - 1 所得能力の減退を理由とするドイツの法令による年金に関し、同条の規定は、日本国の領域内に通常居住する者に対しては、労働市場の状況のいかんにかかわらず当該年金を受ける権利が存在する場合にのみ適用する。
 - 2 同条の規定は、次のものに影響を及ぼすものではない。

- (8) 協定第六条から第八条まで及び第十条の規定に関し、
 - (a) 強制加入に関するドイツの法令が適用される者には、ドイツの法令の規定するところにより実際には強制加入とならない者も含む。
 - (b) これらの条の規定のうち被用者の強制加入に関するものは、被用者ではないが強制加入に関するドイツの法令の下で被用者として取り扱われる者についても適用する。
 - (9) 協定第四条、第七条及び第十条の規定に関し、日本国の領域内において就労する者であつて協定第七条又は第十条の規定に基づいて強制加入に関するドイツの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、
 - (a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、強制加入に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。
 - (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、強制加入に関する日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。
- (aa) ドイツ連邦共和国の領域外で経過した保険期間に基づく給付に関するドイツの法令
 - (bb) リハビリテーション給付に関するドイツの法令
 - (cc) 刑事訴訟手続を回避するために国外に逃亡する者の給付の請求権の停止を定めたドイツの法令

⑩ 協定第七条、第八条及び第十条の規定に關し、

(a) これらの条の規定により、強制加入に關するドイツの法令が日本国の領域内にいる者に對して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に關するドイツの法律及び規則を同様に適用する。

(b) これらの条の規定により、強制加入に關する日本国の法令がドイツ連邦共和国の領域内又はドイツ連邦共和国を旗國とする海上航行船舶上で就労する者に対して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に關するドイツの法律及び規則は、適用しない。

⑪ 協定第七条の規定に關し、協定の効力発生前に派遣が開始されていた場合には、派遣期間は、協定の効力発生の日に開始したものとす。

⑫ 協定第七条(1)及び第十条の規定に關し、日本国の被用者年金制度に加入していない者については、これらの条の規定による強制加入に關するドイツの法令の適用の免除は、当該者に対して日本国の国民年金に關する法令が適用され得ることを条件とする。

⑬ 協定第十条の規定に關し、同条の規定により、日本国の領域内において強制加入に關するドイツの法令が適用される者については、当該者がドイツ連邦共和国の領域内で直近に就労していた場所において就労しているものとみなす。当該者が過去においてドイツ連邦共和国の領域内で就労したことがない場

合には、当該者は、ドイツの権限のある当局が所在する場所で就労しているものとみなす。

⑭ 協定第十一条(1)及び第十三条の規定に關し、これらの規定は、日本国の法令による給付であつて次に掲げるものについては適用しない。

- (a) 厚生年金保険の障害手当金
- (b) 共済年金の障害一時金
- (c) 共済年金の職域加算年金
- (d) 協定の効力発生後に導入されるその他の給付であつて協定第十九条(1)の規定に基づく取極において合意されるもの

⑮ 協定第十三条の規定に關し、(a) 同条(3)の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、同条(3)という要件は、日本国の法令に従つて、一の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

(b) 同条(4)の規定に従つて日本国の被用者年金制度の給付の額を計算するに際して、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、同条(4)にいう日本国の法令による保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。

ただし、当該合算した期間が同条(4)(b)にいう日本国の法令上定められた期間を超える場合には、この(b)の規定及び同条(4)に規定される計算方法は、適用しない。

⑯ 協定第十五条(1)の規定に關し、日本国については、同条(1)の規定は、戸籍の証明に係る手数料の免除又は軽減を定める市町

村の条例には影響を及ぼすものではないことが了解される。

⑰ 協定第十六条(2)の規定に關し、

ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に對して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(1)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に關するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

⑱ 協定第十七条の規定に關し、

(a) 日本国の法令による給付の申請を行う者がドイツの法令による保険期間を有していることを表明する場合には、当該給付の申請をもつて、ドイツの法令による相当する給付の申請がその日に提出されたものとみなす。ただし、この(a)の規定は、当該者がドイツの法令による老齢給付を受ける権利に關する決定が延期されるべきことを表明する場合には適用しない。

(b) 日本国に關しては、同条の規定の適用上、ドイツの法令による給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、日本国の被用者年金制度における類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する保険者、保険者の連合組織又は行政当局に對して提出されなければならない。

⑲ 協定第十九条の規定に關し、協定の下でドイツ連邦共和国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局から日本国のこれらの機関に對して行われる連絡及び伝達は、日本

国の権限のある当局に對して行われる場合を除き、日本国の連絡機關を通じて行われるものとする。

⑳ 協定第二十二條の規定に關し、

(a) ドイツの法令の適用に際して、同条(4)に基づく新たな決定により、年金給付を受ける権利が消滅し、又は年金給付の額が協定の効力発生前の最後の期間に對して支払われた額よりも少なくなる場合には、当該最後の期間に支払われた年金給付の額と同じ額が引き続き支払われるものとする。

(b) ドイツの法令において、協定によつて給付を受ける権利が存在することとなる年金給付の決定の申請が、協定の効力発生後十二箇月以内に行われる場合、当該年金給付は、月初において資格要件が初めて満たされた暦月から支給する。ただし、最も早い場合であつても協定の効力発生時点からとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百九十八年四月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により、本書一通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小淵恵三

ドイツ連邦共和国のために

フランク・エルベ

審査報告書

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月十二日

国民福祉委員長 山本 正和
参議院議長 高橋 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例その他必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

国会に提出する。

平成十年四月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成十年五月十三日 参議院会議録第二十八号

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 国民年金法関係
 - 第一節 被保険者の資格に関する特例(第三条―第五条)
 - 第二節 給付等に関する特例
 - 第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第六条―第九条)
 - 第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十条―第十二条)
- 第三章 厚生年金保険法関係
 - 第一節 被保険者の資格に関する特例(第十三条―十四条)
 - 第二節 保険給付等に関する特例
 - 第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十五条―第十八条)
 - 第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第十九条―第二十二条)
 - 第三節 不服申立てに関する特例(第二十三条―条)
- 第四章 国家公務員共済組合法関係
 - 第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第二十四条)
 - 第二節 長期給付等に関する特例
 - 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十五条―第二十六条)

- 特例(第二十五条―第二十七条)
- 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第二十八条―第三十一条)
- 第三節 不服申立てに関する特例等(第三十二条―第三十四条)
- 第五章 地方公務員等共済組合法関係
 - 第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第三十五条)
 - 第二節 長期給付等に関する特例
 - 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第三十六条―第三十八条)
 - 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十九条―第四十一条)
 - 第三節 不服申立てに関する特例等(第四十二条―第四十六条)
- 第六章 私立学校教職員共済法関係
 - 第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第四十七条)
 - 第二節 長期給付等に関する特例
 - 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第四十八条―第五十条)
 - 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十一条―第五十四条)
 - 第三節 不服申立てに関する特例等(第五十五条―第五十七条)
- 第七章 農林漁業団体職員共済組合法関係
 - 第一節 組合員の資格に関する特例(第五十八条―条)
 - 第二節 給付等に関する特例
 - 第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第五十九条―第六十一条)
 - 第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第六十二条―第六十三条)

- (第六十二条―第六十五条)
- 第三節 不服申立てに関する特例等(第六十六条―第六十八条)
- 第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十九条―第七十二条)
- 第九章 雑則(第七十三条―第七十九条)
- 附則
- 第一章 総則
 - (趣旨)
 - 第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九法律第四十一号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。
 - (定義)
 - 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - 一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
 - イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)
 - ロ 国家公務員共済組合法
 - ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)
 - 二 私立学校教職員共済法

ホ 農林漁業団体職員共済組合法

二 共済年金各法 前号ロからホまでに掲げる法律をいう。

三 ドイツ年金制度 協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度をいう。

四 ドイツ年金法令 ドイツ年金制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。

五 ドイツ保険者 ドイツ年金制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織をいう。

六 ドイツ年金 ドイツ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。

七 ドイツ期間 ドイツ年金の支給を受ける資格を得るためにドイツ年金法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間としてドイツ保険者が確認した期間をいう。

八 ドイツ保険料納付期間 ドイツ期間のうち保険料を納付した期間(保険料を納付した期間とみなされる期間を含む。)としてドイツ保険者が確認した期間をいう。

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例
(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満である者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となしな。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ドイツ連邦共和国の領域内又はドイツ連邦共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受けるもの(協定の規定によりドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を免除することとされた者及び次号に掲げる者を除く。)

三 第十四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしなこととされた者、第二十四條の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しなこととされた者、第三十五條第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しなこととされた者、第四十七條第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しなこととされた者又は第五十八條第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員となしなこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)(又は子であつて政令で定めるもの(ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者及び国民年金法第七條第一項第二号に該当する者を除く。))

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第四條 ドイツ期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十條第一項の規定の適用については、当該ドイツ期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

第五條 ドイツ連邦共和国の国民(協定第一条(1)(b)に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。)(その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)(の月数と他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五條の規定の適用については、同法第一項第三号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により国民年金法附則第五條第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同法第五條の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同法第八條の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住しなかつたとき。

三 ドイツ連邦共和国の国民その他政令で定める者でなくなつたとき。

四 国民年金法第七條第一項第三号に規定する

被扶養配偶者となつたとき(六十歳未満であるときに限る。))

五 国民年金の保険料を滞納し、その後、国民年金の保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

3 国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかつた期間のうち、第一項の規定により同法附則第五條第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間(以下「合算対象期間」という。)(となしな。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(ドイツ期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第六條 ドイツ期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)(に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさな者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさなもののに限る。)(を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 ドイツ保険料納付期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(以下この章において「退職共済年金」という。)(の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六

十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に相当する額に相当する部分に關し、当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのはドイツ保険料納付期間（社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第八号に掲げるドイツ保険料納付期間をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と、「の月数」とあるのは「の月数」とを合算した月数とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に計算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に計算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に計算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に計算する額に相当する部分

ドイツ保険料納付期間を有する者であつて、

その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。）の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

六十五歳に達した日の属する月以後のドイツ期間を有する者（同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。）について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日の属する月以後のドイツ期間（社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第七号に掲げるドイツ期間をいう。）とする。

（ドイツ保険料納付期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例）

第七条 ドイツ保険料納付期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。）に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その

者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）次項、次条第一項、第九条及び第十二条第二項において同じ。）又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（以下「保険料免除期間」という。）を有しないときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

（ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三

十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

（ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例）

第九条 ドイツ保険料納付期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がドイツ保険料納付期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があつたときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）

第十条 次の各号に掲げる者に支給する第六条第二項各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に計算する額に相当する部分（以下この条及び次条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。）の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの）とする。

- 一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第六条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)
- 二 第六条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなされたもの(以下この条において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)
- 三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額
 - 2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。
 - 一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率
 - 二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率
 - 三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。
 - 4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。
- 例) 第十一条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。
- (障害基礎年金等の額の計算の特例)
 - 第十二条 第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三條第一項若しくは第二項の規定による額又は第六條第一項、第七條第二項若しくは第九條の規定により支給する遺族基礎年金(第六條第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。次項
- において「特例による遺族基礎年金」という。)の同法第三十八條、第三十九條第一項若しくは第三十九條の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第三十三條第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第三十八條、第三十九條第一項若しくは第三十九條の二第一項の規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。
 - 2 前項の按分率は、特例による障害基礎年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものの月数とその他の保険料免除期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。
 - 3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三條の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。
 - 4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一條第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。
 - 5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一條第二項の規定によりその受給権が

消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

7 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十三条 第十条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される六十五歳未満の者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者として、

一 日本国の領域内において就労し、かつ、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ドイツ連邦共和国の領域内において就労する者であつて、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受けるもの(協定の規定によりドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を免除することとされた者及び次号に掲げる者を除く。)

三 第二十四条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第三十五条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十七条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十八条第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員としないうこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(ドイツ期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十五条 ドイツ期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金
- 五 厚生年金保険法第四十四条第一項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

八 脱退一時金

2 六十五歳に達した日の属する月以後のドイツ期間を有する者(同日以後に保険料納付済期間を有することとなつた者を除く。)について、厚生年金保険法附則第十五条の規定を適用する場合においては、その者は、同日以後に保険料納付済期間を有することとなつたものとみなす。(ドイツ保険料納付期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第十六条 ドイツ保険料納付期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について

て厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第十七条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二條第四項又は第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。(ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第十八条 ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八條の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八條第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第十九条 第十五条第一項の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額(脱退一時金にあっては、当該脱退一時金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六であるものとして計算した額)に期間比率を乗じて得た額(第一号から第三号までに掲げる厚生年金保険法による保険給付等にあつては、同項に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

三 遺族厚生年金の経過的事項加算
四 脱退一時金
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十五条第一項の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十五条第一項の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金等の額の計算の特例)

第二十条 第十八条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下「の条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十八条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条の規定による額を「三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。

一 特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号及び前項の按分率は、特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他の者のドイツ保険

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下同じ。)又は私共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(障害厚生年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第二十一条 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、同条第二項又は同法第六十二条第一項若しくは昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第五十条の二第二項の規定による額又は同法第六十二条第一項若しくは昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により加算する額に、按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数で、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で

除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十二條 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに關する特例

第二十三條 第二十九條第四項第三十條第五項において準用する場合を含む。、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。)、第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。、又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合

を含む。の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に關する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査會に對して再審査請求をすることが出来る。

2 第二十条第四項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十条第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付に關する処分の不服の理由とすることができない。

第四章 国家公務員共済組合法關係

第一節 長期給付に關する規定の適用範圍に關する特例

第二十四條 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に關する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十五條第一項及び第二百二十六條第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に關するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十五條 ドイツ期間及び国家公務員共済組合

(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。))の支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に關する規定」という。))に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に關する規定(その者が当該支給要件等に關する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 国共済法第七十八條第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十條の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号。以下「昭和

六十年国共済改正法」という。附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的算入」という。)

六 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第二十八条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十六条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。次項において同じ。)であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十七条 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合を除く。は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。)

2 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢算入

三 国共済法の遺族共済年金の経過的算入

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十五条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十五条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第二十九条 第二十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項後段を除く。の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額)に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額(以下「特例による障害共済年金」という。)

以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額)に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額とする。

一 特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百月から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た月数に、按分率を乗じて得た月数

特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た月数に、按分率を乗じて得た月数

特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た月数に、按分率を乗じて得た月数

特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た月数に、按分率を乗じて得た月数

特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た金額とする。

3 第一項第二号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が国家公務員共済組合の組合員以外の共済組合の組合員であつた期間又は私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第三十条 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額又は特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、同条第三項又は国共済法第九十条若しくは昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、国共済法第八十三条第三項の規定による金額又は国共済法第九十条若しくは昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の

規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十一条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに關する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十二条 第十條第四項、第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む。)、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。)、第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。))の規定による国共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることが出来る。

2 第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第二十九條第四項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付に關する処分についての不服の理由とすることが出来ない。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第三十三条 国共済法第三十條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を經由してすることが出来る。

2 前項の場合における国共済法第三十條第二項

の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(大蔵大臣の権限)

第三十四条 大蔵大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第五章 地方公務員等共済組合法關係

第一節 長期給付に關する規定の適用範圍に關する特例

第三十五条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に關する規定は、地共済法第二條第一項第一号に規定する職員(地共済法第四十一條第一項及び第二項、第四百二十二條第一項並びに第四百四十二條第三項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)(及び地共済法第四百四十條第一項に規定する公庫等職員(同條第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。))のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務に關するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものには、適用しない。

2 地共済法の長期給付に關する規定の適用を受ける地方公務員共済組合(地共済法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)(の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつ

たときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（地共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。第三十九条第四項において同じ。）をしたものとみなす。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第三十六条 ドイツ期間及び地方公務員共済組合の組合員期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分又は地共済法による一時金のうち次に掲げるもの（以下「地共済法による長期給付等」という。）の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 地共済法第八十条第一項の規定（他の法令

において準用する場合を含む。）により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算」という。）

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金（第三十九条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

（ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第三十七条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。次項において同じ。）であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定

の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第三十八条 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第三十九条 第三十六条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の地共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三十六條第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第四十條 第三十七條第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例」による障害共済年金という)の地共済法第八十七條第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額とし、第三十八條の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例」による遺族共済年金という)の地共済法第九十九條の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)とし、第三十八條の規定による障害共済年金の給付事由となつた特例による障害共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間の月数を合算した月数と、当該合算した月数とを合算した月数とを合算した月数で除して得た率とする。

た障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百月から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七條第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 第一項第二号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数と、当該合算した月数とを合算した月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が地方公務員共済組合の組合員以外の共済組合の組合員であつた期間又は私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第四十一條 特例による障害共済年金に地共済法第八十八條第一項の規定により加算する加給年

金額に相当する部分(第四項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額又は特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、同条第三項又は地共済法第九十九條の三若しくは昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第一項の規定にかかわらず、地共済法第八十八條第三項の規定による金額又は地共済法第九十九條の三若しくは昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第一項の規定により加算する額に、按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数と、当該合算した月数とを合算した月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二條第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十條第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二條第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十條第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十條第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低

いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十二條 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十三條 第十條第四項、第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む)、第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む)、第五十三條第五項において準用する場合を含む)又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む)の規定による地共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に對して審査請求をすることができ

2 第四十條第四項第四十一條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十條第四項の規定による確認の

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

五四

処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)
第四十四条 地共済法第一百七十七条の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を經由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

(主務大臣の権限)

第四十五条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第四十六条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第四十七条 私立学校教職員共済法(以下この章

において「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの

二 ドイツ連邦共和国の領域内において就労する者であつて、ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受けるもの(協定の規定によりドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を免除することとされた者を除く。)

2 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。)第二条第一項第四号に規定する退職をいう。第五十一条第四項において同じ。)をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程(私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十八条 ドイツ期間及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付、私学共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分又は私学共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「私学共済法による長期給付等」という。)の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」という。)

一 規定する私学共済法による長期給付等(以下この項において「支給要件等」という。)

二 退職共済年金

三 遺族共済年金

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分(以下「私学共済法による長期給付等」という。)

「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第五十一条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十九条 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。次項において同じ。)であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十

四 第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

(ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十条 ドイツ保険料納付期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第五十一条 第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法に

よる長期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の私学共済加入者期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の

基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十二条 第四十九条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)とし、第五十条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額)とする。

一 特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を乗じて得た金額とする。

二 三百月から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の

規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 第一項第二号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官が当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合の確証を受けたところによる。

(私学共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第五十三条 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金に相当する部分(第四項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額又は特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、同条第三項又は準用国共済法第九十条若しくは私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、準用国共済法第八十二条第三項の規定に

よる金額又は準用国共済法第九十条若しくは私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となった障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五條第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第五十四條 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第五十五條 第十條第四項、第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む。)、第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。)、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。))の規定による私学共済加入者期間の確認に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十二條第四項の規定による確認に關する処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十六條 私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部大臣の権限)

第五十七條 文部大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

第七章 農林漁業団体職員共済組合法關係

第一節 組合員の資格に關する特例

第五十八條 農林漁業団体職員共済組合法(以下この章において「農林共済法」という。)(第十四條第一項に規定する職員であつて次の各号のいづれかに掲げるものは、同項の規定にかかわらず、農林漁業団体職員共済組合の組合員となす。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、ドイツ年金制度へ加入する義務に關するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの
二 ドイツ連邦共和国の領域内において就労する者であつて、ドイツ年金制度へ加入する義務に關するドイツ年金法令の規定の適用を受けるもの(協定の規定によりドイツ年金制度へ加入する義務に關するドイツ年金法令の規定の適用を免除することとされた者を除く。)

2 前項に規定する者の農林漁業団体職員共済組合の組合員の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(ドイツ期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十九條 ドイツ期間及び農林漁業団体職員共済組合の組合員期間(任意継続組合員であつた期間を含む。以下「農林共済組合員期間」という。)を有し、かつ、農林共済法による給付、農林共済法による給付に加算する額に相当する部分又は農林共済法による一時金のうち次に掲げるもの(以下「農林共済法による給付等」という。)(の支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」という。))に規定する農林共済法による給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に關する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する農林共済法による給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを農林共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金

三 農林共済法第三十八條第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「農林共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 農林共済法第四十八條の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号。以下「昭和六十年農林共済改正法」という。)

六 農林共済法附則第十八條の二第一項に規定する脱退一時金(第六十二條第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により農林共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、農林共済法附則第十八條の二第一項の規定は、適用しない。

(ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第六十條 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた者を除く。次項において同じ。)であつて、当該障害に係る障害認定日において農林共済組合員期間を有するものは、農林共済法第三十九條

第一項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定の適用については、当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、農林共済法第四十四條第二項又は第四十五條の三第三項ただし書の規定の適用については、当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(ドイツ保険料納付期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第六十一條 ドイツ保険料納付期間及び農林共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に死亡した場合(その者が農林共済法第四十六條第一項第一号に該当する場合を除く。)

は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ドイツ保険料納付期間及び農林共済組合員期間を有する者が、ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が農林共済法第四十六條第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)

は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合において

は、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(農林共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第六十二條 第五十九條第一項の規定により支給する農林共済法による給付等のうち次に掲げるものの額は、当該農林共済法による給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による農林共済法による給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の農林共済組合員期間の月数が六であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 農林共済法の退職共済年金の加給
二 農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる農林共済法による給付等の受給権者又は当該農林共済法による給付等の給付事由となつた死亡に係る者の農林共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該農林共済法による給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十九條第一項の規定により支給する農林共済法の退職共済年金の加給の額については、当該農林共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における農林共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 農林漁業団体職員共済組合の組合員であつて、第五十九條第一項の規定により支給する農林共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が農林共済法第十五條第二項第一号に掲げる事由に該当するに至つた(以下この項において「退職した」という。)

とき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び農林漁業団体職員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)

は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月前における農林共済組合員期間を当該農林共済法の退職共済年金の加給の額の算定の基礎として、当該農林共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十三條 第六十條第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)

の農林共済法第四十二條第一項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による額(第一号に掲げる月数が三百未満であるときは、当該額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数乗じて得た額)とし、第六十一條の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。)

の農林共済法第四十七條第一項第一号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定

する月以後における農林共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月前における農林共済組合員期間を当該農林共済法の退職共済年金の加給の額の算定の基礎として、当該農林共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十三條 第六十條第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)

による額(第一号に掲げる月数が三百未満であるときは、当該額を三百で除して得た額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額)とする。

一 特例による障害共済年金の給付事由となった障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得た月数

2 特例による障害共済年金の農林共済法第四十二條第一項第一号に掲げる額と同条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号及び前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち農林共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該農林共済組合員期間以外の期間が農林漁業団体職員共済組合以外の共済組合で農林共済法による給付に相当する給付を行うものの組合員であつた期間又は私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、当

該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団)の確証を受けたところによる。
(農林共済法の障害共済年金の配偶者加給等の額の計算の特例)

第六十四條 特例による障害共済年金に農林共済法第四十三條第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第四項において「農林共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、特例による遺族共済年金に加算する農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、同条第二項又は農林共済法第四十八條若しくは昭和六十年農林共済改正法附則第二十六條の規定にかかわらず、農林共済法第四十三條第二項の規定による額又は農林共済法第四十八條若しくは昭和六十年農林共済改正法附則第二十六條の規定により加算する額に、按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害共済年金の給付事由となつた障害又は特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその他のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 第十二條第一項、第二項及び第七項の規定は昭和六十年農林共済改正法附則第二十七條第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二條第一項及び第二項の規定は昭和六十年農林共済改正法附則第二十七條第二項の規定により特例による遺族共済年金

に加算する額について準用する。

4 特例による障害共済年金に係る農林共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が農林共済法第四十五條第五項の規定によりその受給権が消滅した農林共済法による障害共済年金に係る農林共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の農林共済法による障害共済年金に係る農林共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

5 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(農林共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十五條 農林共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 不服申立てに關する特例等

(農林共済法の規定による審査請求の特例)

第六十六條 第十條第四項、第二十條第四項(第二十一條第五項において準用する場合を含む。)、第二十九條第四項(第三十條第五項において準用する場合を含む。)、第四十條第四項(第四十一條第五項において準用する場合を含む。))又は第五十二條第四項(第五十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定による農林共済組合員期間の確証に關する処分について不服がある者は、農林共済法の定めるところに

より、農林漁業団体職員共済組合の審査会に対して審査請求をすることができ。

2 第六十三條第四項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、農林共済組合員期間以外の期間に係る第六十三條第四項の規定による確証の処分についての不服を、当該期間に基づく農林共済法による給付に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(農林共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十七條 農林共済法第六十六條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。

2 前項の場合における農林共済法第六十六條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したドイツ保険者に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(農林水産大臣の権限)

第六十八條 農林水産大臣は、協定及びこの法律を施行するために必要があると認めるときは、農林漁業団体職員共済組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十九條 第十五條第一項、第二十五條第一

項、第三十六條第一項、第四十八條第一項又は第五十九條第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給、私学共済法の退職共済年金の加給又は農林共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九條第四項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第八十一條第五項及び農林漁業団体職員共済組合法第三十八條の二第三項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例

第七十條 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十七條第一項、第二十六條第一項、第三十七條第一項、第七十條第一項、第二十八條第一項、第三十七條第一項、第四十八條第一項又は第六十條第一項の規定を適用する。

一項、第四十九條第一項又は第六十條第一項の規定を適用する。

2 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十七條第一項、第二十六條第一項、第三十七條第一項、第四十九條第一項又は第六十條第一項の規定を適用する。

3 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十七條第一項、第二十六條第一項、第三十七條第一項、第四十九條第一項又は第六十條第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、

これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例

第七十一條 ドイツ保険料納付期間中に死亡した者又はドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十八條、第二十七條、第三十八條、第五十條又は第六十一條の規定を適用する。

2 ドイツ保険料納付期間中に死亡した者又はドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者があつた場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八條、第二十七條、第三十八條、第五十條又は第六十一條の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金

各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第七十二條 第十五條第一項、第二十五條第一項、第三十六條第一項、第四十八條第一項又は第五十九條第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三條第二項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第九十九條の六第二項及び農林漁業団体職員共済組合法第五十一條第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第十五条第一項、第二十五条第一項、第三十六
 六条第一項、第四十八條第一項又は第五十九條
 第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給
 事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦
 加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加
 算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加
 算、私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加
 算又は農林共済法の遺族共済年金の経過的寡婦
 加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡
 婦加算」という。)の支給を受けることができる
 者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八條
 第四項(私立学校教職員共済法第四十八條の二
 の規定によりその例によることとされる場合を
 含む。)、昭和六十年地共済改正法附則第二十九
 條第四項及び昭和六十年農林共済改正法附則第
 二十六條において準用する農林漁業団体職員共
 済組合法第五十一條第二項の規定にかかわら
 ず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡
 婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過
 的寡婦加算の支給を停止する。この場合におい
 て、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が
 二以上あるときは、共済年金各法の定めるとこ
 ろにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算
 を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦
 加算の支給を停止する。

第九章 雑則
 (国民年金法又は厚生年金保険法の規定による
 審査請求等の手続の特例)
 第七十三條 次に掲げる規定による審査請求又は
 再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審
 査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五條第
 二項(同法第三十二條第四項において準用する

場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法
 令の規定により同種の請求を受理することとさ
 れているドイツ保険者を經由してすることがで
 きる。

一 国民年金法第二百一十一條第一項
 二 国民年金法附則第九條の三の二第五項
 三 厚生年金保険法第九十條第一項
 四 厚生年金保険法第九十一條
 五 厚生年金保険法附則第二十九條第五項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会
 保険審査会法第四條の規定による審査請求の期
 間又は同法第三十二條第一項若しくは第二項の
 規定による再審査請求の期間の計算については、
 その經由したドイツ保険者に審査請求書若
 しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述
 した時に、審査請求又は再審査請求があったも
 のとみなす。

(ドイツ年金法令による申請等)
 第七十四條 ドイツ年金の申請その他ドイツ年金
 法令においてドイツ保険者に対して行うことと
 されている申請又は申告(以下この項及び次項
 において「ドイツ年金法令による申請等」とい
 う。)を行おうとする者は、当該ドイツ年金法令
 による申請等に係る文書を社会保険庁長官、国
 家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家
 公務員共済組合を除く。以下この項及び次条第
 一項において「日本保険者」という。)に提出する
 ことができる。この場合において、当該日本保
 険者が当該文書を受理したときは、遅滞なく、
 当該文書をドイツ保険者に送付するものとす
 る。

2 前項の規定により、ドイツ年金法令による申

請等を社会保険庁長官に提出するときは、都道
 府県知事を経由するものとする。

3 ドイツ年金法令においてドイツ保険者に申し
 立てることとされている不服申立てを行おうと
 する者は、社会保険審査官若しくは社会保険審
 査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員
 共済組合審査会、日本私立学校振興・共済事業
 団の共済審査会又は農林漁業団体職員共済組合
 の審査会(以下この項において「審査機関」とい
 う。)にその旨の文書を提出することができる。
 この場合において、当該審査機関が当該文書
 を受理したときは、遅滞なく、当該文書をドイツ
 保険者に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十五條 日本保険者又は社会保険審査官若
 しくは社会保険審査会(以下この条において「日本
 側保有機関」という。)は、国民年金法又は被用
 者年金各法(以下この項において「公的年金各
 法」という。)の被保険者若しくは被保険者で
 あつた者、組合員若しくは組合員であつた者
 (農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員
 又は任意継続組合員であつた者を含む。)、加入
 者若しくは加入者であつた者又は受給権者に関
 する情報であつてこの法律、公的年金各法その
 他関係法令の実施のために自ら保有するもの
 (以下この条において「保有情報」という。)を、

保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る
 協定の規定の実施に必要な限度において、協定
 第一条(四)に規定するドイツ連邦共和国の権限
 のある当局又はドイツ保険者(以下この条にお
 いて「ドイツ側保有機関」という。)に対して提供
 することができる。

2 日本側保有機関は、前項の場合のほか、ドイ
 ツ側保有機関からの要請に基づいて、ドイツ年
 金法令の規定の実施のために必要と認められる
 場合であつて、保有情報の本人若しくはその遺
 族の利益になるとき、又は保有情報の本人若し
 くはその遺族の同意が得られるときに限り、当
 該保有情報を、当該ドイツ側保有機関に対して
 提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関がドイツ
 側保有機関に提供した保有情報の本人又はその
 遺族は、日本側保有機関の長に対し、当該保有
 情報の内容又はドイツ側保有機関への提供の目
 的について、書面によりその開示を請求するこ
 とができる。

4 日本側保有機関は、ドイツ側保有機関から提
 供を受けた情報であつて個人に関するものにつ
 いて、行政機関の保有する電子計算機処理に係
 る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三
 年法律第九十五号)の規定によるほか、同法にお
 ける個人に関する情報の保護の措置に準じて、
 個人に関する情報の安全の確保その他の必要な
 措置を講じなければならない。
 (戸籍の無料証明)
 第七十六條 市町村長(特別区の区長を含むもの
 とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
 号)第二百五十一條の十九第一項の指定都市に
 あつては、区長とする。)は、ドイツ年金の受給
 権者に対して、当該市町村の条例で定めるとこ
 ろにより、ドイツ年金法令の被保険者、ドイツ
 年金法令の被保険者であつた者又はドイツ年金
 の受給権者であつて日本国の国籍を有するもの
 の戸籍に関し、無料で証明を行うことができ
 る。

(経過措置)

第七十七条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(政令への委任)

第七十九条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件等に関する規定を適用する場合における必要な技術的調整その他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第六十一条の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日以前」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、ドイツ期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ドイツ保険料納付期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第十五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第七条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

2 第十二条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十二条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前三項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、ドイツ保険料納付期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第七條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるものであるとき。

四 第六條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十二条第一項、第二項及び第七項の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八条、第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 ドイツ保険料納付期間及び国民年金の被

保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七条 第六條第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前

の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にあるものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ドイツ保険料納付期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十六条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者であること。

2 第二十条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十条第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十一条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

であつた者であつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十六条第二項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるものであるとき(前号に該当するときはを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときはを除く。)

四 第十五条第一項、厚生年金保険法第四十二
条ただし書及び附則第十四条並びに昭和六十
年国民年金等改正法附則第五十七條の規定を
參照して政令で定める受給資格要件を満たす
者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九條及び第五十九條の
二並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第
七十一條第二項の規定は、前項の場合について準
用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保
險の被保険者又は被保険者であつた者が同項第
一号から第三号までのいずれかに該当し、か
つ、同項第四号にも該当するときは、その遺族
が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出
をした場合を除き、同項第一号から第三号まで
のいずれかのみに該当し、同項第四号には該当
しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該
当することにより支給する遺族厚生年金は厚生
年金保険法第五十八條第一項第一号から第三号
までのいずれかに該当することにより支給する
遺族厚生年金と、第一項第四号に該当すること
により支給する遺族厚生年金は同条第一項第四
号に該当することにより支給する遺族厚生年金
とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の
額について、厚生年金保険法第六十二條第一項
の規定を適用する場合においては、同項中「そ
の権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族
厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の
日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の

額について、昭和六十一年国民年金等改正法附則
第七十三條第一項の規定を適用する場合におい
ては、同項中「妻であつた者に限る」とあるの
は、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保
險の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の
当時三十五歳以上であつたものに限る」とす
る。

7 第十五条第一項(第一号から第五号まで及び
第八号を除く)の規定は、第一項第四号に該当
することにより遺族厚生年金の支給を受けるこ
とができる者であつて、厚生年金保険法第六十
二條第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡
婦加算の加算の資格要件又は昭和六十一年国民
年金等改正法附則第七十三條第一項に規定する遺
族厚生年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件
たる期間を満たさないものについて準用する。
8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当
該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに
該当することにより支給する遺族厚生年金の
厚生年金保険法第六十條の規定による額 第
二十條第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに
該当することにより支給する遺族厚生年金に
加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は
遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十
一條第一項、第二項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給す
る遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中
高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦
加算の額 第十九條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金

に昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四
條第二項の規定により加算する額に相当する
部分の額 第十二條第一項、第二項及び第七
項

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金
に昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四
條第二項の規定により加算する額に相当する
部分の額 第十二條第一項及び第二項

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とす
る年金たる給付であつて政令で定めるものの支
給を受けることができる者がある場合について
は、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、
施行日の属する月の翌月から始めるものとす
る。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族
厚生年金の支給)

第十二條 ドイツ保険料納付期間及び厚生年金保
險の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四
月一日前に死亡した場合又は厚生年金保険の被
保険者であつた間若しくはドイツ保険料納付期
間中に発した傷病(昭和六十一年四月一日前に
発したものに限る)により当該傷病に係る初診
日から起算して五年を経過する日前に死亡した
者その他の政令で定める者が施行日前に死亡し
た場合における遺族厚生年金の支給要件又は額
に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令
で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件
等の特例)

第十三條 第十五條第一項の規定は、昭和六十
年国民年金等改正法第三條の規定による改正前
の

厚生年金保険法(以下この条及び次条において
「旧厚生年金保険法」という)による次に掲げる
保険給付について準用する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三
條第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた旧厚生年金保険法による老齢年
金(次項において「旧厚生年金保険法による老
齢年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三
條第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた旧厚生年金保険法による通算老
齢年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三
條第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた旧厚生年金保険法による特例老
齢年金

四 昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十五
條の規定によりなおその効力を有するものと
された旧厚生年金保険法による脱退手当金
(次項において「旧厚生年金保険法による脱退
手当金」という。)

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法
による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四條
第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧
厚生年金保険法第四十三條第一項の規定により
加算する加給年金額に相当する部分に限る)の
額及び旧厚生年金保険法による脱退手当金の額
については、第十九條第一項及び第二項の規定
を參照して政令で定めるところによる。

第十四條 旧厚生年金保険法による障害年金(そ
の権利を取得した時から引き続き旧厚生年金
保険法別表第一に定める一級又は二級に該当し

ない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がドイツ保険料納付期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第十五条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法以下この条から附則第二十条までにおいて「国共済法」という。第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第二十九条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第二十九条第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共

済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)

第十六条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限り)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間にいて国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に

該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第二十五条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第二十五条第一項(第一号から第三号まで及び

び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的事務加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第二十九条第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的事務加算の額 第三十条第一項、第二項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的事務加算の額 第二十八条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七項

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分

の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十八条 ドイツ保険料納付期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第十九条 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十一年四月一日前に国家公務員共済組合の組合員であつた期間を有し、かつ、昭和六十一年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十一年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定を適用したとみなす同法の規定に基づき脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第二十五条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である

給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第二十八条第一項及び第二項の規定を参照して政令で定めるところによる。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第二十条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第百三条第一項の規定による審査請求については、第三十三条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十六条までにおいて「地共済法」という。)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十条第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条

第三項の規定による金額について、第四十一条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当

該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く)。

三 第三十六条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十一年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共

済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十六條第一項(第一号から第三号まで及び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九條の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九條の二第一項第一号の規定による額 第四十條第一項、第三項及び第四項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第四十一條第一項、第二項及び第五項
三 第二項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第三十九條第一項及び第二項
四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項、第二項及び第七項

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項
7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。
(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)
第二十四條 ドイツ保険料納付期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(地共済法の旧脱退一時金等の支給)
第二十五條 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十一年四月一日前に地方公務員共済組合の組合員であつた期間を有し、かつ、昭和六十年地共済改正法附則第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の地共済組合員期間に算入して昭和六十年地共済改正法第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定を適用したとすれば同法の規定に基づき脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第三十六條第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第三十九條第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。
(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)
第二十六條 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第一百七條第一項の規定による審査請求については、第四十四條の規定は、適用しない。
(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)
第二十七條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十二條までにおいて「私学共済法」という。)第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十九條において「準用国共済法」という。)(第八十一條第二項に規定する障害等級に該當する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十二條第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二條第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十二條第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二條第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十三條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三條第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。
(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)
第二十八條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)
第二十九條 私学共済制度の加入者であつた者で

あつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第四十八条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除

き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十八条第一項(第一号から第三号まで及び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的事項加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十二条第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事項加算の額 第五十三条第一項、第二項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的事項加算の額 第五十一条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七項

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十条 ドイツ保険料納付期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の旧脱退一時金等の支給)

第三十一条 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十年四月一日前に私学共済制度の加入者であつた期間を有し、かつ、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の私学共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定を適用したとしたならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第四十八条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第五十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第三十二条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第五十六條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の農林共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第三十三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がドイツ保険料納付期間中にある者

(当該初診日において農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、農林共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により農林漁業団体職員共済組合法(以下この条から附則第三十八条までにおいて「農林共済法」という。)第三十九条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第六十三条第一項、第三項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の農林共済法第四十二条第一項の規定による額について、第六十三条第二項から第四項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金の農林共済法第四十二条第一項第一号に掲げる額の同条第三項の規定による額について、第六十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に農林共済法第四十三条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る農林共済法による障害共済年金の支給)

第三十四条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(ドイツ保険料納付期間及び農林共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による農林共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る農林共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第三十五条 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた者であつてドイツ保険料納付期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、農林共済法第四十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に於いて農林共済法第五十二条に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がドイツ保険料納付期間中にあるとき。

二 ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していない

とき(前号に該当するものを除く。)

三 第五十九条第一項、農林共済法第四十六条第一項第四号並びに昭和六十一年農林共済改正法附則第十二条第一項及び第二項の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 農林共済法第二十四条、第二十六条、第二十七条及び第二十九条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が農林共済法による遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当し、同項第三号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は農林共済法第四十六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十九条第一項(第一号から第三号まで及び第六号を除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、農林共済法第四十八条に規定する農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条に規定する農林共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の加算の

資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の農林共済法第四十七条第一項第一号の規定による額 第六十三条第一項、第三項及び第四項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第六十四条第一項、第二項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算の額 第六十二条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年農林共済改正法附則第二十七条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項、第二項及び第七項

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年農林共済改正法附則第二十七条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る農林共済法による遺族共済年金の支給)

第三十六條 ドイツ保険料納付期間及び農林共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における農林共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農林共済法の旧脱退一時金等の支給)

第三十七條 ドイツ保険料納付期間及び昭和六十一年四月一日前に農林共済組合員期間を有する者であつて、昭和六十一年農林共済改正法附則第五十三條の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十一年農林共済改正法による改正前の農林共済法(以下この項において「旧農林共済法」という。)による脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさないものについては、その者のドイツ保険料納付期間であつて政令で定めるものをその者の農林共済組合員期間に算入して旧農林共済法の規定を適用したとすれば旧農林共済法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第五十九條第一項の規定により支給する遺族共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第六十二條第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。

(農林共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第三十八條 農林共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する農林共済法第六十六條第一項の規定による審査請求については、第六十七條の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十九條 ドイツ期間及び昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合において、その者のドイツ期間であつて政令で定めるものを、昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十一年法律第八十一号)による

通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五條第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六條第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第四十條 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当該時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受け得ることがある者であつて、厚生年金保険法第

五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がドイツ保険料納付期間中にあるものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第四十一條 ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第七十條中「第十七條第一項、第二十六條第一項、第三十七條第一項、第四十九條第一項又は第六十條第一項」とあるのは、「附則第九條、第十五條、第二十一條、第二十七條又は第三十三條」と読み替えて同条の規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第四十二條 ドイツ保険料納付期間中に死亡した者又はドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号

日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る)については、第七十一条中「第十八条、第二十七条、第三十八条、第五十条又は第六十一条」とあるのは、「附則第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条」と読み替へて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に關する経過措置)

第四十三條 第七十二條第一項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十七條第一項第三号、第二十三條第一項第三号、第二十九條第一項第三号又は第三十五條第一項第三号に該當することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第七十二條第二項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十七條第一項第三号、第二十三條第一項第三号、第二十九條第一項第三号又は第三十五條第一項第三号に該當することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

社会保険に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の實施に伴う厚生年金保險法等の特例等に關する法律案 原子力基本法及び動力炉・核燃料開發事業団法の一部を改正する法律案

(國民年金法又は厚生年金保險法の規定による審査請求等の手続の特例に係る経過措置)

第四十四條 國民年金法又は厚生年金保險法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第七十三條第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

原子力基本法及び動力炉・核燃料開發事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月十二日

文教・科学委員長 大島 慶久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、動力炉・核燃料開發事業団についてその業務を抜本的に見直し、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発・研究を行う法人に改組するため、法人の名称を核燃料サイクル開發機構に改め、主たる事務所を茨城県に置くこととするほか、これまでの業務のうち、新型転換炉に關する開発、ウラン濃縮を含む核燃料物質の生産等の業務を整理縮小し、高

速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に關する開発・研究等の業務を計画的かつ効率的に行わせようとするものであり、おおむね妥當な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般會計予算に四百五十五億九千三百万円、電源開發促進対策特別會計予算に十二億二千二百万円が動力炉・核燃料開發事業団に対する出資及び助成に必要な経費としてそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府及び核燃料サイクル開發機構は、動力炉・核燃料開發事業団による度重なる事故及び不祥事を重く受けとめ、本法の施行に際し、次の事項に關し特に配慮すべきである。

一、原子力開發利用に係る安全の確保に万全を期すよう努めること。

一、核燃料サイクル開發機構における情報の公開については、「情報公開指針」の積極的な運用等により、適時・的確かつ信頼性の高いものとし、公共の安全に關する情報や業務の財務状況に關する情報については、特に配慮すること。特に事故時においては、関係自治体等に対し、迅速かつ分かり易い形で情報提供を行うこと。

一、整合性のある原子力開發を行うため、高速増殖炉、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分等の核燃料サイクルに係る政策につい

ては、今後とも國民的議論を継続し、その合意形成に努めること。

一、核燃料サイクル開發機構の運営に当たっては、同機構は自らに付与される明確な裁量権と責任について十分に認識し、地元重視を大前提として、立地地域の住民の信頼が得られるよう地域社会との共生に努めるとともに、透明性ある運営に努めること。

一、原子力防災については、原子力施設周辺住民の不安が十分に解消されるよう、地元自治体の要望にも配慮しつつ、人材や資材の適切な確保を含め、より実効性の高い防災体制の整備に向けた検討を進めること。

一、本法の施行によつて動燃改革が完了するものではないことを十分に認識しつつ、今後とも役職員の意識改革を徹底し、その体質を改善し、真の動燃改革が達成されるよう努めること。

一、原子力の研究開發利用に際し、國民の理解と協力が不可欠であることに鑑み、学校教育等においてその適切な理解の増進が図られるよう努めること。

右決議する。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開發事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十年四月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年五月十三日 参議院會議録第二十六号 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案

第三十七条を「第二十四条第二項若しくは第三

を第三十五条とする。

本計画を削り、同条第二項を次のように改め

必要な研究

項、第二十五条、第二十九条、第三十四条第一

第三十三条の見出しを「借入金及び核燃料サ

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとす

ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の

項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十六

イクル開発債券」に改め、同条第一項中「事業

二 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に

ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開

条又は第三十八条に改め、同条第一号中「第二

「核燃料サイクル開発債券」に改め、同条第四項

三 その他機構が業務を実施するに際し配慮

二 ハに掲げる業務に伴い発生する高レベ

十九条第一項又は第三十八条を「第三十一条第

第三十二条第一項及び第二項中「事業団を

第三章中第二十五条を第二十七条とし、同条

技術の開発及びこれに必要な研究

一項又は第三十九条に改め、同条第三号中「第

第三十一条を削る。

の前に次の一条を加える。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこ

三十六条第一号を「第三十七条第一号又は第二

第三十条中「事業団を」機構」に、「第二十七

第二十八条 機構は、第二十四条に規定する業

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目

号に改め、同条第四号中「第四十一条第一項」

条を「第二十九条に改め、同条を第三十二条

務を行うに当たっては、安全の確保を旨とし

2 機構は、前項第四号に掲げる業務を行おう

を「第四十一条第一項」に改め、同条を第四十四

とす。

とともに、適正かつ効率的に業務を運営するよ

とするとときは、内閣総理大臣の認可を受けな

条とする。

第四十二条第一項中「事業団を」機構」に、

（業務の運営）

3 機構は、第一項の規定により行う業務を妨

「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「事業

第二十九條第一項中「事業団を」機構」に改

め、同条第二項中「事業団を」機構」に、「つ

うこと。

団を」機構」に改め、第六章中同条を第四十三

なれば」を「付けなければ」に改め、同条第三

第二十四條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第二十五条とし、第三章中同条の前に次の一

条とし、同条を第七章とする。

第二十七條中「事業団を」機構」に改め、同条

（業務の範囲）

を第二十三条を削る。

第四十一条第一項中「事業団を」機構」に改め、第五章

第二十六條中「事業団を」機構」に改め、第四

一 核燃料サイクル（原子炉に燃料として使

第三章を第四号とし、第二章の次に次の一章

中同条を第四十一条とし、同条を第六章とす

章中同条を第二十八条とし、同条を第五章とす

る。

を第二十三条を削る。

第三十九条中「事業団を」機構」に改め、第四

第二十五条の見出しを「（基本方針）」に改め、

同条第一項中「第二十三条第一項第一号及び第

二 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構

章中同条を第四十条とする。

第二十九條中「事業団を」機構」に改め、同条

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

る機構」に改め、「（以下この条、第三十一条及

第三十八條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第三十九条とする。

及び第四十五条において「動力炉開発業務」とい

う。」「（動力炉開発業務に関する）及び及び基

を第三十八條とする。

第二十八條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第二十九条とする。

を第二十三条を削る。

第三十七條中「事業団を」機構」に改め、同条

第二十六條中「事業団を」機構」に改め、第四

章中同条を第二十八条とし、同条を第五章とす

る。

第三十六條中「事業団を」機構」に改め、同条

第二十五條の見出しを「（基本方針）」に改め、

同条第一項中「第二十三条第一項第一号及び第

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

を第三十九條とする。

第二十九條中「事業団を」機構」に改め、同条

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

る機構」に改め、「（以下この条、第三十一条及

第三十七條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第三十九条とする。

及び第四十五条において「動力炉開発業務」とい

う。」「（動力炉開発業務に関する）及び及び基

を第三十八條とする。

第二十八條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第二十九条とする。

を第二十三条を削る。

第三十六條中「事業団を」機構」に改め、同条

第二十五條の見出しを「（基本方針）」に改め、

同条第一項中「第二十三条第一項第一号及び第

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

を第三十九條とする。

第二十九條中「事業団を」機構」に改め、同条

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

る機構」に改め、「（以下この条、第三十一条及

第三十七條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第三十九条とする。

及び第四十五条において「動力炉開発業務」とい

う。」「（動力炉開発業務に関する）及び及び基

を第三十八條とする。

第二十八條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第二十九条とする。

を第二十三条を削る。

第三十六條中「事業団を」機構」に改め、同条

第二十五條の見出しを「（基本方針）」に改め、

同条第一項中「第二十三条第一項第一号及び第

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

を第三十九條とする。

第二十九條中「事業団を」機構」に改め、同条

二 号に掲げる事業団を「第二十四条に規定す

る機構」に改め、「（以下この条、第三十一条及

第三十七條中「事業団を」機構」に改め、同条

を第三十九条とする。

及び第四十五条において「動力炉開発業務」とい

う。」「（動力炉開発業務に関する）及び及び基

3 運営審議会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。
4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。
(委員)

第二十三条 委員は、機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
2 委員の任期は、二年とする。
3 委員は、再任されることが出来る。
4 第十六条第二項の規定は、委員について準用する。

附則第十條を次のように改める。
(業務の特例)

第十條 機構は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第二十四条の規定にかかわらず、改正法による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法(以下「旧法」という。)第二十三条第一項第一号及び第二号(新型転換炉に係る部分に限る。)、第四号並びに第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、前項の期間経過後であつても、当分の間、第二十四条の規定にかかわらず、旧法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち新型転換炉に関する業務並びに同項第四号に掲げる業務のうち核燃料物質の生産に関する業務(以下「特定業務」という。)

に伴い発生した放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、及び処分する業務、特定業務に係る施設を廃止する業務、同項第五号に掲げる業務のうち鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山における保安の確保に必要な措置を講ずる業務その他前項の政令で定める日までに同項に規定する業務に関して機構に帰属した義務の履行に必要な業務を行う。

3 機構は、第二十四条の規定にかかわらず、特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。
4 前三項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第二十四条第三項中「第一項の規定により行う業務」とあるのは「第一項及び附則第十條第一項から第三項までの規定により行う業務」と、第二十六条中「第二十四条に規定する業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十條第一項から第三項までに規定する業務」と、第二十七条第一項中「第二十四条に規定する業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十條第一項から第三項までに規定する業務」と、同条第二項中「第二十四条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十四条第一項第一号に掲げる業務並びに附則第十條第一項及び第三項に規定する業務」と、第四十八条第三号中「第二十四条第一項又は第三項に規定する業務」とあるのは「第二十四条第一項若しくは第三項又は附則第十條第一項、第二項若しくは第三項に規定する業務」とする。

5 改正法の施行前に行われた旧法第二十三条第一項各号に掲げる業務並びに第一項及び第三項に規定する業務に係る成果については、第二十四条第一項第二号に規定する成果とみなす。
附則 附則第十一條から第三十一條までを削る。
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中動力炉・核燃料開発事業団法第三十一條及び第三十二條第三項を削る改正規定並びに附則第五條及び第六條の規定については、公布の日から施行する。
(核燃料サイクル開発機構への移行)

第二條 動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)は、この法律の施行の時ににおいて、核燃料サイクル開発機構(以下「機構」という。)となるものとする。
(持分の払戻し)

第三條 政府以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。
2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、この法律による改正後の核燃料サイクル開発機構法(以下「新法」という。)第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)
第四條 この法律の施行の際現に核燃料サイクル開発機構という名称を使用している者については、新法第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(事業団の役員に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の日の前日において事業団の役員である者の任期は、この法律による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法第十四條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。
(基本方針に関する経過措置)

第六條 内閣総理大臣は、この法律の施行の日前において、原子力委員会の議決を経て新法第二十七條第一項の規定による基本方針を定めなければならない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、通商産業大臣との協議は、新法第二十四條第一項第一号イ、ロ及びニに掲げる業務に係る事項に限られるものとする。
(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(土地収用法の一部改正)

第八條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第三十四号を次のように改める。
三十四 核燃料サイクル開発機構が核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十四條第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

平成十年五月十三日 参議院会議録第二十六号
原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第十条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団以外の者」を削り、「ものを」に改める。

第十一条中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十一条の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十一条の三第三項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削り、同条第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十二条の三中「動力炉・核燃料開発事業団

及び」を削る。

第十二条の五中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

及び」を削る。

第十二条の五中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第二十一条の六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第二十一条の七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第四十三条の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第四十三条の三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第四十三条の三第三項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第四十四条、第四十四条の四及び第四十五条中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

第五十条の四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十一条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十一条の二中「製錬の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。第六

十五條及び第六十六條を除き、以下同じ。」を削る。

第五十一条の二第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

十五條及び第六十六條を除き、以下同じ。」を削る。

第五十一条の二第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十一条の二第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十七条の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十七条の三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十七条の三第三項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第六十一条の三第四項中「(同項第一号に該当する場合の動力炉・核燃料開発事業団を除く。）」を削る。

第七十一条第七項及び第九項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 核燃料サイクル開発機構

(電源開発促進特別会計法の一部改正)

十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改め、「ウラン濃縮技術の開発」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海洋水産資源開発センタ一の項の次に次のように加え、動力炉・核燃料開発事業団の項を削る。

核燃料サイクル開発機構

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中海洋水産資源開発センタ一の項の次に次のように加え、動力炉・核燃料開発事業団の項を削る。

核燃料サイクル開発機構

(消費税法の一部改正)

第十五条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中海洋水産資源開発センタ一の項の次に次のように加え、動力炉・核燃料開発事業団の項を削る。

核燃料サイクル開発機構

核燃料サイクル開発機構

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号及び第七十三条の四第一項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

第三百四十九条の三第十一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

「動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十三条第一項第一号から第四号まで」を「核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十四条第一項第一号」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前条の規定による改正後の地方税法中固定資産税及び都市計画税に関する規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日の属する年度以後の年度の固定資産税及び都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第五十八号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

インドの地下核実験に抗議する決議案
右の議案を決議する。
平成十年五月十三日

賛成者

岡野 裕 鴻池 祥肇
中島 眞人 西田 吉宏
今泉 昭 齋藤 勤
猪熊 重二 三重野栄子
戸田 邦司

賛成者

岩永 浩美 釜本 邦茂
陣内 孝雄 田浦 直
中原 爽 馳 浩
畑 恵 林 芳正
山本 一太 小川 勝也
前川 忠夫 但馬 久美
山下 栄一 渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

インドの地下核実験に抗議する決議

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

しかるに、今回、インドが地下核実験を強行したことは、包括的核実験禁止条約の採択によって高まった核軍縮への国際的努力に逆行し、当該地域における緊張を高める行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓うとともに、インドの地下核実験に厳重に抗議し、同国が早急に核開発を停止するよう強く求めるものである。

政府は、これまでの核実験反対に対する我が国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、インド政府に対して直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該地域における緊張の緩和と信頼醸成に努め、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、包括的核実験禁止条約の早期発効に一層努力すべきである。

右決議する。

投票者氏名

日程第一 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君 井上 吉夫君
井上 孝君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
板垣 正君 岩井 國臣君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 浦田 勝君

海老原義彦君 遠藤 要君

尾辻 秀久君 大河原太郎君

大木 浩君 大島 慶久君

大野つや子君 太田 豊秋君

岡 利定君 岡野 裕君

岡部 三郎君 加藤 紀文君

狩野 安君 鹿熊 安正君

景山俊太郎君 片山虎之助君

金田 勝年君 釜本 邦茂君

鎌田 要人君 龜谷 博昭君

木宮 和彦君 北岡 秀二君

久世 公義君 倉掛 哲男君

国井 正幸君 倉田 寛之君

小山 孝雄君 鴻池 祥肇君

佐々木 満君 佐藤 泰三君

斎藤 文夫君 坂野 重信君

清水嘉与子君 清水 達雄君

下福葉耕吉君 陣内 孝雄君

須藤良太郎君 末広まきこ君

鈴木 政二君 鈴木 貞敏君

鈴木 正孝君 田浦 直君

田沢 智治君 田村 公平君

高木 正明君 竹山 裕君

武見 敬三君 谷川 秀善君

常田 享祥君 坪井 一宇君

中島 眞人君 中原 爽君

永田 良雄君 長尾 立子君

長峯 基君 橋崎 泰昌君

成瀬 守重君 西田 吉宏君

野間 越君 南野知恵子君

長谷川道郎君 橋本 聖子君

馳 浩君 畑 恵君

林 芳正君	林田悠紀夫君
平田 耕一君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松浦 功君	松浦 孝治君
松村 龍二君	三浦 一水君
宮崎 秀樹君	村上 正邦君
矢野 哲朗君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	足立 良平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今泉 昭君
小川 勝也君	萱野 茂君
川橋 幸子君	久保 亘君
小林 元君	小山 峰男君
齋藤 勲君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
寺澤 芳男君	直嶋 正行君
長谷川 清君	前川 忠夫君
円より子君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	猪熊 重二君
魚住裕一郎君	牛嶋 正君
海野 義孝君	及川 順郎君
大久保直彦君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	武田 節子君
但馬 久美君	益田 洋介君
松 あきら君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
赤桐 操君	及川 一夫君

反対者氏名

○名

日程第五 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部徳代子君	清水 澄子君
瀬谷 英行君	谷本 義君
照屋 寛徳君	田 英夫君
三重野栄子君	村沢 牧君
山本 正和君	渡辺 四郎君
阿部 幸代君	有働 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	藤崎 弘君
須藤美也子君	立木 洋君
橋本 敦君	筆坂 秀世君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	阿曾田 清君
泉 信也君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	永野 茂門君
平井 卓志君	平野 貞夫君
星野 明市君	島袋 宗康君
西川きよし君	山田 俊昭君
奥村 展三君	堂本 暁子君
水野 誠一君	栗原 君子君
菅川 健二君	山崎 力君
石井 一二君	武田邦太郎君
松尾 官平君	

井上 孝君	石井 道子君
石川 弘君	石渡 清元君
板垣 正君	岩井 國臣君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君
大木 浩君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
岡部 三郎君	加藤 紀文君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀谷 博昭君
木宮 和彦君	北岡 秀二君
久世 公堯君	香掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木 満君	佐藤 泰三君
斎藤 文夫君	坂野 重信君
清水嘉与子君	清水 達雄君
下稲葉耕吉君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まき子君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	田浦 直君
田沢 智治君	田村 公平君
高木 正明君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享祥君	坪井 一宇君
中島 眞人君	中原 爽君
永田 良雄君	長尾 立子君

長峯 基君	橘崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	林田悠紀夫君
平田 耕一君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松浦 功君	松浦 孝治君
松村 龍二君	三浦 一水君
宮崎 秀樹君	村上 正邦君
矢野 哲朗君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	足立 良平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今泉 昭君
小川 勝也君	萱野 茂君
川橋 幸子君	久保 亘君
小林 元君	小山 峰男君
齋藤 勲君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
寺澤 芳男君	直嶋 正行君
長谷川 清君	前川 忠夫君
円より子君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	猪熊 重二君
魚住裕一郎君	牛嶋 正君
海野 義孝君	及川 順郎君
大久保直彦君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	白浜 一良君

反対者氏名

○名

高野 博節君	武田 節子君	但馬 久美君	益田 洋介君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	渡辺 孝男君	赤桐 操君	及川 一夫君	大庭 雅子君	梶原 敬義君	日下部禮代子君	清水 澄子君	瀬谷 英行君	谷本 巖君	照屋 寛徳君	田 英夫君	三重野 栄子君	村沢 牧君	山本 正和君	渡辺 四郎君	阿部 幸代君	有働 正治君	上田耕一郎君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	藤澤 弘君	須藤美也子君	立木 洋君	橋本 敦君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	阿曾田 清君	泉 信也君	扇 千景君	田村 秀昭君	高橋 令則君	戸田 邦司君	永野 茂門君	平井 卓志君	平野 貞夫君	星野 朋市君	島袋 宗康君	西川きよし君	山田 俊昭君	奥村 展三君	堂本 暁子君	水野 誠一君	栗原 君子君	菅川 健二君	山崎 力君	石井 一二君	武田邦太郎君	松尾 官平君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

日程第六 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一七〇名

阿部 正俊君	井上 孝君	石川 弘君	板垣 正君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	海老原義彦君	尾辻 秀久君	大木 浩君	大野つや子君	岡 利定君	岡部 三郎君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	木宮 和彦君	久世 公堯君	国井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木 満君	斎藤 文夫君	清水嘉与子君	下橋葉耕吉君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	田沢 智治君	井上 吉夫君	石井 道子君	石渡 清元君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	浦田 勝君	遠藤 要君	大河原太一郎君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加藤 紀文君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	龜谷 博昭君	北岡 秀二君	沓掛 哲男君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	清水 達雄君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	鈴木 貞敏君	田浦 直君	田村 公平君
--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

高木 正明君	武見 敬三君	常田 享群君	中島 真人君	永田 良雄君	長峯 基君	成瀬 守重君	野間 越君	長谷川道郎君	馳 浩君	林 芳正君	平田 耕一君	保坂 三蔵君	松浦 功君	松村 龍二君	宮崎 秀樹君	矢野 哲朗君	依田 智治君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	小川 勝也君	川橋 幸子君	小林 元君	齋藤 勲君	菅野 久光君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	前川 忠夫君	吉田 之久君	薬科 満治君	猪熊 重二君	竹山 裕君	谷川 秀善君	坪井 一字君	中原 爽君	長尾 立子君	榑崎 泰昌君	西田 吉宏君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林田悠紀夫君	二木 秀夫君	真鍋 賢二君	松浦 孝治君	三浦 一水君	村上 正邦君	山本 一太君	吉川 芳男君	足立 良平君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	菅野 茂君	久保 亘君	小山 峰男君	笹野 貞子君	角田 義一君	寺澤 芳男君	長谷川 清君	円より子君	和田 洋子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

反対者氏名

一四名

牛嶋 正君	海野 義孝君	及川 順郎君	大久保直彦君	大森 礼子君	加藤 修一君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	高野 博節君	武田 節子君	但馬 久美君	益田 洋介君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	渡辺 孝男君	赤桐 操君	梶原 敬義君	瀬谷 英行君	照屋 寛徳君	三重野 栄子君	山本 正和君	阿曾田 清君	村沢 牧君	渡辺 四郎君	泉 信也君	扇 千景君	田村 秀昭君	高橋 令則君	戸田 邦司君	永野 茂門君	平井 卓志君	平野 貞夫君	星野 朋市君	島袋 宗康君	西川きよし君	山田 俊昭君	堂本 暁子君	菅川 健二君	石井 一二君	武田邦太郎君	松尾 官平君	阿部 幸代君	有働 正治君	上田耕一郎君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	藤澤 弘君	須藤美也子君	立木 洋君	筆坂 秀世君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------

山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 栗原 君子君

地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年四月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
上山 和人

地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問主意書
我が国の年金制度は、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、農林漁業団体職員共済組合によって構成されており、高齢者の生活を支えるものとして非常に大きな役割を果たしている。

さて、これらの年金の受給手続については、受給者の実情に配慮して、その負担の軽減を図っていくことが必要であることはいうまでもない。
現在、年金受給者は、毎年一回現況届を提出しなければならぬとされ、現況届が提出されなかったり、提出が遅れると、提出までの間、年金は差し止められることとされている。そして、この現況届には市町村長の証明が必要とされているところである。この手続は、高齢である年金受給者にとっては大きな負担であり、とりわけ山間部等に居住している高齢者や猛暑や厳冬の時期に証明を受けようとする高齢者からはその廃止が強く

求められてきた。

このような声も踏まえ、本年一月から、社会保険庁が所管する国民年金、厚生年金については、この市町村長の証明は廃止され、受給者本人の自署による生存申立てで足りることとされた。また、国家公務員共済組合については、本年四月一日から同様の措置がとられたところである。

他方、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、農林漁業団体職員共済組合については、住民基本台帳ネットワークシステムの実施まで、市町村長の証明を必要とする現況届の提出を継続するといわれている。

一階部分の基礎年金においては、市町村長の証明が廃止されたにもかかわらず、地方公務員等共済組合など前述の職域年金についてはまだ証明が必要とされているため、これらに係る受給者は結局市役所等に出向かなければならず、せっかくの措置もその効果を発揮していないのが現状である。

現況届に対する市町村長の証明は、最大の加入者数をもつ社会保険庁が廃止し、同じ共済組合である国家公務員共済組合も廃止したところであり、年金制度全体の観点から、受給者の利便性の向上及び統一的な扱いを図り、このような手続面における不平等、不公平を早急に是正すべきであると考えるところ、地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関し、以下質問する。

一、社会保険庁が市町村長の証明を廃止した理由は何か。
二、社会保険庁は市町村長の証明廃止に伴う受給者の反応をどう把握しているか。

三、国家公務員共済組合について、他共済に先駆けて、市町村長の証明を廃止した理由は何か。また、廃止によって何らかの不都合が生じているか。

四、国家公務員共済組合の証明廃止に伴う受給者の反応をどう把握しているか。

五、地方公務員等共済組合について

1 今国会に提出されている住民基本台帳法の一部改正案が成立し、住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能になるまで、現行の市町村長の証明を継続することとしているが、同じ共済組合である国家公務員共済組合と異なり、ネットワークシステムが利用可能となるまで証明を継続しなければならないとする理由は何か。

2 ネットワークシステムはいつから稼働するのか。

3 受給者の利便性等に配慮し、ネットワークシステムの稼働を待つことなく、社会保険庁、国家公務員共済組合と同様、早急に市町村長の証明を廃止すべきであると考えますが、いかがか。

4 証明を廃止するための法令上の措置は、「地方公務員等共済組合法施行規程」を改正すれば足りるかと考えるが、いかがか。

六、私立学校教職員共済について、受給者の利便性等に配慮し、早急に市町村長の証明を廃止すべきであると考えますが、いかがか。

七、農林漁業団体職員共済組合について、受給者の利便性等に配慮し、早急に市町村長の証明を廃止すべきであると考えますが、いかがか。

八、住民基本台帳ネットワークシステムの実施を待つまでもなく、平成九年一月に導入された基礎年金番号を活用することで、社会保険庁に提出された現況届によって、個別の被用者年金の現況届は廃止できると考えるが、いかがか。
右質問する。

平成十年五月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員上山和人君提出地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上山和人君提出地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問に対する答弁書
一について

現況届は、年一回、受給権者の生存の確認のほか、就労、家族、障害の状況など年金を支給する上で必要な状況を確認するために、受給権者本人から提出いただいているものであり、保険者と受給権者との連絡の手段として必要なものである。

国民年金及び厚生年金に係る現況届については、これまで、その提出に際し、受給権者等の生存の状況について市町村長の証明を求めたところであるが、当該証明を得るために市町村の窓口まで出向くことは受給権者にとって相当の負担であり、市町村における当該証明に要する事務量も大きいため、従来から、受給権者、市町村関係者、国会等から、その改善を要

望されてきたところであり、同様の理由で地方分権推進委員会第三次勧告(平成九年九月二日)においても国民年金の現況届に係る当該証明を廃止する旨が盛り込まれたところである。

このため、平成十年一月から、受給権者に対するサービスの向上、行政事務の簡素・効率化を図る観点から、受給権者等の生存に係る市町村長の証明を廃止し、受給権者本人の自署(当該受給権者が自ら署名すること)が困難な場合にあっては、代理人の署名による生存申立てを行うこととするので、これに代えることとしたところである。

二について

御指摘の受給権者の反応については、特に調査は行っていないが、今回の措置は、受給権者の負担が軽減すると考えられることから、歓迎されているものと受け止めている。

三について

国家公務員共済においても、前記一についてと同様の考え方に立ち、平成十年四月から、受給権者等の生存に係る市町村長の証明を廃止し、受給権者本人の自署(当該受給権者が自ら署名すること)が困難な場合にあっては、代理人の署名による生存申立てを行うこととするので、これに代えることとしたところである。また、廃止によって現在のところ特段の不都合は生じていない。

四について

御指摘の受給権者の反応については、特に調査は行っていないが、今回の措置は、受給権者の負担が軽減すると考えられることから、歓迎されているものと受け止めている。

五の1及び3について

地方公務員共済においては、年金の過払い防止の観点から、受給権者の負担の軽減を図るため、現在国会に提出されている住民基本台帳法の一部を改正する法律案における住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能となれば、受給権者等の生存に係る市町村長の証明を廃止したいと考えている。

なお、それまでの間において受給権者の負担を軽減するための方策が可能かどうかについては、現況届に係る事務処理の状況等を踏まえ、幅広く検討してまいりたいと考えている。

五の2について

住民基本台帳法の一部を改正する法律案中住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に係る改正規定は、同法附則第一条の規定に基づき、同法の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

五の4について

受給権者等の生存に係る市町村長の証明は、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号第五百五十七条第二項に規定されているところであり、当該証明を廃止するためには当該規定の改正が必要である。

六について

私立学校教職員共済においては、年金の過払い防止の観点から、受給権者の負担の軽減を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能となれば、受給権者等の生存に係る市町村長の証明を廃止したいと考えている。

なお、それまでの間において受給権者の負担を軽減するための方策が可能かどうかについては、現況届に係る事務処理の状況等を踏まえ、幅広く検討してまいりたいと考えている。

七について

農林漁業団体職員共済においては、受給権者等の生存に係る市町村長の証明について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより廃止することとしているが、受給権者からの要望等を踏まえ、廃止の前倒し実施を含め、受給権者の負担の軽減方策につき幅広く検討してまいりたい。

八について

基礎年金番号は、全国民に共通の基礎年金が導入されたことを踏まえ、年金制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給権者サービスの向上を図るため、すべての年金制度間で共通に使用できるものとして導入したものである。

これにより、異なる年金制度間においても同一の番号で加入者や受給権者の記録を把握でき、社会保険庁や各共済組合等の間で円滑な情報交換を行うことができることとなったことから、現在、死亡を理由とする失権等に関する情報の交換を行っているところであるが、今後とも基礎年金番号を活用して、一層の受給権者に対するサービスの向上等に努めてまいりたい。

しかし、各共済組合等の現況届については、各共済組合等の受給権者のうち、当該共済組合等の給付のみを受け、社会保険庁には現況届を提出していないものが相当の割合を占めていることから、当該受給権者に対し年金を支給する上で必要な状況を確認する等の必要があるため、社会保険庁に提出された現況届によって直ちにこれを廃止できるというものではない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五ノ八四四五 番四号 虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
（本 体） 本号一都 配 送 三〇五円 料 別 四〇円